

教育福祉常任委員会記録

令和5年 第1回定例会																	
1 日 時	令和5年3月15日(水) 午前10時00分 開会 午後 8時06分 閉会																
2 場 所	議 場																
3 出 席 委 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">鈴木 紹 平</td> <td>委員長</td> </tr> <tr> <td>宇賀神 敏</td> <td>副委員長</td> </tr> <tr> <td>石 川 さやか</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>阿 部 秀 実</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>加 藤 美智子</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>谷 中 恵 子</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>横 尾 武 男</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>鰐 原 一 男</td> <td>委員</td> </tr> </table>	鈴木 紹 平	委員長	宇賀神 敏	副委員長	石 川 さやか	委員	阿 部 秀 実	委員	加 藤 美智子	委員	谷 中 恵 子	委員	横 尾 武 男	委員	鰐 原 一 男	委員
鈴木 紹 平	委員長																
宇賀神 敏	副委員長																
石 川 さやか	委員																
阿 部 秀 実	委員																
加 藤 美智子	委員																
谷 中 恵 子	委員																
横 尾 武 男	委員																
鰐 原 一 男	委員																
4 欠 席 委 員	なし																
5 委員外出席者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">大 島 久 幸</td> <td>議長</td> </tr> <tr> <td>小 島 実</td> <td>副議長</td> </tr> </table>	大 島 久 幸	議長	小 島 実	副議長												
大 島 久 幸	議長																
小 島 実	副議長																
6 説 明 員	別紙のとおり																
7 事務局職員	柳田 書記																
8 会議の概要	別紙のとおり																
9 傍 聴 者	17名																

教育福祉常任委員会 説明員

職 名		氏 名	人 数
副市長		福田 義一	1名
教育長		中村 仁	1名
保健福祉部	保健福祉部長	亀山 貴則	12名
	厚生課長	羽山 好明	
	障がい福祉課長	高橋 学	
	高齢福祉課長	中村 陽子	
	介護保険課長	星野 栄一	
	保険年金課長	谷津 勝也	
	健康課長	東城 朋子	
	厚生課長補佐兼保護係長	松島 誠	
	高齢福祉課長補佐兼地域包括ケア推進係長	長谷川ルミ	
	介護保険課長補佐兼介護認定係長	根本 幸子	
	保険年金課長補佐兼保険事業係長	高根澤秀明	
	新型コロナウイルス感染予防対策室長	古橋 芳一	
こども未来部	こども未来部長	黒川 勝弘	6名
	子育て支援課長	杉山 芳子	
	保育課長	小堀満美子	
	こども総合サポートセンター長	飯塚 利幸	
	こども・家庭相談係長	川中子 学	
	保育課長補佐兼保育認定係長	白井香代子	
教育委員会事務局	教育次長	高橋 年和	12名
	教育総務課長	郷 昭裕	
	学校教育課長	大貫 照実	
	生涯学習課長	金子恵美子	
	文化課長	渡邊 靖	
	スポーツ振興課長	仲田 順一	
	国体推進室長	大場 隆光	
	学校給食共同調理場長	秋本 敏	
	図書館長	大貫 陽子	
	川上澄生美術館事務長	向田 和子	
	教育総務課長補佐兼総務政策係長	田仲 史枝	
学校教育課長補佐兼指導係長兼教育研究所付担当副主幹	清野 竜一		
32名			

教育福祉常任委員会 審査事項

- 1 議案第 1 号 令和5年度鹿沼市一般会計予算について
- 2 議案第 2 号 令和5年度鹿沼市国民健康保険特別会計予算について
- 3 議案第 4 号 令和5年度鹿沼市介護保険特別会計予算について
- 4 議案第 5 号 令和5年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計予算について
- 5 議案第10号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）について
- 6 議案第11号 令和4年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 7 議案第12号 令和4年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 8 議案第22号 鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 9 議案第23号 鹿沼市ヤングケアラー支援条例の制定について
- 10 議案第24号 鹿沼市保育所条例の一部改正について
- 11 議案第26号 鹿沼市国民健康保険条例の一部改正について
- 12 議案第27号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について
- 13 議案第28号 鹿沼市都市公園条例の一部改正について
- 14 議案第32号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号）について
- 15 議案第33号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号）について
- 16 陳情第11号 栃木特別支援学校寄宿舎の存続に関する意見書の提出を求める陳情書
（令和4年）
- 17 陳情第 1号 ひまわり食堂への助成金返還を求める陳情
- 18 陳情第 2号 鹿沼市社会福祉協議会への助成金誤送金原因究明と是正を求める陳情
- 19 陳情第 3号 一般社団法人こども未来の文化活動交流館使用許可取り消しと「赤い羽根共同募金助成」の報告調査を求める陳情

令和5年第1回定例会 教育福祉常任委員会概要

○鈴木委員長 開会に先立ちまして、お願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でもお近くのマイクにより、明瞭にお願いいたします。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

それでは、ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案15件、陳情4件であります。

陳情第1号 ひまわり食堂への助成金返還を求める陳情について、陳情第2号 鹿沼市社会福祉協議会への助成金誤送金原因究明と是正を求める陳情について及び陳情第3号 一般社団法人こども未来の文化活動交流館使用許可取り消しと「赤い羽根共同募金助成」の報告調査を求める陳情につきましては、陳情の趣旨を述べるため、陳情人にお越しいただいておりますので、はじめに、陳情第1号から陳情第3号を審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

○鈴木委員長 はい、ご異議なしと。

(「異議あり」と言う者あり)

○鈴木委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 今回の陳情は、3件あります。1件ずつの陳情を求めます。

○鈴木委員長 はい、今鰐原委員から1件ずつの審査をしてほしいとありましたが、今回は1件ずつやる予定ですので、よろしく申し上げます。

はい、鰐原委員。

○鰐原委員 そうすると陳情人の陳情も1件ずつ陳情するということでよろしいですか。

○鈴木委員長 はい。

○鰐原委員 3件まとめて陳情ではなく。

○鈴木委員長 3件まとめてではなく、1件ずつということで。

○鰐原委員 はい。了解しました。

○鈴木委員長 はい。ほかにご異議のある方、いらっしゃいますか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 はい、ご異議なしと認めます。

それでは、陳情第1号 ひまわり食堂への助成金返還を求める陳情についてから陳情第3号 一般社団法人こども未来の文化活動交流館使用許可取り消しと「赤い羽根共同募金助成」の報告調査を求める陳情についてを議題といたします。

陳情第1号から陳情第3号については、加藤美智子委員が、鹿沼市議会委員会条例第15号の規定により、除斥の対象となりますので、加藤美智子委員の退席を求めます。

(加藤美智子委員 退席)

○鈴木委員長 この件につきましては、鹿沼市議会基本条例第6条第3項の規定により、陳情人である、かぬまこども食堂支援センター、代表、楠様にお越しいただいておりますので、陳情人の入室を許可いたします。

(陳情人 入室)

○鈴木委員長 楠様、本日はお疲れ様です。

本日、楠様より追加資料の提出がありましたので、委員の皆様には事務局より資料を配付したいと思います。

事務局、よろしく願いいたします。

(資料配付)

○鈴木委員長 早速ですが、陳情第1号 ひまわり食堂への助成金返還を求める陳情について、5分程度で説明をお願いいたします。

○陳情人 皆さん、こんにちは。

私は、かぬまこども食堂支援センターの楠です。また、一般社団法人こども食堂ノエルの理事もしています。

本日は趣旨説明の場を設けていただき、大変ありがとうございます。

3件の陳情は、こども食堂に関するものです。

現在、全国のこども食堂は、7,000カ所を超え、助成金や支援物資が広くいただけるようになってきました。

その温かい厚意に応えるためにも、いただいたお金は正しく使うべきだと思っています。

鹿沼市のこども食堂は、いくつか問題があります。

そこで、よりよい運営をしたいと思い、陳情することにしました。

また、こども総合サポートセンター様には、こども食堂の運営に対し、いつも親身になってサポートしていただき、とても感謝をしています。ありがとうございます。

それでは、1ページをご覧ください。

鹿沼市のこども食堂は、鹿沼市から開設時20万円の助成金をいただけます。

助成条件は、1年継続、1年後の報告書提出です。

下の図をご覧ください。

しかし、ひまわり食堂は1年間継続せず、報告書も出していません。

委員長をはじめ、委員の皆さん、加藤議員にこのことをどう思うか聞いていただきたいと思います。

また、床リフォームは、市の助成金で行ったのか、花王の助成金で行ったのか、さらに、アマゾン領収書の品名も聞いてください。

議員は、税金の使い道などをチェックする立場です。ルールどおりにできないなら、助成金は返還すべきではないでしょうか。

これらについて、少し詳しく説明します。2ページをご覧ください。

1、1年以上の継続について。

開設は2017年10月、2018年7月頃閉店です。「子ども食堂ネットワークかぬま」だよりには、2018年4月より、移動のひまわり食堂を開始するとあります。

しかし、鹿沼市の記録は、移動のこども食堂は実施には至らなかったとなっています。ひまわり食堂構成員のOさんや、近隣の方は、夏頃まではやっていたと思うと話しています。

したがって、1年以上の継続はできていません。

報告書の提出について。

鹿沼市こども総合サポートセンターは報告書の未提出に困り、督促をしていました。

しかし、副代表の加藤議員は、代表、石川能伴氏が行方不明のため、報告書は提出できないとしています。

鹿沼市社会福祉協議会、K氏のフェイスブックによれば、報告書の提出期限を過ぎた翌年の2019年5月21日、代表、石川能伴氏、大出治夫氏と西茂呂集会所に行ったとの記載があります。

「子ども食堂ネットワークかぬま」、2019年7月定例会の議事録にも、「石川さんと連絡が取れない」の記載があります。

つまり、代表の石川能伴氏とは、2019年6月頃までは連絡が取れる状況で、提出は可能でした。

3、提出期限、約2年半後、2021年5月28日、顛末書。

令和3年5月28日付、こども食堂助成金に係る実績報告書についてが副代表の加藤議員より提出されました。

しかし、顛末書の文章は、鹿沼市が作成したものです。

それに、副代表、加藤議員が署名、押印しただけのものです。

4、助成金領収書の不備について。

代表、石川能伴氏が市に提出した領収書によれば、こども食堂ひまわりの床リフォーム代6万円は、市の助成金で支払ったとあります。

しかし、副代表、加藤議員は、床リフォーム代は、「花王ハートポケット」の助成金で支払ったとあります。食い違っています。

また、市へ提出した領収書の中で、アマゾンへの支払い4件、1万7,452円の品名が不明です。

鹿沼市こども総合サポートセンターは、「調理用具と聞いているが、品名はわからない」と言っています。

5については、お読みください。

この20万円の助成金は、市民の大切なお金です。

委員会の皆さん、十分な審議をお願いいたします。

以上で趣旨説明を終わります。

○鈴木委員長 陳情人の説明は終わりました。

陳情人に対し、確認したいことがある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 まずはじめに、委員長に伺います。

今回出席している説明者、鹿沼市側の職員だけです。

これを見ると、こども総合サポートセンターや、後々社会福祉協議会の名前も出てきます。

この鹿沼市社会福祉協議会やこども総合サポートセンターに、説明者として出席願わなかった理由を伺っておきます。

○鈴木委員長 すみません。今ちょっと資料が手元にないので、一時暫時休憩したいと思います。はい。

(午前10時11分)

○鈴木委員長 では、休憩前に引き続き再開いたします。

(午前10時14分)

○鈴木委員長 先ほど鰐原委員の質問に対し、事務局のほうから説明をいたします。

小杉事務局長。

○小杉事務局長 議会事務局長の小杉です。

ただいまの鰐原委員の質疑にお答えいたします。

今回、社会福祉協議会が出席していない理由ということなのですが、地方自治法第121条をちょっと読み上げさせていただきます。

普通地方公共団体の長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は委嘱を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないときについて正当な理由がある場合においては、その旨を議長に届け出ているときは、この限りでないという条文がございます。

この中に社会福祉協議会は含まれておりませんので、出席要求をしておりません。また、出席する義務は、社会福祉協議会にはないということでございます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 はい、鰐原委員。

(「聞こえないよ」と言う者あり)

(「聞こえません」と言う者あり)

(「誰に対してしゃべってるんだ」と言う者あり)

○鰐原委員 いや、傍聴人はしゃべってはだめ。傍聴人に注意しなさいよ。

○鈴木委員長 傍聴人のほうは静粛にお願いします。

はい、鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますと、社会福祉協議会に対しては、議長は出席を要請しなかったと、そう理解してよろしいですか。

○鈴木委員長 小杉事務局長。

○小杉事務局長 議会事務局長の小杉です。

議長は出席要求はしておりません。出席要求は市長と教育長、及び今回は農業委員会会長のほうにしております。

説明は以上です。

○鈴木委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 了承しました。

後ほど、社会福祉協議会の名前が出てきたときに、また議論があった場合は発言させていただきます。

○鈴木委員長 ほかに確認したいことがある方はいますか。

確認事項もないようですので、ここで陳情人の退席を求めます。

(陳情人 退席)

○鈴木委員長 それでは、陳情第1号について、執行部に対して確認したいことはありますか。

確認したいことがある方は挙手願います。

はい、鰐原委員。

○鰐原委員 ひまわり食堂への助成金返還を求める陳情の中に、助成に関しての下記の鹿沼市要保護児童等対策支援事業実施要綱違反がありますとの文面がありますが、タブレットで調べましてもね、鹿沼市要保護児童等対策支援事業実施要綱というものが出てきませんので、それを委員の手元に届けるべきかと思えます。

○鈴木委員長 資料はありますので、今コピーしますので、一時、暫時休憩いたします。

はい、石川委員。

○石川委員 時間がもったいないので、ほかの質疑があれば進めたほうが良いと思うのですが、すけれども。暫時休憩しないで。

○鈴木委員長 わかりました。

石川委員から暫時休憩なしで、ほかに質問がある方がいればということで、では、暫時休憩をせずに、ほかに確認したいことは、いる方はいますか。はい、谷中委員。

○谷中委員 谷中です。よろしくお願いします。

今趣旨説明の中の資料をいただきました。

それで、2ページで、まず20万円の返還ということで、求めてくださいということでありますが、その中に1～4番まで、いろんな、こういうことが違反というか、そういうことがあるので、20万円返還というふうに言っているのだと思うのですね。

それで、まず1つ、1年以上の継続についてということで、今楠氏のほうからはその

辺がやってなかった、移動のこども食堂は実施に至らなかったということで、また、構成員の方も、〇さんと書いてありますけれども、「夏までやっていただけも」というふうなことが書かれております。

これについての事実確認をしたいと思いますので、執行部の説明を求めます。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。はい、飯塚こども総合サポートセンター長。

○飯塚こども総合サポートセンター長 こども総合サポートセンター長の飯塚です。よろしくお願ひいたします。

谷中委員の質疑にお答えします。

ひまわり食堂がスタートしたのが、平成29年(2017年)の10月4日スタートでございます。

それから、1年以上活動していたことは、私のほうで現場の確認、あるいは、代表本人からの聞き取りやその他、資料等を見て、確認しているということで、答えさせていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 はい、谷中委員。

○谷中委員 やっていたということで、資料確認してあるのですが、今、そちらのセンターのほうでは、どういう報告があって、資料確認だけではなくて、こういう報告があってやったというところまで、ちょっと踏み込んで説明をお願いしたいのですが、よろしいですか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。飯塚こども総合サポートセンター長。

○飯塚こども総合サポートセンター長 こども総合サポートセンター長の飯塚です。

谷中委員のご質疑にお答えします。

まず、ちょっとひまわり食堂のスタートから、そのいきさつというか、その辺をちょっと説明させていただきますと、2017年の10月にオープンして、それから半年ぐらいは順調に営業をなされていました。

翌年の3月頃だったと思いますが、その店舗が賃借料の値上げによって、継続が困難になったということは、代表のほうから相談がありました。

それで、いろいろ意向を確認したところ、ほかの場所で再開をしたいというふうに希望されていました。ということで、継続の意思があるというふうに、そのときは判断しております。

それから、やはり3月をもって、お店のほうは閉められまして、翌月、移動こども食堂というのをやりたいというご提案がありました。

これは、申し込みがあったところに、出向いていくスタイルだということで、そこで「こういうスタイルもあるんじゃないか」ということで、それを了解させていただきました。

それからさらに、その次の月の5月には、元の場所のすぐ近くのところで、借家を借

りられたということで、再開されております。

それから、もうしばらくはその移動こども食堂と並行しながら活動されておまして、それで、私も現場のほうに行ったり、あるいは、この移動こども食堂については、会報などでそういうのを配布して、「やっていますよ」ということで、周知をなさっていたようなのですが、そういった会報が翌年の12月まではそういった募集案内をしているというところを確認しておまして、それをもって1年以上の活動をしていたというふうに私どもは判断しております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 はい、谷中委員。

○谷中委員 では、移動のこども食堂ということで、チラシをまいたり、そういう希望があれば、そこへ行って行く準備はしていたけれども、希望がなかったということで、実際にはやられてなかったということになるけれども、活動としてはそこでやろうとしていたということは事実だということによろしいですね。そこだけもう1回確認、はい。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。はい、飯塚こども総合サポートセンター長。

○飯塚こども総合サポートセンター長 こども総合サポートセンター長の飯塚です。

ただいまのご質疑につきましては、おっしゃるとおりでございます。

確かに、移動こども食堂は、やはり若干、PR不足もあったのかなというふうに思いますが、申し込みがなかったというふうに聞いておまして、その点についても、代表者とは話し合いをもって、いろいろ、いろんな事情をお聞きしながら、これを可と判断させていただいたところでございます。

なお、1年以上というのは、助成の対象者のその1年以上の意思、あるいは能力といったところを、1年以上できるかというようなどころを見ております。

それで、事業として具体的には、月1回以上及び年15回以上の実施といったところを規定とさせていただいておまして、それで、こども食堂ひまわりさんは、15回以上の実施はもう既に行っているところは確認しております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 ほかに確認したいことがある方はいませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 (1)の件について、今サポートセンターの、こども総合サポートセンター長の飯塚さんですか、返答いただきました。

それでね、陳情の、楠さんが陳情していただきました参考資料の27ページ、皆さんのお手元にはあると思うのですけれども、その中で、こども総合サポートセンターの所長さん、当時は仲田さんといいましたかね。その会議・打ち合わせ記録があります。

それは、電話で聞いたわけですよ。電話で聞いた打ち合わせ記録の中に、一つに移動食堂、先ほど説明がありました移動食堂を始めたが、PR不足もあり、実施には至らなかったと、そういうことが書いてありますが、そうすると、先ほどの答弁と食い違いがあると思われませんが、その点の説明をお願いいたします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いいたします。飯塚こども総合サポートセンター長。

○飯塚こども総合サポートセンター長 こども総合サポートセンター長の飯塚です。

鰻原委員のご質疑にお答えします。

先ほどもちょっと触れましたが、PR不足もありまして、お申し込みがなかったというふうには、そのことを「実施には至らなかった」というような話として、ここに記載されておりますが、チラシ等、配布等ですね、そういった申し込み、周知等は行っており、活動はされていたというふうには判断しております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 はい、鰻原委員。

○鰻原委員 そうすると、その件は、申し込みはなかったと、チラシ等の配布をやったり、実際その、そういうことをやろうという意思があったから、そのことは実施としたと認めるという判断でよろしいかと思えますけれども、この件について、今日の陳情人の楠さんのご意見を私は伺いたいと思えます。

○鈴木委員長 すみません、鰻原委員、先ほど楠様に確認したいことがあるかということで、お伺いはしたのですけれども。

はい、鰻原委員。

○鰻原委員 具体的な案件に入ってきましたので、具体的な案件については、先ほどの陳情人のところでは聞けませんでしたけれども、具体的な案件に入ってきましたので、そういう点を、1点1点を精査していかないとね、このことが事実なのか、事実ではないのかということがわからない面が出てくるのではないかと、私は思ひまして、楠さんへの意見を求めたわけでありまして。

○鈴木委員長 はい、わかりました。

先ほど鰻原委員のほうから、楠様の質問をということでありましたが、ほかの委員の皆様にご確認をしたいと思えますので、挙手で採決をとりたいと思えますが、よろしいでしょうか。はい。

○鰻原委員 各々の意見がね、食い違いがあると思うのですよ。

ですけれども、採決以外にね、陳情人の意見を聞きたいということも、いちいち委員長が委員の採決をとって、多数決でその意見を聞かないということ、聞かなければ、民主政治は成り立たないと思えますよ。委員長の裁量でやってくださいよ。

○鈴木委員長 はい、石川委員。

○石川委員 スムーズに進行するために、執行部に対する質疑を済ませた上で、再度、いろいろお聞きしたいことが出てきた場合は、まとめて陳情人にお伺いするというのはいかがでしょうか。

○鈴木委員長 はい、今石川委員のほうから最後にまとめてお伺いをするという意見が出ましたが、鰻原委員どうでしょう。はい、鰻原委員。

○鰻原委員 委員長はどう判断するのですか。

- 鈴木委員長 今、石川委員のほうからまとめてという意見が出まして、ほかの委員の方もちょっとどういう考えなのか、お伺いしてもよろしいでしょうか。はい、谷中委員。
- 谷中委員 今の鰐原委員のほうから、本当に案件で、先ほど説明者からは説明を聞きまされたけれども、今執行部に対して質疑をしたところ、やはりそれに対して、その内容に対して、提案者の楠さんはどうなのかということで、多分、問答になると思うのですよ。
なので、ちょっとそのやり方というのは、私はまず、ここではやったことがないので、ちょっと考えさせてもらっていいですか。自分でもそのほうが、この案件でやったほうが明確にきちんと自分がどういうふうな判断をするかというのが出るのかなという思いもありますし、何かそのやりとりですごいことになってしまうのではないかという、ちょっと自分の中でもあるので、ちょっと暫時休憩を求めます。
- 鈴木委員長 では、暫時休憩いたします。
(午前10時31分)
- 鈴木委員長 休憩前に引き続き再開いたします。
(午前10時39分)
- 鈴木委員長 先ほどの鰐原委員の質問ですけれども、今1番のほうの審議をしているところですが、2、3、4つて、まだ聞きたいことがある方もいらっしゃると思いますので、全ての質問が終わった後に、楠様に入っていていただいて、質問していただければと思いますので、よろしくお願いします。
ほかに、はい、石川委員。
- 石川委員 石川です。
1番のその1年以上継続していたという件なのですが、移動こども食堂は、要するに実績がなかったということですが、その店舗を移転してから、5月に再開しましたということなのですけれども、そちらはどのように実績を確認されたのか、その計画どおりいっていなかったわけなのですけれども、どのように活動報告を確認されたのかお願いします。
- 鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。飯塚こども総合サポートセンター長。
- 飯塚こども総合サポートセンター長 こども総合サポートセンター長の飯塚です。
石川委員のご質疑にお答えします。
現場のほうに出向きまして確認を定期的に行っております。
また、12月の初めに代表者本人と話し合いも行いまして、この1年間の実績について振り返りながら、いろいろな事情を確認したり、斟酌して可というふうに判断したところでございます。
以上で説明を終わります。
- 鈴木委員長 ほかに確認したいことがある方はいませんか。はい、鰐原委員。
- 鰐原委員 それではね、陳情人の楠さんの陳情書の2にあるね、事業実績書と収入支出調書が提出されていないということがありますが、その件については事実でございます

か。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。飯塚こども総合サポートセンター長。

○飯塚こども総合サポートセンター長 こども総合サポートセンター長の飯塚です。

鰐原委員の質疑にお答えします。

実績報告書が提出されていなかったことは事実でございます。

先ほど申し上げました12月というのは、開設から一年以上たった12月なのですが、そこでも、そこで代表者の方とお会いしまして、いろいろお話をしたのですが、そのときに、1年間以上実施されたというところの確認をとりつつ、それで、「では実績報告書の提出をお願いします」というふうに、その場で依頼をさせていただきました。

それで、間もなく提出があるのではないかというふうに思っていたのですが、ちょっと提出がされなかった。その後、何度かの催促等はさせていただいたのですが、結果的には提出には至らなかったということでございます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますとね、実績報告書が提出されなかったと。だけれども、鹿沼市は実績報告書を提出することができないというお詫び書、お詫びだから謝ったのでしょね。謝ったことで、「ああ、実績報告書は出さなくて結構ですよ。補助金においても実績報告書は出さなくても結構ですよ」という、この組織なのか。

まあ、今回3月14日作成の趣旨説明、皆さんのお手元に入りましたけれども、この中で、その提出済みと、提出ではないのというのが入っていますけれども、その実績報告、収支報告の未提出というのは、このひまわり食堂以外にもあるのですか。

また、実績報告書がなくても、鹿沼市は補助金を出すという制度のもとで運営されておりますか、お伺いいたします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。はい、飯塚こども総合サポートセンター長。

○飯塚こども総合サポートセンター長 こども総合サポートセンター長の飯塚です。

鰐原委員の質疑にお答えします。

まず実績報告書の未提出のところは、ほかにはございません。

提出につきましては、助成のそのものの条件というわけではなくて、結果を報告していただきたいということで、要綱には定めておりますが、これがなかったから返還とかといったことは考えておりません。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 それでは、20万円をいただいても、その実績報告書や収支報告が助成の条件ではないのだと、助成というのは、助けて成るですよ。

もう20万円は報告がなくても何しても、結果的には出すのだという条件には間違いございませんか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。はい、飯塚こども総合サポートセンター長。
○飯塚こども総合サポートセンター長 申し訳ございません。もう一度、ご質問をお願い
してよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 実績報告書がないのは、ひまわり食堂だけだったという答弁がございました
ね。

ですけれども、20万円は出したのだということですよ。

ですけれども、助成の、助成、お金を出すことについて、実績報告書が出されなく
ても、鹿沼市では補助金を出すのだということの答弁だったと思うのですが、それに間違
いございませんかというお尋ねです。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。はい、飯塚こども総合サポートセンター長。

○飯塚こども総合サポートセンター長 鰐原委員のご質問にお答えします。

この助成金を支出した流れなのですが、まず、開設の段階で申請をいただきまして、
その後、使っていただいた書類をいただいて、精算という形になるのですが、1年たつ
前に、精算のほうは済ませております。

その後、1年間の確認をもって、実績報告書の提出をいただくというふうな流れにな
っておりまして、そこで話し合いをもって、1年以上は実績としてやってきたのではな
いかということで判断しまして、それで、その後、書類のほうの提出を求めておりまし
たが、結果的には未提出だったということでございます。

それで、それに対しての返還というところの話になると、そこに関しては返還にまで
は至らないのではないかとこのように判断しております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますとね、この、やっぱり記録を見ますとね、当時のこども総合サポ
ートセンターの所長さんの仲田さんというのが、令和3年4月の13日(火曜日)ですね。
朝の8時40分から8時42分、2分間、電話で聞いて、その加藤さんからね、「当時の資
料を探したが、開設時の写真やチラシ等はあった」と、「しかし、利用人数や収入及び支
出については資料がなく、実績報告書は提出できない」、そう2分間だけ聞いただけで、
「ああ、結構ですよ」ということで終わる行政の進め方を鹿沼市はしていると、そうい
うふうな理解でよろしいですか。

(「しっかり答えろ」と言う者あり)

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。傍聴席は静粛に願います。

はい、飯塚こども総合サポートセンター長。

○飯塚こども総合サポートセンター長 こども総合サポートセンター長の飯塚です。

鰐原委員のご質問にお答えします。

確かに、このやりとりは電話で2分ほどの記録かもしれませんが、それ以前から何度

もやりとりはさせていただいております。

それで、当然、実績報告書がないからよしとしたわけではなくて、何度も連絡をとりつつ、その中で、最終的に代表者本人ともちょっと連絡がとれなくなってしまったというような経過がございました。

そういう中で、副代表の方にお話を、相談させていただきまして、そこで、副代表のほうからも、代表者のほうにも何度も連絡をいただいたようですが、連絡がとれなかったとか、あるいは、提出を促されたというふうには聞いているのですが、結果的に提出までは至らなかったというような流れがございました。

ですので、実績報告書が出てなくても、よしとしたとかというわけではなくて、なるべくお願いはしていたのですが、代表者とは最終的に連絡がとれず、また、副代表のほうも、ご自身の中ではその当時のひまわり食堂の実績のほうを確認して、書類を提出するということまでには、ちょっと困難であるというようなお答えをいただいたところでございます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 えっとね、今日はたくさんの方の傍聴人がお出でですけども、傍聴人は意見を言えないと思うのですよね。

ですから、市民になりかわりまして、ちょっときつい質問をしておりますけれども、市民でもね、わかりやすいような、納得できるような、ひとつ答弁を求めていかなくはならないと思いますので、その、いろいろやりとりする中で、結局、やっぱりその実績報告書を提出することはなくて、お詫びしたからいいでしょうという結論ですよ。

ですから、答弁もあったようにね、そこまでにぐうっと至る過程のね、何かメモ書きでも結構ですけども、やりとりがありましたらね、委員会のほうに提出願いたいと思います。委員長、取り計らい、よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 執行部のほうで、資料はありますか？はい。飯塚こども総合サポートセンター長。

○飯塚こども総合サポートセンター長 こども総合サポートセンター長の飯塚です。

ただいまのご質疑につきましては、当時の、確かに電話、あるいは書面での催促等は何度か行っているのですが、書面で催促したものは、書類は残っているのですが、それ以外の電話記録等は、こちらから電話して、つながらなかったというようなこともあり、記録としては残っておりませんので、その旨は報告させていただきます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 委員長、それでは書面で残っている分だけでも結構ですから、委員が納得できる資料の提出をお願いいたします。

○鈴木委員長 鰐原委員、審査の、この審査中に資料の提出をということですのでよろしいです

か。はい、鰐原委員。

○鰐原委員 あのね、このひまわり食堂の助成金の返還を求める陳情というのはね、今日採択になるか、不採択にするか、委員はその自分の考えを決定しなくてはなりません。

ですから、できるだけ早くそれを手元に求めておいて、それを見て、「ああ、なるほどな、市のほうでもしっかり話し合ってきたのに、やっぱりこれね、実績報告書を提出することができなかつたんだな、それで、お詫びして、それでよしとして、20万円出したんだな」という納得できるものがあれば、私は結構だと思うのですよ。そういうことです。

○鈴木委員長 飯塚こども総合サポートセンター長、資料のほうは提出は可能でしょうか。

○飯塚こども総合サポートセンター長 もうちょっと探しているのですが、手元には、今、ちょっとないかもしれないのですが、所属に戻ればありますので、はい。

○鈴木委員長 審議中には提出できそうですか。

○飯塚こども総合サポートセンター長 すみません、ちょっとお時間いただいて、まず手元の資料を全部洗ってみて、あればコピーできるかと思うのですが、ない場合は、ちょっと職場のほうに連絡してということになってしまうのですが、ちょっと時間がかかってしまうと思います。

○鈴木委員長 確認ができるまで、ほかに何か。

○飯塚こども総合サポートセンター長 委員長、ありました。

○鈴木委員長 ありました？

はい、あったようですので、今。

では、資料の提出までお時間ありますので、ほかに確認したいことがある方はいませんか。はい、石川委員。

○石川委員 3番の品名が不明のアマゾンの領収書についてなのですが、こちらが提出されたときに、これはもう少し詳しい明細のあるものを提出願いますというふうにしたのか、これでよしとしたのかということが1点と。

ほかのこども食堂の開設時に20万円支払ったときに、やはりこういった領収書の提出があったと思うのですが、他団体でも、こういったその品名が不明の領収書の提出というものがあつたのかどうか、お願いします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。飯塚こども総合サポートセンター長。

○飯塚こども総合サポートセンター長 こども総合サポートセンター長の飯塚です。

石川委員の質疑にお答えします。

まず、アマゾンの領収書が添付された際には、確かに品名がなかったので、代表者のほうに電話にて確認をとりました。

そこでは、明細等はないということだったのですが、何を買ったのかということで聞いたときに、「調理器具を買っています」ということでお答えいただきました。

そこで、精算の中では、調理器具という備品類というような扱いで、こちらは処理を

させていただきました。

ただ、その後、私のほうで現物を確認するのが本来だったかと思うのですが、そこには至っておりません。

それで、また、2つ目のほかの団体への精算の中で、そういった領収書はあったかということなのですが、そういうことはなかったと思っております。はい。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 はい、石川委員。

○石川委員 そうですね、意見ですけれども、現物は確認するなり、やはりこういったお金をいただくからには、何に使ったのかわかるものを添付するということは、徹底しなければならなかったのではと思いました。以上です。

○鈴木委員長 はい。ほかに確認したいことがある方はいませんか。はい、阿部委員。

○阿部委員 こども食堂の開設助成金 20 万円ということになっているのですが、この 20 万円の助成金を各こども食堂にお渡しする条件として、先ほど来言っていた、この鹿沼市要保護児童対策支援事業実施要綱細則、これに違反があるのではということになっているのですが、まず、その中で確認なのですが、まずは対象者は1年以上継続してこども食堂を運営する意思及び能力を有するということで、これは必ず1年以上やらなければいけないということはどういうことなんでしょうか、その確認の仕方というのは、まずはここはどんなふうに確認したか、お聞きしたいと思います。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。飯塚こども総合サポートセンター長。

○飯塚こども総合サポートセンター長 こども総合サポートセンター長の飯塚です。

阿部委員のご質疑にお答えします。

1年以上のその意思、あるいは能力というところなのですが、意思に関しましては当然ながらヒアリングをもって確認しております。

それで、将来のことなので、本当に1年以上やるかは、その都度確認するということにはなるのですが、申請の段階で、まずその能力があるかどうかということに関しましては、これも何をもって、1年以上、できるかどうかという判断は実に難しいものではあるのですが、これも話を聞きながら、本当にやる気があるのかということを確認しております。

それで、実は、このひまわりさんというのは、この助成を一番初めに申請されたのですが、一番初めにこの、まず制度を立ち上げる段階で、まず、こういった助成金のご要望というのをいただきました。まだ制度ができる前の話です。

そのときに、私のほうは、この代表者の方に対して申し上げましたのは、「こういった市の助成とか、そういったものがないと運営できない、あるいは、開設ができないのならば、それは長く続けることはできないであろうから、そういうことであれば、事業をやるしないほうがいいんじゃないんでしょうかね」というお話はさせていただきました。

その中で、代表者は、「いや、市の助成がなくてもやります」ということであったり、

あるいは、例えば食材を集めるとか、そういったものに関しても、自分のネットワークの中でやっていけるというようなことをおっしゃっておいりましたので、そこを確認して、助成制度をつかって、それから助成させていただいたというような経過がございます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 はい、阿部委員。

○阿部委員 わかりました。

それともう1つなのですが、助成対象事業の要件ということで、2番目の中で、月1回以上、年15回以上の実施ということで、先ほども少し話が出ていました。

ただ、開設、こども食堂を開設するための助成金という位置づけでは、察するに、食材とか、食器とか、調理器具、あるいは、その食事をするところの修繕とか、そんなことに使うために助成しているということだと思うのですが、この月1回以上、年15回というのは、何らかの確約でこれを進めてもらう、あるいは、報告を上げてもらうということは、当初の約束事とか、何かでは示されていたのでしょうか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。はい、飯塚こども総合サポートセンター長。

○飯塚こども総合サポートセンター長 こども総合サポートセンター長の飯塚です。

阿部委員の質疑にお答えします。

この規定につきましては、まず、助成金の申請の前に一通りご説明をさせていただきまして、それを了解していただいた上で、申請をいただいております。

それで、この月1回以上の報告とか、そういったところにつきましては、随時こちらが求めたときには提出をお願いしますというような話を含め、いわゆる1年後の実績報告書の提出というところのお願いをしているところでございます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 はい、阿部委員。

○阿部委員 わかりました。

そうですね。全体を見ていて、いろいろ問題点もあるということで、こういうことだと思っておりますが、民間のNPO団体に対して、主人公は子供で、子供に対して、いかに支援ができるかという事業を市が助成金という形でお手伝いするというのだったので、少し甘いところもあるのかなという感じで見ながら、今いろいろ説明を聞いていました。

判断には、それは至りませんが、もう少しちょっと詳しく聞きながら、審議をしたいと思えます。以上です。

○鈴木委員長 ほかに確認したいことがある方はいませんか。はい、鰐原委員。

○鰐原委員 今ね、3番のことをやっていると思うのですけれども、陳情書のね。

その中に、私、どうも理解できないのですけれども、これ、理解できる、市民に理解できるように、もし説明できる方があれば、説明していただきたいのですけれども、床リフォーム代は6万円は、子ども食堂ネットワークによれば、花王ハートポケット助成金から7万円支出とあります。

床リフォーム業者に確認したところ、総受注金額は6万円だったとの証言がありましたということが述べられておりますが、これは鹿沼市の執行部としては、どのように理解しておりますか、その市民がわかりやすいようにね、説明していただきたいと思えます。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。飯塚こども総合サポートセンター長。

○飯塚こども総合サポートセンター長 こども総合サポートセンター長の飯塚です。

鰐原委員の質疑にお答えします。

こちらの床リフォームに関しましては、私どものほうは、精算の段階で床を直しましたということで、領収書を、6万円の領収書の原本ですね、ご提出をいただいております。

それで、現場のほうを確認しまして、そちらのほうは間違いなく実施されたということも確認しております。

そして、ここに記載の花王ハートポケットの助成金につきましては、こちらは市のほうとは一切関係がございませんので、また、ここに記載のとおり、その7万円支出ということなのですが、このことについては、こちらが知るところではないということで、私は認識しております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 今お答えいただいたのですが、ちょっとわからないのですが、領収書は確かに6万円だったと、だから6万円に間違いないのでしょうかけれども、そうすると、このひまわり食堂というのは、その床を直すことを花王ハートポケット助成金からも7万円いただいていたと、いわば、市の20万円の助成金から6万円を払ったと、床を直すのにね。

そのほか、7万円を花王ハートポケット助成基金からいただいていたのだと、そうすると、その7万円のお金はどうしたのだらうなという疑問がわくのですけれども、その点、そのサポートセンターはどのように捉えておりますか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。はい、飯塚こども総合サポートセンター長。

○飯塚こども総合サポートセンター長 こども総合サポートセンター長の飯塚です。

鰐原委員のご質疑にお答えします。

ただいまのご質疑につきましては、この今、書面上で、このように書いてありますので、同時に行われているように、書いてあるわけなのですが、実際、床のリフォームに関して、私どもがその助成金を支払ったことと、この花王ハートポケットの助成を受けたこと、これは全く別々の問題でして、それで、私はあの当時、このひまわり食堂さんが、花王ハートポケット助成金を受けていることとか、それをどう使ったかということは、全く知り得てないものなので、

それで、この陳情人の方から、このご指摘があったということで初めてわかったわけ

なのですけれども、私どもは6万円の床修繕の確認をさせていただきましたので、それ以外のその何か7万円で床を直したということに関しては、ちょっと確認するあれもなかったのですよね。

全くこのことは知らないです。それで、今、この時点でわかったので、では、7万円、どう使われたかということに関して、どう思うかと言われると、うーん、ちょっとお答えしようがないのかなという部分はあるのですよね。はい。

すみません。以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますとね、6万円で床を直したと、そうすると領収書も確かにあったと。

そうすると、現地へ行ってね、「ああ、どういうところの床を直したんだろうな」というような確認とか、後でね、7万円もほかの団体からもらわれているのだから、違う床を、「ああ、これはこの違う床を直したんだな」とか、そういう現地確認はなされました？

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。はい、飯塚こども総合サポートセンター長。

○飯塚こども総合サポートセンター長 こども総合サポートセンター長の飯塚です。

鰐原委員のご質疑にお答えします。

市の6万円の助成のその終了した際ですね、そのときには現場は確認しております。

ただ、花王さんのその助成金については、当時、その私は、その花王さんからも助成されているということも知り得てないので、すみません。ここは確認はしておりませんというか、しようがないというふうに申し上げたらよろしいでしょうかね。はい。そのような状況でございます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 それでは、7万円については、市の関知するところではなかったし、そのことについては、確認していなかった。そう理解してよろしいですね。わかりました。ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかに確認したいことがある方はいませんか。はい、石川委員。

○石川委員 石川です。

床のリフォームをされたときに、現場を確認されたということなのですが、最初の予算のところでは、20万円の内訳が床の張り替えに10万円、備品で10万円ということで予算どりはされていたようなのですが、実際はその6万円で、しっかりその床の修繕というのは済んだという認識でよろしいのでしょうかね。

本当はもっといっぱいお金がかかったけれども、この枠内で、6万円だけをそこに充てたという感じだったのか、もし当時現場を見たときに、その石川さんが、もし何かそのことに関しておっしゃっていたのならば、教えていただきたいのですけれども、お願いします。

- 鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。はい、飯塚こども総合サポートセンター長。
○飯塚こども総合サポートセンター長 石川委員のご質疑にお答えします。

当時のことを思い出しても、特段その床がこれ以外にさらに修繕が必要だったかとか、そういったことの記憶はないので、私は現場を見て、これで修繕は終わったのかなとか、そういうこと自体もあまり考えてなくて、「ここを直しました」という確認をして、それで「わかりました」というようなことだったので、それ以外に、さらに修繕をしなくてはならないとか、そういう話も特になかったというふうに記憶しております。

以上で説明を終わります。

- 鈴木委員長 石川委員。
○石川委員 さらに修繕が必要な場所があったかどうかということよりは、その傷んでいた床を「6万円で直せたんだな」という認識なのか、本当は20万円ぐらいかかったけれども、「助成金の中から6万円を充てたんだ」という感じだったのか、その辺がもし記憶であれば教えてください。

- 鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。飯塚こども総合サポートセンター長。

- 飯塚こども総合サポートセンター長 ご質疑にお答えします。

6万円で済んだかどうかということが、当時の現場で話し合ったときには、話が出ていなかったもので、さらにそれ以上かかるかという質問もこちらからしていませんでしたし、当初確かに10万円かかるという見込みだったのかもしれないのですが、「それが6万円で済んだんだな」というふうに私は認識いたしました。はい。

説明を終わります。

- 鈴木委員長 ほかに確認したいことがある方はいませんか。はい、鰐原委員。

- 鰐原委員 4番のね、ひまわり食堂の代表者の件で伺います。

代表者がいなくなったと、申請時の代表者がいなくなってしまったので、4番というの、おわかりです？ひまわり食堂の助成金返還を求める陳情書の中の4番のひまわり食堂について述べていますけれども、ひまわり食堂の代表者がいなくなったのだと、そうすると、副代表がこれはその責任を負うべきだというようなことが書かれておりますが、その実施要綱はそうなっているというふうに理解してよろしいですか。

- 鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。飯塚こども総合サポートセンター長。

- 飯塚こども総合サポートセンター長 ご質疑にお答えいたします。

実施要綱というのは、私どもの実施要綱でございますか。

- 鰐原委員 これはどこの実施要綱になるのか、これは。はい。

- 飯塚こども総合サポートセンター長 一応申請の時点で、この組織の確認というのはさせていただいております。

そこで、代表の方、副代表の方、あるいは会計の方とか、そういった役職の方が4人ほどいらっしゃいました。

それで、私どもは代表と常々連絡をとりまして、それで、代表が連絡がとれなくなっ

たという事態におきまして、副代表のほうと連絡をさせていただいたというようなことであります。はい。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。

まあね、ひまわり食堂の運営計画を見るとね、代表が欠員したときは代表の職務を副代表が遂行すると、そうなっていますから、責任は副代表の加藤さんにあるというふうに理解してもよろしいかと思うのですよ。

その中でね、今ずっといろいろ私聞いてまいりましたけれども、このね、この中のやっぱりね、実績報告書がなされてないで、お詫び、お詫びで済ませているということ、この子ども食堂ネットワークかぬまの中で加わっている、いろいろな団体があるけれども、そのお詫びで済ませている団体は、このひまわり食堂だけだと。

そして、代表者が加藤美智子さんであると、その加藤美智子さんは現職の市議員であると、そういう市民から見ればね、現職の市議員が代表者だから、その実績報告書も何も出さなくて、「ごめんなさい」って謝っただけで、20万円のお金が支払われてきたというふうな、うがった見方もされると思うのですよ。

その点ね、担当部署では、どのような見方をされますか。影響はありましたか。ありませんでしたか。お答えを願いたいと思います。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。はい、飯塚こども総合サポートセンター長。

○飯塚こども総合サポートセンター長 ご質疑にお答えします。

影響があったかどうかということなのですが、今回このように市への要望やら、議会への陳情ということで、このような事態になっているので、大きな影響があったというふうに認識しております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 大きな影響があったと、今明白に答えていただきました。

以上、私のほうからは終わります。

○鈴木委員長 ほかに確認したいことがある方はいませんか。

確認事項もないようですので、ここで陳情人の入室を許可いたします。

(陳情人 入室)

○鈴木委員長 では、陳情人に対し、確認したいことがある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 陳情人も今この委員会のやりとりをお聞きしていたかと思えます。

その中で、どんなご意見を持たれたのか、お聞きしておきたいと思えます。

○鈴木委員長 説明をお願いします。楠様。

○陳情人 それでは、先ほどの1年間継続に関して、補足の説明をします。

それで、1年間継続する意思があればというふうな発言がありましたけれども、こども食堂は、いわゆる地域の貧困な子供たちとか、地域の方々に食事を提供する、これが使命です。

ですから、それをやらないで、そういう意思があったというところで認めるというのは、とても私としては心外です。

それと、いわゆるこの20万円についても、先ほど委員さんからも指摘されているように、市民の大切な税金ですね。

ところが、「こども食堂というのは、市から助成金をもらっても、適当にやってもいいんだよね」というのが、うわさが広がりつつある。これが非常に大きな問題で、私たちは別のこども食堂で、年間、月に500人前後の子供たち、お父さん・お母さんを相手にしていますけれども、それをやらなくても実績として認められるというようなことは非常にづらいと思っています。

それから、1年間の実績について、近隣の方にヒアリングをしています。

それで、いわゆる貸し店舗から、空き家に移ったときですけれども、空き家に移ったのだけれども、その空き家の家主さんに対して、契約書を結ばないとか、非常にいいかげんだということで、すぐに貸すのをやめたということをおっしゃっています。

ですから、いろんな、先ほどの陳情書にもあるような構成員の話とかでいくと、大体夏頃まではやっていたかもしれないというのが一般的な認識、ですから、先ほど飯塚センター長が12月頃までやっていたようだというのは、それは事実とは違うのではないかなというふうに思っております。以上です。

○鈴木委員長 ほかに確認したいことがある方はいませんか。はい、石川委員。

○石川委員 石川です。

ひまわり食堂構成員の〇さんということなのですが、構成員の〇さんが夏頃までやっていたと思うということですが、構成員の方だったら、もうちょっとはつきりした、思うではなくて、何かお答えいただけたような気がするのですが、どうしてあやふやなのかなということと。

このひまわり食堂は、実質何人で運営されていたのかなというのが、もし御存じでしたら、その〇さんという方も一緒に、当時やっていた方なのかどうか、御存じでしたら教えてください。

○鈴木委員長 説明をお願いします。楠様。

○陳情人 〇さんは構成員名簿には名前が載っています。

しかし、実態は地域の民生委員とか、そういう形で、名前を貸すような形でやっていた。

それから、貸し店舗が値上げで、移転せざるを得ないときに、〇さんがその貸し家を紹介したと、そういうことを言っています。

ですから、実態、具体的に〇さんは、そのひまわり食堂の実務には、運営してない。

それで、「様子を見ていると、夏ぐらいまではやっていたかしらね」というぐらいの回答でした。

それと、近隣の方は、先ほど言いましたように、対応が非常にひどくて、契約書を何回結びましょうと言っても、全然何も言っていないということで、すぐに貸すのをやめたと、そういうことを言っていました。以上です。

○鈴木委員長 ほかに確認したいことがある方はいませんか。

では、確認事項もないようですので、ここで陳情人の退席を求めます。

(陳情人 退席)

○鈴木委員長 それでは、確認事項もないようですので、陳情第1号について、はい、鰐原委員。

○鰐原委員 このひまわりこども食堂の陳情については、具体的にひまわり食堂副代表の加藤美智子さんの名前が挙がっています。

ですから、公平を期すためにも、副代表の加藤美智子さんの何かしらの弁明やら、意見がありましたら、私はお聞きしたいと思っています。

○鈴木委員長 はい。加藤委員に対しての発言の場を設けることについて、委員の方にお諮りいたします。

鹿沼市議会委員会条例第15条の但し書きに基づき、加藤美智子委員の発言の機会を設けることについて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、加藤美智子委員の入室を許可します。

(加藤美智子委員 入室)

○鈴木委員長 陳情第1号について、加藤美智子委員に対し、確認したいことがある方は順次発言を許します。はい、鰐原委員。

○鰐原委員 加藤委員もね、ずっとこの委員会のやりとり、お聞きしたと思うのですけれども、今どんな意見をお持ちか、自分で弁明したいことなりね、意見がありましたら、これ大事ですからね、採択か不採択か、ぜひ加藤委員のご意見をお伺いしたいと私は思います。よろしくお願ひいたします。

○鈴木委員長 説明をお願いします。はい、加藤委員。

○加藤委員 はい、ありがとうございます。

まず、陳情人のほうから上げられております陳情の1番については、執行部の飯塚センター長さんがおっしゃったような、1年間やっております、その中に、1年間は15回以上ということが書いてございまして、約束がございました。その中で、私が知っている限りでは、毎週1回ひまわり食堂は開設されておりました。

そして、その次の年ですね。いろんなことがありまして、このひまわり食堂というのは、一番初めに鹿沼でできた、開設したこども食堂なのですが、若い方たちが代表にな

っていて、そして、会計も若い方たちがやるということで、私はどちらかというと、サポートする役ということで位置しておりました。

そして、私の記憶では、鹿沼のなかなか生きづらい子供たち、社会に対して生きづらさを感じている若者をサポートし、お芋を洗ったり、ジャガイモを洗ったりしながら、一緒に料理をするという場面もたくさん見受けられまして、非常に若者がそういう活動に参加されるのはいいかなというふうに思って期待を込めていたところでございます。

ですけれども、1年以上、私の記憶ではやっているという形を記憶してございます。

それから、はい、事業実績とかに関しましては、やはりまとめて、その当時のサポートセンター長がまとめてくださった、一緒に話し合っ、文章ですが、やりまして、そのような、詫び状というか、そんな形で、実績がなかなか出なかったの、そのように記憶してございます。

それから、この20万円の助成金の調達領収書についてですね、それぞれのこども食堂は、それぞれが、いわゆる、それぞれ単位でやっていくというのが基本で、私はこのひまわり代表がこのようになっているというところに関しては、ちょっとわかりませんでございまして、確認はしておりませんが、それぞれ、大事に使われたのだと思います。

それから、床リフォームに関しては、子どもネットワークかぬまのほうで、ここに書いてありますけれども、市のほうの20万円のほうから充ててあると思いました。

そして、花王ハートポケットのほうというのは、代表がその日受賞に行きまして、その受賞したところからの流れだったものですから、そのように記憶してあります。

そして、確か、あのときは、床と、それからタイルの部分がどうしても直らないということを知っていましたので、その分に充てたのだと思ひまして、床リフォーム以外に、確か壁のタイルって聞いた記憶があるのですね。それで、充てたのかと思ひてございます。理解しております。

それから、最後ですね、4番目のひまわり食堂に関しての部分ですけれども、これは、私は副代表という形で位置させてもらいましたけれども、そこところは確かに代表がいなくなったときにサポートしなければいけなかったなというふうに反省しています。

それで、ちょっと今になっては、なかなかその当時、なかなか今も連絡がとれない状態でありますし、ただ、ひまわり食堂は一番初めに、本当に鹿沼で初めて誕生した貴重なこども食堂だったので、もう少し私もサポート協力すればよかったかなと思うことと、あともう1つ、同じ時期に、森のこびとというこども食堂ができて、その2つでネットワークという形をとったものですから、私どものほうも、なかなかそのボランティアとしての活動が忙しく、ひまわり代表も仕事をしながら、ボランティア活動ということで、大事なひまわり食堂を開設されてくださったので、その2つの歩みでいければよかったかなというふうに、今は反省してございます。

ですので、ひまわり食堂に関して、市からの20万円、本当にそのサポートがあつて、

ひまわり食堂が誕生し、そしてまた、そのほかにも、おかげさまで開設の、新設資金を鹿沼市からいただけたというところでは、立派に皆さん、ほか、やってございまして、残念ながら、ひまわり食堂は、今なくなってしまいましたけれども、その反省を踏まえて、今後もほか、ネットワークのこども食堂は考えていけるのかなというふうに感じてございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかに確認したいことがある方はいませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 加藤美智子さんにね、今意見を聞きました。

確かにね、最初のね、そのこども食堂の成り立ちの最初の会だったので、いろいろとお骨折りとね、不明な点、あったと思うのですけれども、やはり議員の立場でね、結局やっていますとね、やはり税金を使っていることだから、税金をいかにげんに使ってはダメなのだとということがあると思うのですよ。

だから、先駆者としてね、大変ご苦労なされたのかと思っているのですけれども、やっぱりその件、ちょっと、やっぱり加藤さんも反省しているという率直な言葉を述べていますけれども、やっぱり反省していただきたいと思うのですが、やはりその6万円という床を直したお金と、その7万円で、今、さっき、床とタイルを直したのだという形の、6万円で直したところと、7万円で直したところは、別だったのだという認識ですか。同じ場所だったのですか、お聞きします。

○鈴木委員長 説明をお願いします。加藤委員。

○加藤委員 この部分に関しましては、私は別というふうには認識しました、しております。はい。以上です。

それでまた、市のほうの床を直すというところでの20万円の中の床を直す代が6万円入っているというのも、後から知りましたので、その点は、ちょっとそのように私は認識しました。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 それでは、6万円で直したところと、7万円で直したところが別々で、2つあったのだと、そういうことで理解しておきます。

それですとね、結局は実績報告書を出さなかったと、出せなかったのでしょうかね。代表がいなくなったし、今までの書類がなかったかもしれないけれども。

しかしね、これ、今、さっき聞いていましたらね、実績報告書を出していないところは1つの団体だけだったと、ひまわりさん。

それで、もう1つ、先ほどあった森のこびとの代表の加藤美智子さんは出してあるわけですよ、これはね。

ですけれども、その出してなくて、そのお詫びだけで済ませたのはですよ、その議員だったという、そのことが大きく影響あったというふうには、直属の係の人はとっているのですよ。

それで、この議員であるがための批判、このようなことを加藤美智子さんはどのように捉えておりますか、お願いいたします。

○鈴木委員長 説明をお願いします。加藤委員。

○加藤委員 この点に関しましては、本当に副代表という形で、その会をちょうど、ひまわりが立ち上がる時ですね、やはりサポート、サポートといいますか、その副代表でいてくださいというところがあったものですから、そこの立場でいて、それで、なおかつその運営の部分では、やはり若い人たちに任せておいたと、それから、活動実績に関しては、そこまで出していなかったのかということも、ちょっと私も迂闊だったと思います。

それでまた、しばらくして、それがわかって、それで、ああ、1年間の実績がされてなかったのか、実績報告がされてなかったのかということで、その点、反省をしております。もう少ししっかりと見て、そして、アドバイスをするなりすればよかったかなという、私の反省でございます。以上です。

○鈴木委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 はい、加藤さんの意見はわかりました。

それで、陳情人は最後にこう述べています。

助成金、20万円の返還を求めてください。これは、この委員会が付託されて、採択するか、不採択するかは、この20万円の返還をお願いしますということなのですよ。

加藤副代表は、責任者としてこの20万円、助成金の20万円を返還する考えはありますか。それとも、もう報告があつて認められていることなのだから、お詫びもしているし、認められていることなのだから、私は20万円を返還する考えはないというようなお考えですか、お聞きしておきたいと思います。

○鈴木委員長 説明をお願いします。加藤委員。

○加藤委員 私は、ひまわり食堂の運営、それから、1年間しっかりやったということを認めておりますので、全く助成金を返還する、すべきではありませんというふうに思っております。以上です。

○鰐原委員 委員長、わかりました。

○鈴木委員長 はい、はい、飯塚こども総合サポートセンター長。

○飯塚こども総合サポートセンター長 こども総合サポートセンター長の飯塚です。

すみません、先ほど鰐原委員の質疑において、私が「影響しております」というふうに申し上げたのは、この私が行いました事務の手落ちについて、深く反省しているという意味でございまして、実績報告書を理由書にかえたことが、議員さんだからとかということではなくて、それは関係なく、実態として、もう出せないのだと、不可能なのだということを確認して、この理由書を作成し、提出いただいたというような流れでございまして。

繰り返しますが、議員さんだから、「じゃあ、別に出さなくてもいいですよ」というよ

うなことはありませんので、そこはすみません、ご理解いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 今ね、弁明いたしましたけれども、やはり私が聞いたときにね、直感的に話したこと、それは大きいのですよ。

それで、私も再度言いました。ですからね、私、あ、大変なこと言ったなと思いますよ。思うのですよ。

ですから、後々やはり考えますよね。

ですけれども、私は最初に答弁していただいたことをとると、採択に対してはとるという判断でいたいと思います。

○鈴木委員長 ほかに確認したいことがある方はいませんか。谷中委員。

○谷中委員 今、飯塚センター長のほうから、先ほどの鰐原委員のその議員としてのということで、私も何かすごいことを言ったのだからってずっと思っていました。

それで、今ずっと考えていて、結局この楠さんが、この陳情書を出したことにに関して、議員である立場だからということが、ずっと説明に入っていますから、議員であって、こういうことになってしまったから、余計にこの陳情になったというふうに私はとったので、ちょっと今鰐原委員が言ったのとは違うのですね。

それで、鰐原委員は、さっききちんと質問したときに、大いに影響があったって言ったということを、もうそういうふうにとるという、自分ではね、質問したときに言われたので、そういう回答だと思うのですが、もう1回そこを説明を求めていいですか。

(「かばうんじゃないよ」と言う者あり)

○谷中委員 はい。ちょっとかばうとかではなくて、その議員としての立場で、その影響があったというのは、私は陳情を出されたのですから、少なくとも議員できちんとしないのがだめだったということでは出されたとは思っています。

ただ、その影響があったというのは、どういうところで、その議員でいたから、出さなくてもよかったのだみたいな、本当にそういうことがあったのか、その辺、もうちょっと詳しくいいですか、説明いただいて、お願いします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。飯塚こども総合サポートセンター長。

○飯塚こども総合サポートセンター長 ただいまのご質疑にお答えします。

先ほどの説明は、ちょっと私勘違いしていた部分もございます。

それで、要するに、実績報告書を提出しなくていいとは申し上げておりませんし、結果的に、仮にどなたが、こういう出さなくてはならない立場にあったとしても、これはこういう結果になったというふうに思っております。

ですから、はじめに私が申し上げた影響というのは、繰り返しになりますが、今回、この助成金を支出していく中で、私が、いろいろなご指摘を受けるような事務処理を行ってしまったということに関しては、大変深く反省しておりますというふうに申し上げます。

て、影響があったというふうに申し上げたところでございますので、どうぞご理解いただきたいと思えます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 ほかに確認したいことがある方はいませんか。はい、鰐原委員。

○鰐原委員 採決に入る前にね、重要なことなので、ちょっと頭を休めたいので、暫時休憩願います。

○鈴木委員長 はい、ほかに確認したいことがなければ、暫時休憩いたします。

はい、石川委員。

○石川委員 床のリフォームの件なのですが、子ども食堂ネットワークかぬまの総会資料によれば、花王ハートポケット助成金から7万円支出というふうに、陳情書の中に書いてあるのですがけれども、こちらの7万円については、子ども食堂ネットワークとして、加藤さんはどこまで把握されているのか。

例えば、こちらの領収書なんかは、総会資料に7万円って載せるに当たって、領収書を確認したのかとか、あるいは、その時期ですね。

先ほどタイトルが、タイトルとか、壁のお話ありましたけれども、最初の店舗のことなのか、その5月からでしたっけ、その空き家に引っ越してからのリフォームなのか、その辺を副代表として説明していただきたいです。お願いします。

○鈴木委員長 説明をお願いします。加藤委員。

○加藤委員 リフォームの部分に関しては、花王ハートポケットの受賞式がありまして、そのときに、ひまわりの代表が、そのときネットワークの代表でございましたので、代表に行っていました。

そして、受賞していただいて、その褒賞金をいただいてきたのですが、その後の流れで、7万円を代表が受け取っていて、それで、会計のほうには3万円しか戻ってこなかったということをお聞きしていて、その点がございます。

ただ、それを、いわゆるその総会のときに、7万円がどういうふうに使われたかというのは、ちゃんと説明はしまして、使われたかというよりも、こういう経緯で、こちらには3万円しか入っていないという経緯を、総会のときには説明しました。

それで、そのときには、その代表はいらっしゃらなかったものですから、そういう、総会の部分では、そのようなことです。

それで、領収書も預かっているとかいうことではないので、ただ、そのひまわり食堂の床に関しては、相当お金がかかったのかなという認識で、私はおりましたので、その点、そのような認識でございました。

それから、もう1つ、その修繕の部分に関しては、今まで最初に使っていた貸し店舗ですね、そこで、そこだと思えます。移動してからの部分、移動してからの貸し家の部分ではありません。はい。以上です。

○鈴木委員長 はい、石川委員。

- 石川委員 それと、実績報告がなされていれば、大分この問題は違ってきたのになって、すごく思うのですけれども、その点は、例えば電話なり、聞き取りをして、加藤さんのほうで作成をするということとか、いろんな方法があったのではないかなって思うのですが、その点はどんな動きをされたのか、お願いします。
- 鈴木委員長 説明をお願いします。加藤委員。
- 加藤委員 当時は、本当にこども食堂が鹿沼に生まれるのかどうかというところから始まっていて、本当に、いろんな部分が忙しく回転しておりました。
- それで、それぞれ複数で始まったものですから、ひまわりも、それぞれ単独で頑張ってもらいたいという思いもあって、私も、もう1つのほうも力を入れて、何とか収支したり、周知を図ったり、それから、学校にもチラシをまいたりとか、いろんなことをさせていただきながら、「こども食堂ってなあに」というところから始まったものだから、その部分に関しては、実績報告書がなかなか出なかったというのは、なぜなのか、私もいまだによくわからないのですけれども、その点に関しては、もう少し、今考えれば、やり方があったかなというふうに思いますけれども、その当時は、本当に立ち上げに、東奔西走しておりましたので、そういう認識でございました。
- 鈴木委員長 ほかに確認したいことがある方はいませんか。阿部委員。
- 阿部委員 陳情人の陳情説明書の中で、6ページのところで、ひまわり食堂の構成員名簿というのがあって、ここには4名の名前、1人は黒塗りになっていますけれども、4名の名前が出ています。
- それで、17年の10月26日に開設助成金20万円の受領をして、ここからスタートしたときに、この構成員ということだったのですが、加藤さんは、どこでこのひまわり食堂に、どのタイミングでかかわってきたのか、そこを確認したいと思うのですが。
- 鈴木委員長 説明をお願いします。
- 阿部委員 それと副代表になったいきさつなんかも。
- 鈴木委員長 説明をお願いします。加藤委員。
- 加藤委員 記憶に、記憶をたどってみますと、ひまわりこども食堂ができたときに、特に、鹿沼市の開設のための補助金をいただくというところに関しては、規約のようなものが要だということで、そこからだと思います。はい。
- 阿部委員 はい、わかりました。
- 鈴木委員長 はい。ほかに確認したいことがある方はいませんか。横尾委員。
- 横尾委員 ずっと話は聞いていましたけれども、基本的に議員である加藤美智子さんが、この中のこども食堂の副代表というところに名乗るといいますかね、名前を載せることが、そのものが今回の大きな問題だと思いますし、まあ一生懸命やってきたという自負はよくわかるのですけれども、そのところ、加藤さん、どう思いますか。
- 鈴木委員長 説明をお願いします。加藤委員。
- 加藤委員 私は、ずっとボランティア活動をやってきまして、鹿沼にもこども食堂が必

要だということで動きました。

それで、ただ、議員だからどうかということではなくて、その部分を私もとても心配だったので、県の選挙管理委員会のほうにもお聞きしましたら、「そういうことは抵触しません」、「議員だからといって、何か抵触することがあるか」というふうに聞きましたら、それはないというふうに確認をとりました。

とっておりますので、それで、こども食堂はやっていいのだということをしていただきましたので、その活動で、ずっと展開をしているわけです。議員だからといって、確かに、いろんなところではサポートしなくてはいけなかった部分はございますけれども、こども食堂の代表をやってはいけないとか、それから、ネットワークのほうの何かをやって、役をやってはいけないとかいうことは、ありませんということをお県のほうからも聞いてございまして、今おかげさまで、こども食堂、鹿沼は随分できてございまして、非常にいい関係になっているかなというふうに私は自負しております。

そういう意味で、一番初めに始まったこども食堂の責任もございまして、ただ、ひまわり食堂に関しましては、本当に若い方が一生懸命されました。

その点では、評価していただきたいと思っておりますし、私がかかわった部分、副代表という点に関しましては反省しております。もう少し、きちんとやる必要があるのかなというふうに思いますが、運営に関しては、若い方がやっているということで、それを推奨してサポートしてございましたので、そういうことで認識しております。以上です。

○鈴木委員長 横尾委員。

○横尾委員 話はわかりましたけれども、20万円の補助の中でね、いろいろやってきた中では、そういう立場であれば、やはりそれ以上に、きちんとやっぴり報告をすべきであって、状況的には、これはあまり、その用途不明みたいところが出てくるというのは、これは、そこのところはきちんとやるべきだったと思っております。以上です。

○鈴木委員長 ほかに確認したいことはある方はいませんか。

確認事項もないようですので、加藤美智子委員の退席を求めます。

(加藤美智子委員 退席)

○鈴木委員長 では、暫時休憩いたします。

再開は、11時55分といたします。

(午前11時49分)

○鈴木委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前11時55分)

○鈴木委員長 55分からということなので。

それでは、確認事項もないようですので、陳情第1号について、各委員の意見や考えを伺った上で、採決を行います。

(「横尾さんがいない」と言う者あり)

○鈴木委員長 いや55分から開始ということなので。はい。

意見、考え等ある方は挙手願います。

意見、考え方等ある方は挙手を願います。

各委員の意見や考えを伺った上で、採決を行います。

ご意見等もないようですので、鰐原委員。

○鰐原委員 ごめんなさいね。

○鈴木委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 委員長が意見を伺うと言うから、全部の人の意見を伺うのかと思ったのですよ。

○鈴木委員長 挙手で。

○鰐原委員 では、私のほうの意見をね、ずっと陳情のね、関して、具体的には1番から4番、聞いてきました。

それで、1番でいえばね、加藤美智子副代表がひまわり食堂という形で、まずもって、そのこども食堂の形をね、鹿沼市のこども食堂の形をつくっていこうという意欲がわかりましたし、その最初にやったことがモデル事業となると思うのですよね。後々のやはり規範となりますよ。

それで、それなのに、やはりね、実績の報告書がなかったと、それをお詫びで収めさせてしまったということは、ほかの多くのこども食堂で骨折っている形の方々の、本当に真面目にやられていると思うのですよ。その方々にとっては、本当に残念なことであろうと私は思っているのです。

ですから、顛末書で何でその済ませてしまったのだろうかという件は、行政側にもやはり反省していただきたいと、そう思っています。

それで、1年間15回やっているという実績があるということですが、固定のお店で、固定の場所でこども食堂を開設するということでしたから、もう既に移動食堂にした時点で、業態が変わったのだな、そういう認識を持つことも一つだと思うのですよ。

でありますから、私はこのね、楠さんの言っていること、そして、リフォームで6万円と7万円お使いになりましたけれども、7万円のほうは確認とれてないわけですよ。第3者の。やった方は述べられていますけれども、それもちよつと疑問な点があるなと思います。

それで、後々のいろいろな影響を考えると、やはり20万円は返還すべきではないかなと私は思いますが、副代表の加藤さんは返還しないということを明言されました。

よって私はこのひまわり食堂への助成金返還を求める陳情については、陳情人の言うことを尊重して、採択といたしたいと思います。

○鈴木委員長 ほかに意見や考え等はありませんか。

はい、ご意見等もないようですので、陳情第1号を採択とするか、不採択をするかで、挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。陳情第1号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○鈴木委員長 挙手多数であります。

したがって、陳情第1号については、採択とすることに決しました。

昼食のため、休憩といたします。

再開は、午後1時といたします。

(0時00分)

○鈴木委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 1時00分)

○鈴木委員長 次に、陳情第2号 鹿沼市社会福祉協議会への助成金誤送金原因究明と是正を求める陳情についてを議題といたします。

ここで、陳情人の入室を許可いたします。

(陳情人 入室)

○鈴木委員長 陳情第2号 鹿沼市社会福祉協議会への助成金誤送金原因究明と是正を求める陳情について、5分程度で説明をお願いいたします。楠様。

○陳情人 午前中の審議、大変ありがとうございました。

鹿沼市社会福祉協議会様には、子ども食堂に対し、助成金や支援物資をいただき、大変ありがとうございます。

それでは、鹿沼市社会福祉協議会への陳情の趣旨説明を始めます。

鹿沼市社会福祉協議会は、子ども食堂ネットワークかぬまへの助成金を別団体、一般社団法人子ども未来に渡しています。

2020年3月12日、20万円の現金渡し。2020年6月4日、20万円を子ども未来の口座に振り込んでいます。

その原因の究明と是正を求めます。

子ども食堂ネットワークかぬまは、当時7団体が加盟している団体です。

一方、一般社団法人子ども未来は、代表理事が大出治夫氏、理事、加藤美智子氏、理事、横山達弘氏、理事、福田由美氏ということで、全く別団体になっています。

それで、別団体に振り込んだということなのですが、さらに驚くべきことは、助成金の請求書、領収書、活動報告書も一般社団法人子ども未来で提出をされています。

2020年3月12日の20万円につきましては、同年5月の子ども食堂ネットワークかぬまの総会決算書に記載がありません。

同年4月の一般社団法人子ども未来の総会決算書にも記載はありません。

2020年6月4日の20万円につきましては、2021年5月、ノエルが「こういう助成金

がありますね」と指摘すると、同年の5月28日、助成金が振り込まれて、約1年後に分
配金として1万6,200円をノエルのほうに持参するということがありました。

もし、こども食堂ノエルが、この助成金のことを指摘しなければ、40万円はどうなっ
たのか心配です。

それでは、個別に詳しくご説明します。

まず1、両団体は別団体であること。

子ども食堂ネットワークかぬまと一般社団法人こども未来は、理事や役員が一部重な
っていますが、別団体です。

2021年4月28日の子ども食堂ネットワークかぬまの月例定例会で、加藤議員は、参
加者からの質問に対し、「全く別団体です」と答えています。記録もあります。

鈴木委員長や委員の皆さんが両団体の違いや助成金の流れを加藤議員にぜひ聞いてい
ただきたいと思います。

2番目に、なぜ社会福祉協議会は、別団体に振り込んだのか。

鹿沼市社会福祉協議会の田野井事務局長は、一般社団法人こども未来から、同じ団体
だから、「子ども食堂ネットワークとこども未来は同じ団体だから、こども未来に振り込
んでくれ、手渡してくれと言われたので、そのようにした」と話しています。

次に、社会福祉法56条のご説明ですけれども、鹿沼市の監督責任。

社会福祉法56条では、鹿沼市社会福祉協議会の所轄は、鹿沼市になっています。

鹿沼市は、鹿沼市社会福祉協議会に対し、助成先と違う団体に現金を渡し、振り込み
を行ったことを調査し、是正をお願いします。

このように、一般社団法人こども未来が子ども食堂ネットワークに絡んだような不正
が多分たくさんあります。

ぜひともこの不正の原因を究明して、正しい処理をするように陳情いたします。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

○鈴木委員長 陳情人の説明は終わりました。

陳情人に対し、確認したいことがある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 説明書の5ページのところの2番目、社会福祉協議会田野井事務局長に聞い
たところ、同じ団体だからということで説明されたということなのですが、この内容に
関しては、何か証明するものというか、これが事務局長から正しい情報なのだとい
うのは、どこで確認したらいいのでしょうか。

○鈴木委員長 説明をお願いします。楠様。

○陳情人 違う団体に振り込んだというのは、社会福祉協議会に対する情報公開請求をし
て、その文書でわかりました。

それで、そのことを受けて、田野井事務局長と面談し、「違う団体に振り込まれていま
すが、どうなっていますか」という質問をしたら、「同じ団体だからこちらに振り込んで
くれ」という要請があったので、振り込んだという、口頭ですけれども、回答がありま

した。これは社会福祉協議会さんが、もし、この場に来て、質問したいけれども、同じ回答が出ると思います。

○鈴木委員長 はい、ほかに確認したいことがある方はいませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 今、陳情人から社会福祉協議会の方が来てないので、来た場合はそう答えると思うというのですが、今日ここで社会福祉協議会が来てないのですけれども、それにとって代わる答弁者はどなたになりますか。

○鈴木委員長 執行部のほうで説明できる方はいますか。はい、羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 社会福祉協議会を所管している部署としましては、私ども厚生課となりますので、よろしく願いいたします。わかる範囲でお答えできればと思います。お願いいたします。

以上で説明を終わります。失礼します。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうするとね、健康福祉部。

(「保健福祉です」と言う者あり)

○鰐原委員 保健福祉部、ごめんなさいね。知恵が浅いものだから。

保健福祉部の中の厚生課の課長さんが答えるという形になります？誰？誰が担当になるのかな。

○鈴木委員長 説明を求めます。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

ただ、実は、今回のこの案件につきましては、いわゆる共同募金事業ということになりまして、それで、私どもが補助金とかを社協に出している部分もあるのですが、それとは全く別のものになるのですね。はい。

そういうこともございますので、例えば、今回のその募金の関係について、例えば、配分などについてもというふうなことで陳情書の中にもあったかと思うのですが、これにつきましても、社協の配分委員会のほうで決定をして出されているものになりますので、そうですね、この事業自体は、ちょっと社協の所管になりますので、市のほうの所管とはちょっと違ってくるかなというふうに考えております。

以上で説明を終わります。すみません。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 答える方が、保健福祉部の厚生課の方々だということなのですが、社協が来てないと。

それで、楠さんのほうの陳情はね、こういうことがあるのだけれども、原因は、どういうところに原因があるのか。

そして、その原因を聞いていただいて、正しい配分先の配分の指示をお願いしますということなのですけれども、その配分したのは、鹿沼市社会福祉協議会ですよ。

そうすると、それに対して。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 はい。それでは、私、それです。では。「社会福祉協議会ですよ」までですな。

○鈴木委員長 あ、鰐原委員。今は楠さんに対して、楠様に対しての確認したい事項なので、はい、その後に執行部は時間を設けますので。はい。はい、鰐原委員。

○鰐原委員 それでね、楠さんとすればね、社会福祉協議会のほうにお願いしたいわけですよ。

それとも、市のほうの所管課にお願いして、社会福祉協議会のほうへ配分指示をお願いしたいということなのですか、それをお聞きします。

○鈴木委員長 説明をお願いします。楠様。

○陳情人 もちろん、この事案が、助成の決定先と違うところに振り込まれたということは、社会福祉協議会に話をして、正しいところに配付をするべきではないかという話をしました。

ところが、「同じ団体だからいいではないか」と言われて、それで終わってしまっているということで、私としては、この社会福祉法 56 条、鹿沼市の監督責任ということで、あくまでも、先ほど赤い羽根共同募金は所轄ではないということですが、いわゆる社会福祉協議会ですね、社会福祉法人の所轄、管理監督は鹿沼市、鹿沼市社協の監督責任は鹿沼市にあるわけですから、当然そういう事案が発生すれば、それを調査して、正しく業務を行うように指示をするというのが、鹿沼市の権限もありますし、役目だと思うので、陳情したわけです。以上です。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますと、楠陳情人にしてみれば、社会福祉協議会の責任者がこの場に出席しなくても、別段問題はないというふうなお考えですか。

○鈴木委員長 説明をお願いします。楠様。

○陳情人 もちろん、先ほど阿部議員から指摘ありましたように、やはりこの場に、言った、言わないともありますし、現状がどうなのかということ所轄庁の鹿沼市に対して、鹿沼市社会福祉協議会の田野井事務局長ですか、責任者が来て報告をするというのが、私は筋だと思っております。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 今回、この陳情に対して、冒頭に社会福祉協議会の責任者が来られないのは、議長が召喚しないからだという話を聞きましたけれども、これ、委員会として、陳情人の先ほどの意見がありましたけれども、どういたしますか。議論していただきたいと思えます。

○鈴木委員長 はい、小杉事務局長。

○小杉事務局長 議会事務局長の小杉です。

ただいまの鰐原委員のお話なのですから、社会福祉協議会の職員をこの場に出席

を求める場合は、参考人という形になると思います。

参考人の場合は、委員会で参考人を招致する決定をしていただいて、議長名で通知を差し上げて、出席してもらおうという形になりますので、本日委員会で参考人として招致するのか決定をいただいて、その後議長名で通知をすることになりますので、今日で今日、この場に出席するということは物理的にちょっと不可能かなと思いますので、日を改めて委員会を開催、または陳情を、例えば継続審査として、その間に常任委員会を開催するというような方法があるかと思います。

説明は以上です。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 ただいま事務局長から説明がありましたけれども、暫時休憩して、別室で委員のほうでどうするのか、検討したらよろしいかと思います。

○鈴木委員長 では、暫時休憩したいと思います。

再開は終わり次第でよろしいですね。

(午後 1時15分)

○鈴木委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 1時29分)

○鈴木委員長 先ほど委員会のほうで協議をいたしまして、厚生課のほうに、ちょっとお伺いしたいのですけれども、本日は社会福祉協議会が来ていないということで、今回の審議に対して、助成先と違う団体に現金を渡して、振り込みとなったことを調査して是正するというので、審議がきております。

それに対して、社会福祉協議会に厚生課を透して、それを言えるのかどうかということをお伺いいたします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。よろしくお願ひいたします。

いわゆる、先ほどちょっとお話をさせていただきましたけれども、いわゆるその社協のほうで行っている共同募金事業につきましては、所管がちょっと別になってしまいますので、うちのほうから、どうこうと言えるような立場にはないかと思いますが、また、共同募金の配分、これにつきましては、同じ社会福祉法なのですけれども、この中の条文の117条というところ、117条第4項なのですけれども、この共同募金、こちらの寄附金の配分については、国及び地方公共団体は干渉してはならないというふうなもの、条文がございまして、先ほど申し上げました、この共同募金の配分については、市のほうからちょっとやはりどうこうということはちょっとできないかなというふうに考えております。はい。

先ほどありました同じように、楠様のほうからありました社会福祉法56条の監督責任というふうなお話があったかと思うのですけれども、それで、社会福祉法に基づきます、いわゆる社会福祉法人、こちらの指導監査などにつきましては、いわゆる、それぞれ法人の定款等の規約ですとか、あと理事会とか、評議委員会などの、その法に基づく開催

がちゃんとされているかですとか、あとは、法人本部会計、これの監査を実は行っておりまして、それで、法人にやはりそれらの事業に関する監査があるのですけれども、今回のこちらの共同募金もそれぞれの事業のほうになるかと思うのですが、そういった監査につきましては、市のほうではちょっと見ていないというのが現状でございます。

ただし、やはり、これはこちらの考えなのですけれども、社協はやはりその地域福祉をやはり推進していく中では、非常に拠点となる重要な法人だというふうに考えておりますので、今回このようなトラブルが起きないように、きちんと各関係団体の意見なども吸い上げていただいて、きちんとこれからも連携をとって、進めていくように、注意と申しますか、そういったお話はさせていただきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 はい、羽山厚生課長から説明がありました。

ほかに確認したいことがある方はいますか。はい、鰐原委員。

○鰐原委員 今回のね、陳情の内容、題目は、鹿沼市社会福祉協議会への助成金誤送原因究明と是正を求めるというものでありますから、あくまでも、鹿沼市社会福祉協議会の責任者が出席していただいて、意見をやはりお聞きすることのほうが、よりよいのではないかというのが、私の考えであります。

○鈴木委員長 はい、すみません。まだ楠様がいらっしゃいますので、楠様のほうに確認したいことがある方はいませんか。

確認事項も、あ、石川委員。

○石川委員 全く別団体と答えています、記録ありというところなのですが、この記録というのはどういった記録でしょうか。

○鈴木委員長 説明をお願いします。楠様。

○陳情人 2021年の4月28日に文化活動交流館において、定例会が、子ども食堂ネットワーク定例会の会議が行われました。そこで、ノエルの代表、小田部周子が、この両団体は関係はどうなっているかということをお聞きしたら、「全く別団体ですよ」という発言が加藤美智子議員でありました。それで、その音声データはあります。

○鈴木委員長 はい。ほかに確認したいことがある方はいませんか。

確認事項もないようですので、ここで、陳情、はい、鰐原委員。

○鰐原委員 ちょっとね、頭が混乱しているようですが、2020年の6月4日に20万円が振り込まれましたよね。

それで、2021年5月にノエルが指摘後、その月の5月の28日に、2020年6月からでは1年後、その分配金として、1万6,200円持参されたというのですが、それはどういうことだか、わかりやすく説明していただきたいと思います。

○鈴木委員長 説明をお願いします。楠様。

○陳情人 2021年5月頃ですね、鹿沼市社会福祉協議会さんのいろんな情報公開等で、こういう助成金があるということがわかりました。

わかった時点で、子ども食堂ネットワークかぬまさんに、「こういう助成金があるけど、どうしたんですか」と聞きました。

そうしたら、慌てて配分をしますということで持ってきた。いわゆるノエルが、いろんなことを質問しなければ、これらの助成金が全て一般社団法人こども未来のほうに入ったままで終わっているということが立証されているということです。以上です。

○鈴木委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 ちょっとまだわからないのですが、その1万6,200円は、子ども食堂ネットワークかぬまから、配分されたもので、その2020年3月12日の20万円と2020年6月4日の20万円とは別のものだというふうに理解してよろしいですか。

○鈴木委員長 説明をお願いします。楠様。

○陳情人 この2件の20万円、これは全く別のものです。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうすると、いずれにしても、その大もとは、社会福祉協議会が分配しているものだと、そういうことですね。

○鈴木委員長 説明をお願いします。楠様。

○陳情人 社会福祉協議会が、子ども食堂ネットワークかぬまに対して助成をするということになっています。

それで、これは、社会福祉協議会ですね、全国社会福祉協議会に「はねっと」というシステムがありまして、全国の市町村、都道府県のどこに何を助成したかって一覧表がある。それを検索していて発見したというところもあります。はい。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 ネットで検索したら、そういうものがあつたので、明らかになったと。

でも、一番、お金をそういう、そのこども食堂にね、関係する団体に金の大もとは社会福祉協議会ということだと理解するのですが、こういうことでも、やはり社会福祉協議会に委員会にご出席願って、実情を私はお聞きしたいと思います。

○鈴木委員長 ほかに楠様に確認したいことはありませんか。石川委員。

○石川委員 20万円が2回振り込まれているのが、令和元年度の事業と令和2年度の事業で、それぞれ20万円ずつが入ってきたと思うのですが、その後、ちょっと大分時間があいて、1万6,200円を分配金でということでしたが、その受け取りのときは、どういう説明で、その40万円のうち、例えば、「何団体あるので」とか、「この団体はこういう実績なので、1万6,200円をお渡ししますね」みたいな説明があつたのか、この何か、1万6,200円というのが何の数字なんだかが、根拠がわからないのですけれども、楠さんのほうでは把握されているのかどうか、お願いします。

○鈴木委員長 説明をお願いします。楠様。

○陳情人 説明の前に、ちょっとこの間の経緯を言いますが、実は、2021年の4月29日に、子ども食堂ネットワークかぬまの事務局、加藤美智子さんと大出さんから、私たち、

こども食堂ノエルに対して退会処分、いわゆる除名処分ですね。あなたたちはよくないから退会処分にするという通知がきました。

そういうことで、この時点では、もう子ども食堂ネットワーク、加藤美智子さんからしたら、ノエルは会員ではないから、お金を配分するという形できたわけです。

それで、この1万6,000円の内訳は、20万円のうち、7万何某の非接触型体温計を買いました。残りのお金を8団体で分けると1万6,200円になりますので、これを持参しましたということで、突然、代表の小田部周子の自宅まで来まして、持ってくるということで、仮に6月4日に、前年の6月4日に20万円振り込まれているわけですから、当然その時点で、何らかの配分をするということが必要ですけれども、何もしない。

それで、ノエルが「こういう助成金がありますね」と聞くと、突然慌てて「配分します」と持ってくる。しかも退会処分した後に、こういう経過があります。以上です。

○鈴木委員長 ほかに確認したいことがある方はいませんか。はい、宇賀神副委員長。

○宇賀神副委員長 宇賀神です。

楠さんにちょっと、楠様に質問なのですが、この陳情は、鹿沼市に是正を求める陳情なのか、それとも、社会福祉協議会に是正を求める陳情なのか、具体的にちょっとお願いします。

○鈴木委員長 説明をお願いします。

○陳情人 鹿沼市に対する直接の陳情ではありません。

あくまでも、社会福祉法56条ですか、これに基づいた監督責任がある鹿沼市に調査と是正をお願いしたいというのは、先ほど赤い羽根共同募金は所轄外であるということでしたけれども、その所轄外のことではなくて、違う団体にお金を振り込む、渡す、こういう運営をやっていることの管理責任があるのではないかということのほうが重要です。

ですから、あくまでもその違う団体に振り込まれてしまったと、それで、なおかつ田野井事務局長に聞きましたら、「同じ団体だからこちらに振り込んでね」と言われて振り込んだという、この辺のことに、こども未来さんがどうかかわったのか、それで、社協さんがどう判断してやったのかということ鹿沼市としてきちんと調査をして、正しい仕事をするように監督責任があるのではないかというのが、陳情の趣旨です。

○宇賀神副委員長 はい、ありがとうございました。

○鈴木委員長 はい、ほかに確認したいことがある方はいませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 今、楠さんの答え聞いたのですが、そうすると厚生課としてね、調査をし、監督をする責任があるのだから、陳情者は言っているのですけれども、これ、社会福祉協議会の方がこの委員会におみえにならないで、厚生課のほうだけでやって、後々厚生課のほうは、責任を持てるのかどうか、お聞きしておきます。

○鈴木委員長 説明を求めます。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

先ほどもちょっとお答えいたしましたけれども、市のほうといたしましては、この共

同募金事業、やはり所轄外というふうなことです。所轄外だから、何も関係ないかということではなく、先ほども話しましたように、社協自体は、やはり鹿沼市のその福祉部関係ですね、やはり拠点となるような社会福祉法人でもあるということもあわせて考えておりますので、このような、先ほども言いましたように、トラブルが起きないように、きちんと話はしたいと思います。

ただ、このことに関して、市のほうでどうこうと申しますか、最終的にそういったものの責任は持てません。はい。持てないというふうに考えています。以上です。

○鈴木委員長 はい、小杉事務局長。

○小杉事務局長 議会事務局長の小杉です。

ちょっと補足ということではないのですが、そもそも陳情の取り扱いなのですが、陳情につきましては、市の施策とか、市の事務に関して行うものでございますので、市が行っていない事務等について、陳情というのはできませんので、社協の事務に対して、市ができる範囲というのがあるかと思うのですが、その事務を逸脱した陳情ということは、陳情の趣旨からはずれてしまう。陳情は市の事務に関することに限るということになっておりますので、そこら辺ちょっと頭に入れて、ご審議をお願いしたいと思います。

説明は以上です。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 議会事務局長の説明いただきましたが、この件が、この教育福祉常任委員会に付託されたのは、幹事会を通じて、また、議会運営委員会を通じて、この案件は取り上げられていますから、先ほどの議会事務局長の説明どおりにいくと、ずっと後戻りして、幹事会から積み上げていかなければならないというような件にもなるのではないかというような考えを今ちょっと持ったのですが、そういうことが、一旦議会運営委員会で取り上げられ、教育福祉常任委員会に付託されて、今審議が始まった段階で、そういうことがあり得るのかどうか、その辺のところもちょっと、初めてのケースなのでね、勉強していくか、この議会でも検討していかなければならないというような感じはしますけれどもね。委員長、どうしますか。

○鈴木委員長 説明をお願いします。小杉事務局長。

○小杉事務局長 議会事務局長の小杉です。

本会議で教育福祉常任委員会のほうに付託されたわけなのですが、審査の過程で明らかになってきたことでもありますので、審査の過程で、もし市の事務に該当しないということであれば、それなりの審査をすることになるのかなと考えます。

説明は以上です。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 私はね、今、この2番目の陳情に関しては、一旦継続にして、議会運営委員会のほうの責任者とも委員長と議会の事務局長と、行政的にね、よく話し合っ、どう

するか決めていただいた上で、また上げるのか、それともこの陳情を受け付けないのか、決めることが肝心ではないかというような感じがするのですけれども、委員長の判断をお願いいたします。

○鈴木委員長 はい、小杉事務局長。

○小杉事務局長 議会事務局長の小杉です。

陳情につきましては、請願法に基づいてされているわけですが、請願はどんな請願でもする権利がございますので、請願されれば議会は受け付けなければならないということになっておりますので、この陳情も請願に準じて、どんな陳情でも議会では受け付けをして、それを審査して、もし陳情に該当しないということであれば、不採択ということになるのかなと思います。

説明は以上です。

○鈴木委員長 はい、亀山保健福祉部長。

○亀山保健福祉部長 保健福祉部長の亀山です。

先ほど羽山課長のほうからも、今回の赤い羽根共同募金の配分については、国や行政、そういったところが口出しをする部分ではないという説明があったかと思います。

それで、今回、楠様のほうから受けました陳情、2つ目の陳情ですね。

それで、陳情の最後の行に、陳情の趣旨だと思っておりますけれども、この配分について、原因を究明して正しい配分先への配分指示をお願いしますという陳情になっております。

それで、この陳情の趣旨からしますと、行政のほうで、赤い羽根共同募金への配分は口を出せないということで、陳情に対する市の答えとしては出ているのではないかなというふうに考えておりますので、説明させていただきました。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 部長のほうから答えをいただけたというようなことで理解しますが、要は、市のほうでは、配分先についての指示はできないと、そう明文化してよろしいですか。明らかにしてよろしいですか。お願いいたします。

○鈴木委員長 はい、亀山保健福祉部長。

○亀山保健福祉部長 保健福祉部長の亀山です。

先ほど羽山のほうで説明しましたように、社会福祉法の第117条第4項の規定の中に、先ほどの事業につきまして、共同募金事業につきましては、国及び地方公共団体が寄附金の配分について干渉してはならないというふうな条文がございますので、そのように説明をさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうするとね、この審議を進めていく上で、市としてはもう行政的にはできないのだということが明らかですけれども、それでは議会では、この問題について、社

会福祉協議会に正しい配分先への配分を求めることができるのですか、議会で教育福祉常任委員会で決定した事項について、例えば、配分が悪いから配分を考えなさいとか、配分の仕方が悪いからこうなさいとかっていう、その議会の決議はできるのですか。社会福祉協議会に対して。

○鈴木委員長 説明を求めます。小杉事務局長。

○小杉事務局長 議会事務局長の小杉です。

議会の権限というのがあるとは思いますが、地方自治体に対しては、何か、提言でやるとか、議決とか、いろいろな検査とかできますが、ほかの団体に関しましては、そういう権限は議会にはないと思っております。

説明は以上です。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 それでは、地方行政で、鹿沼市としてもできないと、そうすると、議会としてもできないと、そうすると、議会は一体何でこれを幹事会を通じて、議会運営委員会を通じて、本会議を通じて、何で陳情に受けたということがありますよね。出てきますよね。

ですから、これは、やはりそこらのところを考えるに当たって、一旦委員長として、継続審査にして、二十日までが本会議の議会、今会議の、定例会の期日ですから、それまでに再び考え直すというかな、再考する必要があるのではないですか。皆さん、どうほかの委員の方は思われますか。

○鈴木委員長 はい、阿部委員。

○阿部委員 ある程度の答えは出てきたのだと思うのですが、民間同士の部分ということで、行政のほうからも、議会側からも、これをとやかく言う権利はないということが局長のほうの説明と部長の説明だったと思います。

それで、そういうことを考えると、この陳情自体が不採択というか、成り立たなくなってしまうのですが、ただ、市民から、こうした陳情が出てきたということで、これまで議会幹事会、議会運営委員会で取り上げてきて、今ここで審査に入って、初めてそういうことがわかったのだと思うので、だから、そういう意味では、今ここで審査しながら、多数決で不採択にしても仕方がないことですし、あるいは、継続にして、もうちょっとこの原因究明、是正を求めることができなくても、原因究明とか、その辺を少し歩み寄った形での答えを出すということであれば、継続だと思うのですが、その辺の2択ぐらいで、委員会で決めて、ちょっと先に進めれば、大分もう時間もかかっていますので、よろしく願います。

○鈴木委員長 ほかに何か意見がある方はいらっしゃいますか。

すみません。楠様が、まだ入室していらっしゃいますので、楠様に、特に、はい、宇賀神副委員長。

○宇賀神副委員長 楠様にちょっと質問なのですけれども、今の話も理解できるのですけ

れども、この配分ということは、この趣旨説明書の下の3月12日の20万円の配分、総会決算書にも記載なしと、その下の1万6,200円というのも、これも楠様は知りたいわけですね。

○鈴木委員長 説明を求めます。楠様。

○陳情人 一番知りたいのは、なぜ社会福祉協議会が助成金の交付先と違うところに振り込んだのか、これが一番知りたい。

だから、それを究明するために陳情したという形に理解してもらえばいいのではないかと思います。

ですから、管轄云々というよりは、なぜ、この40万円にわたるお金が、その配分先とやかくは行政、できない、それはよくわかります。

ただし、決まった後、子ども食堂ネットワークかぬまに助成が決まったわけです。

ところが、そのお金が違うところに振り込まれた。これが一番の問題なので、そこを原因の究明をお願いしたいということです。以上です。

○鈴木委員長 ほかに楠様に確認したいことがある方はいらっしゃいますか。

確認事項もないようですので、ここで陳情人の退席を求めます。

(陳情人 退席)

○鈴木委員長 ただいま継続審査というお話も出ましたが、執行部の、すみません、一応執行部のほうの確認もとりたいと思いますが、執行部のほうに何か確認したいことがある委員はいらっしゃいますか。

確認事項もないようですので、先ほど継続審査のお話も出ましたとおり、陳情第2号については、継続審査をするか、否かで挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○鰐原委員 その前に暫時休憩してください。

○鈴木委員長 では、暫時休憩いたします。

再開は、2時5分といたします。

○鰐原委員 もうちょっと時間とってもらえませんか。

○鈴木委員長 2時10分といたします。はい。

(午後 1時57分)

○鈴木委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 2時10分)

○鈴木委員長 鰐原委員、席のほうにお戻りください。

あ、亀山保健福祉部長、席のほうにお戻りください。

先ほど継続審査という意見が出ましたので、継続審査をするか否かで挙手採決を行いたいと思います。

阿部委員。

○阿部委員 先ほど来の説明で、執行部のほうからも、この間、いわゆる民間と民間のこ

とですし、社協の部分でもあるし、そこに対してとやかく言うことはできないと。それで、議会にもそういう権限がないと。

それで、私たち議員も、今思い出しましたが、初当選のときに、県庁で議員の権限というのをいろいろと学ばせてもらって、確かにそこまで踏み込んだことができるものでもないというのも改めて今わかりました。

ただ、こういう誤送金があったという事実については、この後加藤さんに聞くかどうかはあれですけども、こういう公の場にさらされたというところでは、社協に対しても一定の是正効果は出るのだと思うのですね。

ただ、こっちからとやかく言う権限はないというところで、この2つ目の陳情については、そういう性格からいくと、不採択なのかなというふうに思っています。

あとは、ちょっとみんなの意見を聞きながら判断していきたいと思うのですが、ほかに何かあれば、はい。

○鈴木委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 陳情人の楠さんのご意見を伺ったので、その子ども食堂ネットワークかぬまかな、そこへ何で誤送金されたのか、子ども食堂ネットワークかぬまのやっぱり加藤さん、理事になっているのかな、ですから、加藤さんにもお聞きしたいことがあるので、加藤さんを参考人として、まず呼んでいただいて、それから結論を出していきたいと思えます。

○鈴木委員長 加藤委員の発言を求める意見が出ました。

それでは、加藤委員の発言の機会を設けるかどうかをお諮りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 それでは、加藤委員の入室を許可いたします。

(加藤美智子委員 入室)

○鈴木委員長 陳情第2号について、加藤美智子委員に対し、確認したいことがある方は順次発言を許します。石川委員。

○石川委員 石川です。

先ほど陳情人のほうから説明がありましたが、「全く別団体です」という発言があったということで、それで、その後、社協とのやりとりでは、「同じ団体だから、こちらに振り込んでくださいというふうに加藤さんが述べた」というふうにされているのですが、この辺の事実関係をご本人の口からお聞きしたいと思います。

○鈴木委員長 説明をお願いします。加藤委員。

○加藤委員 子ども食堂ネットワークかぬまと一般社団法人こども未来というのは、別団体です。

ただ、交流をしているといいますか、連携をしているグループではあります。

それから、この誤送金というようになっているのがよく、私はよく意味がわからない

です。

それから、田野井局長に対して、振り込んだとか、振り込んでくださいとかというのは一切言っておりません。以上です。

○鈴木委員長 ほかに確認したいことがある方はいませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 陳情人は、子ども食堂ネットワークと、それと一般社団法人こども未来へ誤送金があったということを述べておりましたが、今加藤さんは、そういう誤送金という認識がないと、誤送金ではないと発言されたと思うのですが、その考えの根拠となっていることはどういうことなのでしょう。

○鈴木委員長 説明をお願いします。加藤委員。

○加藤委員 子ども食堂ネットワークかぬまは、そのときには、まだ、公開されており、子ども食堂ネットワークかぬまのほうに、送金がされるべきものと考えておりますが、多分そのときに、何かやりとりがあったような気がしますが、ちょっとそこはよく覚えておりません。

それで、はい、という認識です。はい。

○鈴木委員長 加藤委員。

○加藤委員 そのときには、ネットワークかぬま、あと社協さんとやりとりを代表のほうでさせてもらっておりまして、そのやりとりがどういうふうな形でされているのかというのが、ちょっと私も把握しておりませんので、よくわかりません。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 加藤さん本人からはわからないということでした。

ですが、送ったほうは、鹿沼市社会福祉協議会ですから、やはり鹿沼市社会福祉協議会から事情を聞く必要が、私はあるかなと思います。

ですから、継続審議にさせていただいて、今回の定例会中に、日にちがまだありますから、そのときにこれは審議し直したほうがよろしいのではないかと思います。

○鈴木委員長 横尾委員。

○横尾委員 今の鰐原議員から継続という形ですけれども、もう今日は15日です、明日も産業建設の委員会があつて、もう17日、18日、もう17日ぐらいしか審議するときはないのですよね。

それで、17日もいろいろ入ってしまつて、これを継続にして、また同じようなことを、これを3時間も4時間もやるとすると、全然収まらないというか、二十日の議会までに間に合わないと思うので、これについては、継続でも、次の議会に持ち越してあれするか、否決をして、次にまた出してもらつてとか、そういうことをしないと、今議会では、ちょっと不可能かと思つてます。

○鈴木委員長 ほかの委員のご意見はありますか。石川委員。

○石川委員 この陳情は、市に対することではなかったもので、審査の過程で、それがはっきりしたということと。

社協に対しては、その市のほうから、むしろ干渉はしてはならないということも、先ほどお聞きしました。

ということで、継続をしたところで、その私たちにはどうしようもないということが、この会議の中でわかりました。

ですので、継続はしないで、採決をして、しかしながら、いろいろな問題があったということは浮き彫りになりましたので、それは今後も当事者同士でよく、誤解があるなら誤解をといて、謝るべきところは謝っていただいて、ただすべきところはただしてもらおうということで、我々のこの教育福祉常任委員会ではどうこうすることはできないのではないかなというふうに思っております。

正直、陳情人の説明だけを聞いた段階では、これはもう採択でいいのではないかなって心の中では思っておりましたが、審査の過程でそういうふうに気持ちが変わりました。以上です。

○鈴木委員長 はい、ほかの委員の方は何か、はい、谷中委員。

○谷中委員 私も陳情人のお話を聞いて、やはり誤送金ということでは、ここに書いてある事実からしますとですよ、陳情人の方が言うのでは、やはり最初は別団体ときちんと答えていて、その後、田野井事務局長という言葉が書いてあるので、同じ団体だから、ここで振り込みをと言われたということで、これだと本当にどちらがあっているのかなということでしたけれども、今の加藤委員のほうから、それについては、ちょっと日にもたっているし、どうだったかということもちょっとあやふやな感じになっておりますから、確かに年月が過ぎれば、どちらかというのはちょっと決めかねないということもあるのですけれども、どちらにしても、この私たちがここですごくなんやかんややっていっても、まあタッチしてはいけないというルールがある以上は、ここでは本当にどちらの言い分もあるけれども、よく両方で話し合ってもらいたいとか、今後はこういう間違いがないようにしてほしいというような思いを込めて、これ以上は審議しても、何か言った言わないのあれになってしまうような気がするので、私も立ち入らないで、これからはきちんとしてほしいという願いだけを込めて、不採択でそういうふうな附帯というか、そういう気持ちも添えていきたいと思えます。

○鈴木委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 私は採択、不採択をとるのには、やはり継続審議にすべきだと、社会福祉協議会をここへ召喚していただいて、そして、社会福祉協議会のお話を聞きたいと、そういうことで、私は継続審議を主張します。

○鈴木委員長 まずは加藤委員のほうに何かほかに確認したいことがある方はいますか。

確認事項もないようですので、はい、鰐原委員。

○鰐原委員 えっとね、このお金ね、1回目は手渡しだったと思うのですよ。

そういうお金の渡し方とかね、あるのかどうか、加藤さんに、それをお伺いしたいということと、加藤さんはね、いろいろな団体に所属していると思って、たくさんの

市民団体に所属していると思うのですよ。

その中でね、補助金をもらっているという形が多いと思うのですよ。自分で団体をやっていてね、まあ、その事務長さんか、理事長さんか知りませんが、団体をやっていて、こういう補助金をいただいている、各種団体からも、市からもいただいているということがあると思うのですけれども、一体、どのくらいの団体が加藤さんに関係して、補助金をいただいていますか。記憶の範囲で結構ですから、お答え願いたいと思います。

○鈴木委員長 説明をお願いします。加藤委員。

○加藤委員 私の関係する団体というのは、ほとんど皆さん、一つ一つの団体が独立しまして、長ができて、団体が全部、それぞれの団体がなくならないで運営されていて、その中で、いろんな補助金を出していると思いますよ。

その団体は、鹿沼市の今生涯学習を支えていて、それぞれが独立して頑張っている活動がされており、ボランティアですけれども、活動されており。

それで、私の関係する団体というのは、私の、人形劇のやっている団体1つでございます。以上です。

○鈴木委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 今日ね、審議している中でも、ひまわりもそうだったし、森のこびともそうだったし、その子ども食堂ネットワークの事務局長もなされているし、その一般社団法人子ども未来の理事もなされています。

当然、肩書としてね、鹿沼市議会議員の現職議員だっている肩書もあります。

そういう中で、委員長にお願いしたいのですが、加藤議員がどんな団体に所属していて、どんな補助金をいただいているか、調べていただきたいと思います。

○鈴木委員長 調べて後日報告ということでよろしいでしょうか。

(「できるかどうか、その件」と言う者あり)

○鈴木委員長 あ、そうですね。

はい、まずそれができるかどうかを確認して、はい、みます。はい。それで、できるのであれば、後日、はい、出します。

加藤委員のほうに何かほかに聞きたいことはありますか。はい。

では、加藤委員の退出を求めます。

(加藤美智子委員 退席)

○鈴木委員長 先ほど継続審査という意見が出ましたので、継続審査をするか、否かで挙手採決を行いたいと思います。はい、横尾委員。

○横尾委員 先ほど継続という話をしたのですが、今の状況からすれば、継続はちょっと難しいかと思うので、私は否決のほうに向きたいと思います。

○鈴木委員長 まず継続審査をするかどうかをお諮りいたしまして、その結果に応じて対応したいと思いますので、よろしくをお願いします。

はい、では、お諮りいたします。陳情第2号について、継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

○鈴木委員長 挙手少数であります。

それでは、陳情第2号を採択とするか、不採択とするかで挙手採決を行いたいと思います。

まず、陳情第2号について、各委員の意見や考え等行った上で、採決を行います。

意見、考え等ある方は挙手願います。阿部委員。

○阿部委員 先ほど来ずっと話し合っていることですが、社会福祉法117条、干渉してはならないという説明のもと、やはり、これ採択しても、採択することができないのではないかなという考えのもとで、私は不採択だと思っています。

ただ、陳情人の説明を、今ずっと聞いていくと、やはりいろいろと疑問に思うところもたくさん出てきたのは確かなので、そこについては、民間同士の部分で、社協に対して求めることはできませんけれども、是正効果のもとで、今後さらに子供たちのためによい事業ができるようお願いしたいって思いながら、採決したいと思います。

○鈴木委員長 はい、鰻原委員。

○鰻原委員 残念ながら、継続審査は否決されたわけですが、採択、不採択となると、私は参加いたしません。

したがって、この議場を一旦去らせていただきます。

(鰻原委員 退席)

○鈴木委員長 ほかに意見や考え等ありませんか。よろしいですか。

ご意見等もないようですので、陳情第2号を採択とするか、不採択とするかで、挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 異議なしと認めます。

お諮りいたします。陳情第2号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手なし)

○鈴木委員長 挙手なしであります。

したがって、陳情第2号については、不採択とすることに決しました。

次に、陳情第3号 一般社団法人こども未来の文化活動交流館使用許可取り消しと「赤い羽根共同募金助成」の報告調査を求める陳情についてを議題といたします。

ここで陳情人の入室を許可いたします。

(陳情人 入室)

○鈴木委員長 次に、陳情第3号 一般社団法人こども未来の文化活動交流館使用許可取り消しと「赤い羽根共同募金助成」の報告調査を求める陳情について、5分程度で説明

をお願いいたします。楠様。

○陳情人 それでは、文化活動交流館喫茶コーナー使用許可取り消しを求める、赤い羽根共同募金助成事業報告の調査を求める陳情の趣旨説明を始めます。

一般社団法人こども未来は、文化活動交流館喫茶コーナーの使用許可を受けています。

しかし、使用許可条件の違反、赤い羽根共同募金助成事業の事実と違う報告、そのために使用許可の取り消しと、赤い羽根共同募金会への事業報告の調査、是正指示を求めます。

1、使用許可条件信用保持違反の疑い。

喫茶コーナーを任されていたO p a p a キッチンが 2021 年 10 月撤退後、日替わりで別々の業者の営業になりました。

そのため、長期間にわたり休業したり、営業時間が短かったり、市民からの苦情が相次ぎました。

飲食を目当てに来た客が営業していないため、あきらめて帰ったり、受付に苦情を言っていく、問い合わせを受けても情報がなく、答えられない状況です。

これは打ち合わせ記録簿の鹿沼市民情報センター長のお話です。

また、こども食堂のためにいただいたと思われる野菜類を販売する行為もあり、市民から「あんなことしていいの？」の声も出ています。

次に、2番、文化活動交流館喫茶コーナーテナント募集要綱、出店希望申込書と実際の食い違いです。

募集要綱では、土曜日・日曜日のみ限定、不定期などの営業は不可とするとあります。

出店希望申込書の営業予定時間は、午前 10 時から午後 5 時、企画展がある場合はその以外の時間帯となっています。

しかし、日替わり業者が休業したり、営業時間帯が上記のようにばらばらだったりです。

とても一般社団法人こども未来が管理をしている状態ではありません。

この陳情に対する鹿沼市の回答がありました。

一般社団法人こども未来の文化活動交流館喫茶コーナーの利用について、2021 年秋頃から営業できない日、営業時間が不安定な日があったことを市も把握しております。

しかし、市は喫茶コーナーの利用を許可していますが、必ず営業しなければならない等の条件は付加しておりません。

しかし、文化活動交流館喫茶コーナーは、市民の共有財産です。

そのため、利用許可者には水道光熱費の負担を求めないなどの特典もあります。

市民の憩いの場としての喫茶コーナーです。

営業前提での許可ではないでしょうか。

3番目に、赤い羽根共同募金会への虚偽報告。

一般社団法人こども未来は、文化活動交流館喫茶コーナーを利用して、中央共同募金

会より、居場所を失った人への緊急活動応援助成 163 万円を受けています。

しかし、中央共同募金会への実施報告書に、事実と違うことが記載をされています。

それでは、報告内容抜粋を読みます。

社会福祉協議会と連携をとり、問題や課題のある家庭に情報を提供し、直接足を運んで対処した。

また、義務教育中の児童生徒には、学校と密に連携を図り、市こども総合サポートセンターやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも問題を共有し、対処できるようにした。

鹿沼市教育委員会、鹿沼市社協、鹿沼市こども総合サポセンへ公開情報会を定期的に行った。6月と9月とあります。

しかし、鹿沼市や鹿沼市社会福祉協議会は、連携はなかった。こども総合サポートセンターは、そのような事業をしていることを知らなかったと証言しています。

既に、鹿沼市はこの一般社団法人こども未来に対し、事実に基づいた報告をし直すように促すこととしますという回答がありました。事業報告を訂正するように指示をしていくわけです。

4、打ち合わせのほうに、議員としての参加、発言記録があり、令和4年7月27日開催、文化活動交流館喫茶コーナーに関する3者協議の出席者は

こども未来、大出代表、横山理事、加藤美智子議員、加藤美智子議員と記載されています。

指定管理者井上センター長、生涯学習課湯澤となっています。

加藤美智子議員は、先ほど言いましたように、議員として参加をするということです。行政と民間団体の話し合いに議員の立場として参加をしています。

このようなことが起きていますので、この委員会において、この間の経過をよく調べ、陳情の趣旨に沿った採択をしていただけるように、よろしくお願いします。

以上で趣旨説明を終わります。以上です。

○鈴木委員長 陳情人の説明は終わりました。

陳情人に対し、確認したいことがある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 1番目のところで、運営をスタートして、その後、お店が閉まっている時期があったと。

それで、市民からの問い合わせがありましたということなのですが、市民からの問い合わせがあったことは、なぜわかったのですか。

○鈴木委員長 説明を求めます。楠様。

○陳情人 私も個人的にも聞きましたし、鹿沼市の打ち合わせ記録にも記載をしてあるということで、苦情があったことは事実であると認識しております。

○鈴木委員長 ほかに確認したいことがある方はいませんか。石川委員。

○石川委員 陳情の文章の最後、下記の内容について、調査、処分を求めますということ

なのですが、処分というのは具体的にどのようなことを想定されていますか。

○鈴木委員長 説明をお願いします。楠様。

○陳情人 中央共同募金会への報告に事実と違うことを書いている。

ですから、なぜ書いたのか、一般社団法人こども未来の理事に加藤議員がいらっしやいます。ぜひ聞いてもらいたいと思います。

それで、処分というのは、事実と書いたことをどう、処分ですから、これは中央共同募金会に提出していますので、中央共同募金会にきちんと正しい報告をする。そのことを、きちんとした報告をしたということを報告してくださいという意味です。いわゆる処分ということではないです。はい。

○鈴木委員長 石川委員。

○石川委員 いわゆる処分ではないという言葉だったのですが、ということは、この、どう捉えたらいいのかわからなくなってしまったのですけれども、もう一度お願いします。

○鈴木委員長 説明をお願いします。楠様。

○陳情人 なぜ事実と違うことを書いたのか、それで、結局事実と違うことを書いてあるわけですから、鹿沼市の行政が中央共同募金会に違う報告がいくということですから、鹿沼市としてもそれは看過できない。なぜ行政と違うことを書いたのかということを引きちんと調べて、それで、正しく中央共同募金会に報告をするですね、そういうことを求めるということです。

○鈴木委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 陳情人にお伺いしますが、この私も不案内なのですが、中央共同募金会より居場所を失った人への緊急活動応援助成で、163万円受けているということなのですが、この163万円の使途の目的はどういうことなのでしょう。

○鈴木委員長 説明をお願いします。楠様。

○陳情人 この163万円の使途は、文化活動交流館喫茶コーナーピュルテを使って、そこで相談をやる。

それから、相談ですね、相談をやる。あるいは、居場所を失った人の居場所としてここを利用する。

それから、連携団体である子ども食堂ネットワークと連携するというよりは、具体的には、こども食堂森のこびと、それから、こども食堂たけのこ、ここと連携して宿泊をするとか、そういったことをやるために163万円を使うということで申請が出ています。

それで、現実的には、文化活動交流館の月2万8,000円の使用料もこの赤い羽根共同募金からの助成金で賄われているということです。はい。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうすると、楠陳情人は、この163万円、文化活動交流館を利用した活動が十分でないということを見ていると、そういうことを理解していいのか。

そして、どういうところがその163万円も使われているのか、ちょっと私にもわから

ないのですが、もしわかれば説明願いたいと思います。

○鈴木委員長 説明をお願いします。楠様。

○陳情人 この件に関しましては中央共同募金会にも報告をしてあります。

それで、本日このような陳情があつて審議をされるということも報告してあります。

それで、この費用についてですけれども、163万円、その、もちろんピュルテの使用料、あります。

それから、それ以外に、いろんな森のこびととか、たけのこさんのいろんな費用ですね。それから相談員の費用とかで、163万円なのですけれども、実態は共同募金の助成事業は、2021年の1月1日から2020年の12月31日、この1年間ということで助成を受けています。

ところが、それらしき活動はほとんど見られない。

特にOpapaキッチンさんの撤退とかで、すったもんだしている時期もありますし、それで、実際にこの事業をやるよというのが、ピュルテにチラシが置かれたり、看板が掲示されたり、あるいは、加藤美智子議員のフェイスブックを見ると、助成期間が終わった後に、終わって2カ月ぐらいした後に「やりました」ということをやっている、ということ、現実的にはその163万円を使った事業はほとんど行われていないということです。

それで、特に、この163万円の事業の大きなねらいではないのですけれども、いわゆる連携団体と提携してやることですね。

ですから、鹿沼市社会福祉協議会とか、鹿沼市こども総合サポートセンター、教育委員会さんと、そういうところと連携することが前提の事業です。

それで、応募して採択になって、一応やりましたと言っている。

ですから、私から見れば、嘘の報告をしたのは、嘘の報告をせざるを得ない、普通に連携しませんでしたと言ったら、その事業そのものが成り立たないために嘘をついて、報告をしたというふうに認識しております。

○鈴木委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 それと打ち合わせのね、もう議員として参加していたということについて、陳情人は議員として参加しているのはまづいと思っているのかどうか、その理由もお聞かせ願いたいと思います。

○鈴木委員長 説明をお願いします。楠様。

○陳情人 情報公開請求をしまして、その議事録を入手したとき、一番最初に目に入ったのは、参加者の中で、本来ならば、一般社団法人こども未来の理事加藤美智子と記載すべきところを、加藤美智子議員というふうに鹿沼市の職員の方は記載したということで、あ、これはやはり議員として参加してもらったと、当然議事録にそう書いてありますから、それで、議員としての参加ということは、やはり何らかの議員としての権限とか、そういったものが、この事業、ピュルテのいろんなことに、問題に関する、働いた

のではないかと。

それで、中には、これは文化活動交流館の受付の方の話ですけれども、実はいろんな問題があって、情報センターを指定管理している宮ビルサービスの担当者が、こういうのは問題であると、こういう事業はやるべきではないということを何度も話すけれども、加藤美智子議員が出てきて、いつもだめになってしまうというような発言がありました。以上です。

○鈴木委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 今、楠陳情人に伺いますが、今文化活動交流館のほかに、鹿沼市の情報センター、これは楠さんお話にあったとおり、指定管理者は宮ビルですが、その宮ビルでも困ったことがあったと、そういうことの詳細例はかなりあるのですか。

○鈴木委員長 説明をお願いします。楠様。

○陳情人 休業が多くて困っていると、それで、実際に文化活動交流館でイベントがある。そのときに閉まっている状態がある。それで、困ってしまったので、次の何月何日にこういうイベントがあるから、何としても喫茶コーナーを開店してもらいたいという申し入れをしたということも聞いております。

○鈴木委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 えっと、私がお聞きしたのは、文化活動交流館もありますけれども、先ほど情報センターの、市民情報センターのほうの管理者は宮ビルが指定管理者になっているかと思うのですが、その宮ビルのほうからも苦情が出ていたということの内容はどういうことなのでしょう。

○鈴木委員長 説明をお願いします。楠様。

○陳情人 宮ビルサービスの受付の担当者がそういう、先ほど言いましたように、いろんな問題があって、指摘をするけれども、加藤議員が出てきて、そこで終わってしまうという発言がありました。

それと、会議・打ち合わせ録にも、そういった、加藤議員が出てきてということはないですけれども、非常にその閉店が多かったり、連絡がとれなくて困ってしまっている。利用者に対して責任が持てないというのが記録として残っております。

○鈴木委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 わかりました。ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかに確認したいことがある方はいませんか。

確認事項もないようですので、ここで陳情人の退席を求めます。楠様お疲れ様でした。

(陳情人 退席)

○鈴木委員長 それでは、まず陳情第3号について、執行部に対して、確認したいことはありますか。

確認したいことがある方は挙手願います。鰻原委員。

○鰻原委員 まず文化活動交流館の喫茶コーナー、この営業時間が不安定なことがあって、

市も把握していたと、市は喫茶コーナーの利用を許可していますが、市の答えは、市は喫茶コーナーの利用を許可しているのだと、だけれども、必ず営業しなければならない等の条件は付加していないのだと、そういうふうに楠さんは述べられておりましたが、これはどういうことをもってして、そういうことになっているのだから、ご説明願いたいと思います。

○鈴木委員長 金子生涯学習課長。

○金子生涯学習課長 生涯学習課長の金子です。

ただいまの鰐原委員のご質問に対しまして、お答えします。

この配付された陳情趣旨説明の鹿沼市の回答で、必ず営業しなければならない等の条件は付加しておりませんということに対しての私どもの考え方なのですが、文化活動交流館の喫茶コーナーは、こちらは業務委託ではなくて、利用許可に基づいての営業なので、必ず何々しなければならないというような文言は付加しておりません。

○鰐原委員 何々をして営業しているという、もう一度言って。

○金子生涯学習課長 業務委託ではなくて、利用許可に基づいてのカフェの営業ということなので、必ず何々しなければならないというような文言は付加しておりません。

業務委託であれば、契約不履行というようなことにもなりますが、このことが選定の取り消しとか、契約の解除ということにはつながらないかと考えておまして、このような回答をしております。はい。

ただ、この必ず営業しなければならないとは言いますが、先ほど陳情人の方からもご意見がありました、私どもと子ども未来の間で協議を重ねたり、指導するようなことで、必ず営業している状態に近づける努力がちょっと足らなかったかなとは感じております。以上です。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 まあね、陳情人も言っていますがね、誰もが行くと「喫茶コーナーやってるかな」と思うときに、営業してないというのは残念ですよ。

そういうときはやっぱり、「あれ、とうと休んでばかりいるな、ここは」というような苦情は、市のほうには寄せられておりませんでしたか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。金子生涯学習課長。

○金子生涯学習課長 生涯学習課長の金子です。

この営業が不安定なことに対する苦情といいますのは、私どものほうには直接はやはりきていないのですが、指定管理者のほうで、去年の夏に打ち合わせを持ったときに、こういった事例があったとか、そういった話は聞いております。

ただ、直接生涯学習課のほうに苦情ということは受けておりませんで、ちょっとその辺も、ちょっとこちらの情報収集が不足していたかなと思っております。以上です。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 ちなみに、今指定管理者という話がありましたが、ここも指定管理者は宮ビ

ルになっておりますか。どこになっております？

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。金子生涯学習課長。

○金子生涯学習課長 生涯学習課長の金子です。

ただいまの鰐原委員のご質問なのですが、文化活動交流館も情報センターも、いずれも宮ビルサービスが指定管理者となっております。以上です。

○鈴木委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 した。引き続きよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 はい。

○鰐原委員 えっとね、中央共同募金会への実施報告書、中央共同募金会より 163 万円いただいているから、当然中央共同募金会へ実施報告書いたしますわね。

その中の報告の中で、その鹿沼市教育委員会、鹿沼市社協、鹿沼市こども総合サポートセンターへ公開情報会を定期的に行ったというふうになっていて、しかしね、鹿沼市や鹿沼市社会福祉協議会は、連携なかったとか、こども総合サポートセンターはそのような事業をしているのを知らなかったと、まあ、鹿沼市は教育委員会ですわね。教育委員会や社会福祉協議会、または、こども総合サポートセンターは関係なかったのだと、知らなかったのに、そういう、その中央共同募金会へ実施報告書を出してあるのだというようにことが述べられていますが、これは事実なのですか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。はい、飯塚こども総合サポートセンター長。

○飯塚こども総合サポートセンター長 こども総合サポートセンター長の飯塚です。

ご質疑にお答えします。

この陳情につきましては、まず、ちょっと対応させていただいた経過を説明させていただきます。

今年の1月25日に、陳情人の方から、こども総合サポートセンターのほうに来所の上、この本件についてのご説明がありました。

それで、私どもは、この応募書類が提出された当時の職員に確認をいたしました、記載内容のやりとりはなかったと、書類が提出されたことも御存じないということでありましたので、内部で検討いたしまして、本件は助成希望者を募集したこの一般社団法人中央共同募金会と応募者であります一般社団法人こども未来の間での問題でございますが、事実でない内容が記載されているということであれば、改めていただき、提出し直すように促すことにしたらいいのではないかとということで、そのような対応をさせていただくこととしました。

それで、2月の17日に、一般社団法人こども未来の代表ほか理事お二人の計3名とお会いしまして、確認いたしましたところ、記載内容は一部誤りであるとのこととございました。

それで、こちらからは、事実に基づき内容を改めていただいて、提出し直すことを忠告させていただきました。

なお、対応状況の報告もお願いしますということで、そのことにつきましては、昨日、確認させていただきまして、中央共同募金会に書類を提出し直したということだったのですが、まだ一部完全ではないという部分もありまして、引き続きこちらの修正のほうは調整して提出していただくような形で進めておりまして、こども未来さんのほうもそれで了解しているということでございます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 こども未来から、そうだよな、こども未来ですよ。いろいろ名前があって、一般社団法人こども未来から3名の方が来たと、その3名の方は誰だったのか、それで、誤りがあったということは、この陳情人が指摘したほかにも何か誤りがありましたか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。飯塚こども総合サポートセンター長。

○飯塚こども総合サポートセンター長 こども総合サポートセンター長の飯塚です。

鰐原委員の質疑にお答えします。

この誤りの部分につきましては、陳情人のほうからご指摘があった部分についてのほか、何かここに書いてあることが事実かどうかというところを全般でご確認させていただいたのですが、こちらの認識としては、やはりこども総合サポートセンターと書かれているところは、やりとり等はなかったものですから、そういったないところを修正していただくような形をお願いしたところでございます。

以上で説明を終わります。

ごめんなさい。石川さんと、代表の方ということなのですが、名前申し上げてしまってよろしいですか。

○鈴木委員長 団体と職名があれば大丈夫ということですよ。はい。

団体と職名があれば大丈夫だそうです。

○飯塚こども総合サポートセンター長 わかりました。

一般社団法人こども未来の代表理事大出治夫様、理事加藤美智子様、理事横山達弘様の3名でございます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 それでね、3名の方が間違いがあるということをお認めなのだと思いますよ。

ですけれども、3月14日、昨日かな、来て、その提出があったけれども、まだ不備だからね、また直して、その不備なきようにしたものが出てくるということだと思うのですが、そのものをどういうことがあれだったのか、委員会にいただけますかね。これはどうなのでしょう。委員会にいただけるものなのでしょうかね。委員長、聞いてみてください。

○鈴木委員長 はい。執行部の説明をお願いします。飯塚こども総合サポートセンター長。

○飯塚こども総合サポートセンター長 こども総合サポートセンター長の飯塚です。

私どもはこども未来さんから、その修正したものをということで、ファクシミリでお送りいただいた書類はございますが、これは私どもの直接作成したものではないので、お渡ししていいかどうか、ちょっと検討が必要かと思うのですが、ちょっとお時間が必要かなというふうに思います。ちょっと答えのほうは即答は難しいかなと思っております。

以上で説明を終わります。

- 鈴木委員長 はい、横尾委員。
- 横尾委員 休憩を求めます。
- 鈴木委員長 では、暫時休憩したいと思います。

再開は、15時10分といたします。

(午後 3時01分)

- 鈴木委員長 休憩前に続き再開いたします。

(午後 3時10分)

- 鈴木委員長 はい、飯塚こども総合サポートセンター長。
- 飯塚こども総合サポートセンター長 こども総合サポートセンター長の飯塚です。

先ほど鰻原委員からのお話がありました、中央共同募金会への書類の今修正しているところの資料の提出ということなのですが、こども未来さんの許可を得ておりませんが、ここは難しいのかなと思っております。

以上で説明を終わります。

- 鈴木委員長 鰻原委員。
- 鰻原委員 こども未来さんの許可がもらえなかったから、それを報告できないという返事だというふうに理解しました。わかりました。後ほど何らかの対応はしたいと思えます。
- 鈴木委員長 ほかに執行部に確認したいことがある方はいませんか。石川委員。
- 石川委員 今の件なのですけれども、赤い羽根のそのホームページに出ているではないですか。

それで、それ、私も実は昨日確認したのですけれども、この直す前は、前の資料はいただいていたので、陳情の資料についていたので、そこと読み比べて、ほぼほぼ同じようなことがホームページにも出ていたので、そちらは公開になっているから、それをプリントして委員に配ることは差し支えないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

- 鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。飯塚こども総合サポートセンター長。
- 飯塚こども総合サポートセンター長 ご質疑にお答えします。

石川委員さんがおっしゃっていたそのホームページの資料というのは、この陳情書の中にも入っているのかなと思うのですが、それで、それはあれですか、一部資料は、資料ではない、修正されているのでしょうか。ホームページ上も、すみません。そこはち

よっと確認してなかったものですから。すみません。

○鈴木委員長 石川委員。

○石川委員 陳情書についている資料の6ページですね、6ページ、別紙4でいいのですかね。幹事会で配られた資料の6ページのところに、ちょっと一部黒塗りになっていますけれども、資料としてついていました。

それで、その活動概要というのが1,000字程度で書かれているのですが、この部分とほとんど同じ文章が、もう少し見やすい、ホームページ上に出ていたのですね。

それで、それが多分一番新しい情報で載っていると思うので、その後直されたのかどうかかわからないですが、恐らくそれが最新の情報かなと思うので、そちらをプリントして配付していただけたらなと思いました。

○鈴木委員長 はい、執行部のほうの説明をお願いします。飯塚こども総合サポートセンター長。

○飯塚こども総合サポートセンター長 ご質疑にお答えします。

ホームページに掲載されているものなので、印刷してお配りすることは可能かと思うのですが、ただ、あれですか、今ご準備してということによろしいですか。

○鈴木委員長 はい、石川委員。

○石川委員 鰻原委員がその資料を欲しい感じだったので、どうかなと思ったのですが、ただ、あれですか、全く直ってない感じでしたかね。確認されてないのでしたっけ。

○飯塚こども総合サポートセンター長 確認してないのですが。

○石川委員 すみません。

○鈴木委員長 谷中委員。

○谷中委員 楠さんの資料の本当に6ページに、その前のもので、ここがというところがあると思うのですけれども、先ほど執行部の答えでは、きちんと直していただきたいということで、とりあえず1回直された。

それで、またちょっと直しているという段階なのですよ。

でも、直したというところで、一番最新のもので何か提出はしてもらっているのですか。執行部とすれば。

それで、それがあって、先ほど鰻原委員が言ったら、本人に聞かないとということですが、今そこを審議しているのですから、そこは出していいかどうかは確認して、大丈夫だったら出してほしいですよ。

ではないと、今度加藤さんをお呼んだときに「出してください」ということになってしまっているので、はい、そこは出したということは、もうそれで出してもいいということだと私は思うので、ここは反対に、一番新しいものを出して、私たちに見せてくれたほうがいいのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。あ、石川委員。

○石川委員 執行部に言われても困ってしまうかもしれないので、加藤さんをお呼んだとき

に、直接「ください」って言えばいいかなと思いました。以上です。

○鈴木委員長 ほかに確認したいことがある方はいませんか。

はい、先ほど加藤委員の入室を求める声もありましたが、お諮りしたいと思います。

鹿沼市議会委員会条例第15条の但し書きに基づき、加藤美智子委員の発言の機会を設けることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、加藤美智子委員の入室の許可をいたします。

(加藤美智子委員 入室)

○鈴木委員長 陳情第3号について、加藤美智子委員に対し、確認したいことがある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 加藤さん本人にお伺いしますがね、まず文化活動交流館で喫茶店をやっているということで、そこで営業してない日があるのでね、行ったお客さんの苦情がくるということと、それとこども食堂のためにいただいたと思われる野菜類を販売する行為もあり、市民から「あんなことしていいの？」の声が出ていたというのですが、この営業日がまばらだったということと、その販売していいのかというようなこと、これ加藤さん、どんなふうに思っておりますか。

○鈴木委員長 説明をお願いします。加藤委員。

○加藤委員 まず、このカフェの名前はピュルテっていうのですけれどもね、確かにこの陳情人が言われているように、Opapaキッチンさんがやられていたときに、やっぱり紆余曲折ありまして、なかなかその場所の周知ができなかったようです。

それで、確かに、中、1カ月かそこらは休業や、休業されていたかなと思います、その間、とにかく月曜日は休館ですので、火曜日からずっと月曜日を除く日曜日まで営業できるような体制をつくらなくてはいけないということで、代表のほうでいろいろ苦勞しまして、現在は全部営業されている形をとっています。

それで、今は逆に夕方まで、4時ぐらいまでは、4時、5時まではやるような形をとってまして、その部分は改善されております。

それから、野菜の関係なのですけれども、今はそのことはなくなっておりますけれども、いただいている野菜の、いただいているところから、販売してもいいという許可をいただいでいて、代表のほうはそうのように聞いて、本当に1袋安く、皆さんどうぞということで、そこに来るおばあちゃんたち、おじいちゃんたちはとても喜んでお買い求め、100円ぐらいですから、100円とか無料で配布していましたので、喜んでおりました。許可なくというのは、ちょっとその辺がよくわからないのですけれども、利用、あそこはカフェですので、営業という形ですとっておりますので、そこは何も差し支えないかなというふうに考えて、代表のほうはやっていたと思います。以上です。

○鈴木委員長 ほかに確認したいことがある方はいませんか。阿部委員。

- 阿部委員 このカフェピュルテですか、時期をこれ、21年の3月からこの3月までの時期ということで、コロナ禍の中でもあったということも、この営業してない時期があったというのはかかわるといふところなのでしょうか。ちょっと確認です。
- 鈴木委員長 説明をお願いします。加藤委員。
- 加藤委員 確かに、コロナのとき、自主的にこちらの営業も人が集まるという点では、スペース的によくないのかなということで、閉めたときがございました。
- そのときは、確か、生涯学習課、それから、多分宮ビルさんを通じてかわかりませんが、その間休みますということを表示して、そして、お話してあったかなというふうに、代表から聞いておりますけれども、そのようなときはありました。以上です。
- 鈴木委員長 はい、ほかに確認したいことがある方はいませんか。石川委員。
- 石川委員 先ほど来、ちょっと問題になっているその活動報告の部分の修正を指摘されている点についてなのですが、最新のものをできれば情報として出していただきたいということと。
- そのなぜ、その事実と違うことを報告書に記載してしまったのか。また、どの部分がそういったことだったのか、詳しく説明を聞かせてください。
- 鈴木委員長 説明をお願いします。加藤委員。
- 加藤委員 赤い羽根の居場所を失った人への緊急活動応援助成という形の最新というか、ものがありますので、これを皆さんに、委員の方にお配りして、コピーしていただいてよろしいですか。それでないと話が見えないですよ。すみません。
- それと、ちょっと1番のほうの使用許可条件の違反といふところなのですけれども、金子課長が答弁されていたように、利用許可という形でありました。
- それで、2年間ということで、いよいよ最後、最後のところなのですけれども、最後までしっかりやっついこうというふうな、皆さん、そのような意欲で今かかわっております。
- それで、今の会食の状況を見ますと、ほとんどテーブルが埋まるほど、ランチの時間は非常ににぎやかです。
- それから、表に、おばあちゃまたちがあそこにたむろ、憩いの場で集まっているので、集っているのですよね。そのおばあちゃまたちにも利用していただけるような雰囲気もできまして、今非常にいい雰囲気で1回のぞいていただければいいかなと思っております。そんなところです。
- それから、ごめんなさい。今コピーがきますと思うのですがけれども、その前に時間ももたないなので、5番目ですね。陳情人さんが挙げている、打ち合わせなのに議員としての参加、発言記録ありといふのですけれども、確かに、この令和4年の7月27日と、ついこの間もありましたけれども、集まりを、会議をさせてもらったときに、利用の仕方、こんなふうにご利用してくださいとか、それから、一応注意を承ったので、それに対して、私が抑えたといふような陳情人の発言ですけれども、そんなことはありません。

一応聞いて、利用の仕方が、あ、そう、なかなかその改善しないところが難しかったのかなというのはありますけれども、私が議員として、そこでそういう発言をしたというところは違いますので、よろしくお願いします。

それから、あ、はい。あとは、あれですね、資料がきてから説明させていただきます。

○鈴木委員長 はい、阿部委員。

○阿部委員 今回の加藤さんから説明のあった会議・打ち合わせ等の記録というところで、名前が出ていて、加藤美智子議員となっていると。

それで、議員として参加したのではないかというようなお話になっていたのですが、議員として参加する場合は、この団体から委嘱を受けるとか、あるいは、議会から出向する、そういう指示を受けるとかということになると思いますし、名前、ただ単純に名前があって、こういうふうになったのか、それとも、そういう委嘱を受けるなり、何らかの指示があったのか、そこを確認したいと思います。

○鈴木委員長 説明をお願いします。加藤委員。

○加藤委員 その日は、代表のほうから、加藤さんも理事として出てくれということで、言われまして、それで時間を、都合をつけまして、参加しました。

○鈴木委員長 阿部委員。

○阿部委員 ということは、議員としてというよりは、その理事として出たという理解でよろしいのでしょうか。

○加藤委員 そうです。

○鈴木委員長 はい、ほかに確認したいことがある方はいませんか。

では、間もなく資料が届きますので。

はい、谷中委員。

○谷中委員 阿部委員のほうから4番について、議員というのは、ただ単に、違う、理事で出たということは加藤さんからあったのですけれども、ここにこの参加の発言記録ということなので、すみません、ちょっと加藤委員を呼んでいるのにあれなのですが、できたらそここのところって、何か執行部はそこを書いてしまったのは何かあるか、ただ単に、どうなのかというのは聞くことはできますか。

○鈴木委員長 はい、金子生涯学習課長。

○金子生涯学習課長 生涯学習課長の金子です。

ただいまの谷中委員のご質問に対しまして、お答えいたします。

昨年7月のこども未来と生涯学習課と指定管理者が開催した協議の記録の中に、出席者の記載で、加藤美智子議員とあることについてですが、この会議については、担当者から報告書とともに、口頭で内容の報告を受けております。

理事の立場で出席して、打ち合わせにも参加しておりまして、特に議員の立場から何か発言したようなことは私は聞いておりません。

これは生涯学習課の単なる記載ミスだと思います。加藤理事と記載すべきでした。

○鈴木委員長 ほかに確認したいことがある方はいませんか。

はい、では資料が手元に届いたと思いますので、加藤委員、説明をお願いします。

加藤委員、マイクを通してお願いします。

○加藤委員 訂正させていただきましたのは、一番下ですね。二重丸が書かれているところで、令和3年（2021年）に「地域で輝くふくしのチカラ」という実践フォーラムのほうで公開させていただいて、実践フォーラムで報告させていただきました。10分、15分から20分でありました。

その前の記録は、間違っているところは、削除という形になりまして、赤い羽根共同募金さんの、中央募金さんのほうはそれで了解を得ています。

それで、今回のこの報告に関しましては、子供や若者、また、様々な家族のための居場所事業ということで関連づけてやった事業でございまして、後で読んでいただければわかりますけれども、様々な若者、子供たち、家庭のある方たちのケアということで3カ所。

それで、1カ所がピュルテだったわけですがけれども、そこで陳情人のほうは実態がないというふうに叫ばれておりましたけれども、陳情人のほうから写真を撮りにきたり、非常にいろんなところを写真撮られているなどというのはわかりました。

ただ、事実は、そこで相談を受けるのですけれども、そこでは相談者がなかなかその人目があるところではできないというところで、別のところで相談に乗ったり、それから、つながったりしております。

それから、問題の、市子ども総合サポートセンターやスクールソーシャル何とかというところですね。スクールカウンセラー。

それで、子ども総合サポートセンターの飯塚さんのほうからはそういう事実はないというふうに発言されておりましたけれども、私の、すみません、理解としてはゆるくつながっているという意味で書かせていただいたわけですが、これは違うということであれば、担当の方、中央募金会のほうにお話をさせていただきます。

ただ、スクールカウンセラーのNさんや、それから、スクールソーシャルワーカーのSさんとは連絡をとり合い、子供たちの、それぞれ一人一人なのですよね。それに対して、丁寧に問題を解決していこうということはやっておりまして、もちろん今でも続けてやっております。

それから、3カ所、そのほか、森のこびとやたけのこですけれども、そこは食を通して、食事をしてもらいながら「ちょっと料理を勉強したいんだ」という方のカウンセラーさんの相談から、調理のほうに移動して、皆さんがそこでケアをしたりとかいうことを丁寧にさせていただいた例がございます。

それから、ということです。

一番下のところに、二重丸のところは今公開されている、公開したという形の報告でございます。以上です。

○鈴木委員長 はい、何か確認したいことがある方はいませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 何だ、中央共同募金会への実施報告書ですよ。この報告内容の抜粋は書いてあるとおりののですが、社会福祉協議会と連携をとり、問題や課題のある家庭に情報を提供し、直接足を運んで対処した。

また、義務教育中の児童生徒には、学校と密に連携を図り、市こども総合サポートセンターやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも問題を共有し、対処できるようにした。

しかしね、教育委員会や鹿沼市社会福祉協議会は連携はなかったって言っている。

そして、こども総合サポートセンターは、そのような事業をしているのを知らなかったと証言しているのですね。

これは加藤さんはやっていたとすると、これ、もう教育委員会や社会福祉協議会が虚偽の発言をしているということになります、よろしいでしょうか。

○鈴木委員長 説明をお願いします。加藤委員。

○加藤委員 その、まあ何と申しますか、イメージの違いと申しますか、大変そのところは申し訳なかったかなと思います。

私としましては、お電話をして、「何かあればどうぞ連絡してください」みたいなことで、わざわざ会議をして、テーブルをつくって、「これこれこうだ」ということは、これは赤い羽根、民間の活動でございますし、ご迷惑かけるかなというところでは、ゆるく連携をしているという状態から、このような形になってしまいました。

それで、違うということであれば、ここの「市こども総合サポートセンターや」というところまでは、訂正するという形をとりたいと思います。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーさんとは、それぞれ個々に連絡をとり合いながらやりました。

それでまた、学校との密に連携というところは、一つ例がございました。それもきちんと学校の先生と連携をとりながら、また、ソーシャルワーカーさんと話し合いながら、学校に行けるように、今その子は学校に行けるようになりましたということで、そういうふうな部分があるとすれば、訂正をして、今日、中央会のほうに、その部分、連絡いたします。

それでまた、中央会の係の方も、その部分は修正しますということをおっしゃってくださると思うので、これはちょっと修正が間に合わなかった部分でございます。以上です。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 まあね、鹿沼市もその事業報告を訂正するように指示していますからね、そうですね。

だから、その指示に従ったということは、加藤さんが印象を持って書いていたことが、やっぱり正しくなかったということの理解でよろしいですか。

○鈴木委員長 説明をお願いします。加藤委員。

○加藤委員 私のそのイメージのとり方で、そういうふうには私は感じて、そのように書かせていただいたわけでございます。

あと、社会福祉協議会さんに関しましては、無料の食事券や、それから連絡がありました人に対しては、フードドライブのような形でお米を提供したり、物品を提供したりするという、そういう流れの共同という関係ということで、書かせていただきました。

それでまた、その下から2番目の枠なのですけれども、事業を実施する中で見えてきた課題というところでは、やっぱりそこにも書かせていただいたのですけれども、やりながらも課題が見えるというところで、全面的にその、サポートセンターと一緒にやりましたという形ではなく、なかなかその進まない部分もあったということを書かせていただきました。以上です。

○鈴木委員長 ほかに確認したいことがある方はいませんか。石川委員。

○石川委員 直す前の資料には、鹿沼市教育委員会、鹿沼市社協、鹿沼市こども総合サポートセンターへ公開情報会を定期的に行った、6月8日というふうに取り取れるのですが、こちらが丸々削除になって、新しいほうには、県庁のほうで、地域で輝くふくしのチカラ実践フォーラムにて実践を発表(約15~20分間)というふうに変更はなっているのですけれども、これ、全く別の記載ですよ。

何かミスがあって、例えば、日付が間違っていたとか、ちょっと修正したという次元ではなく、全く別のものに入れ替わっているのですが、ということは、その前回書かれていたことは、全く事実ではないということではよろしいのでしょうか。

先ほどの活動概要の1,000文字のところは、ゆるくつながっていると思ったとか、イメージの違いということで説明がつかなくもないのですが、こちらは何かそういう問題ではないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木委員長 説明をお願いします。加藤委員。

○加藤委員 その部分、一番下の部分に関しては、全くちょっと間違いで、「ふくしのチカラ」のほうの実践フォーラムのほうでさせていただきます。

多分そのときはちょうど報告書も早く出さなくてはいけなかった時期だったような気がするのですが、6月・9月というのは全く別物で2月8日という形になります。

○鈴木委員長 石川委員。

○石川委員 間違いということで、これ作成、この文書を作成しているのが、加藤美智子さんというふうに書かれていますし、まあ、早く出さないといけないとか、そういうことはちょっと言い訳にもならないかなという感じで、やはり報告書ですよ、これ。

計画書だったらまだわかるのですよ。こういうふうにやりたいという思いの丈を、理想を述べることはいいと思うのですが、やった報告書ですから、こういったことが「間違いです」とかということは、やはりちょっと議員の立場で、議員の立場でないにしても、同一人物ですから、至るところで、「じゃあ、そういううっかりなミスをやっているの

かな」とか、「適当なんじゃないか」と思われても仕方がないのではないかなというふう
に思いました。以上です。

○鈴木委員長 ほかに確認したいことがある方はいませんか。

確認事項もないようですので、加藤美智子委員の退席を求めます。

(加藤美智子委員 退席)

○鈴木委員長 それでは、確認事項もないようですので、陳情第3号について、各委員の
意見や考えを伺った上で、採決を行います。

意見、考え等のある方は挙手願います。鰐原委員。

○鰐原委員 議会議長の島田議長に提出した、こども食堂支援センター代表の楠恒男さん
の陳情書の文面はこのようになっていますね。

一般社団法人こども未来の文化活動交流館使用許可取り消しと赤い羽根共同募金助成
の報告調査を求める陳情。

それと、鹿沼市文化活動交流館喫茶コーナーの使用許可を受けて、カフェピュルテを
運営する一般社団法人こども未来の下記内容について、調査、処分を求めますというふ
うになっていますが、私は処分を求めるということよりも、是正を指示することを求め
たほうがよろしいのではないかというような意見ですけれども、この陳情そのものは、
採択の意見を持っています。以上です。

○鈴木委員長 ほかに意見、考え等はありませんか。横尾委員。

○横尾委員 私も鰐原さんの意見と同じで、是正するという事で進めればよろしいかな
というふうに思っています。以上です。

○鈴木委員長 ほかに意見、考え等はありませんか。

ご意見等もないようですので、陳情第3号を採択とするか、不採択とするかで挙手採
決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。陳情第3号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求め
ます。

(挙手多数)

○鈴木委員長 挙手多数であります。

したがって、陳情第3号については、採択とすることに決しました。

ここで、加藤委員の入室を許可いたします。

(加藤美智子委員 入室)

○鈴木委員長 次に、陳情第11号 栃木特別支援学校寄宿舎の存続に関する意見書の提出
を求める陳情書についてを議題といたします。

陳情第11号については、令和4年12月定例会からの継続審査となっております。

まずは、各委員の意見、考えや執行部に対しての確認を行った上で、結論を出したい

と思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え等をお願いします。

意見、考え等のある方は挙手願います。阿部委員。

○阿部委員 前回の議会で、この陳情は継続ということで、もっとよく調べていこうということで、その後、栃木の支援学校に視察に行きまして、それで、校長先生初め、関係者のお話を聞いて、現場を見てということだったのですが、前回の議論の中で、これ大もとは県の教育委員会のほうで運営しているものであって、市の執行部に聞いても、なかなかわからないところだと思うのですが、県議会のほうは、ではどうだったかというところ、この存続を求める陳情に関しては不採択になったのですが、どうもその不採択の理由というのが、県知事のほうがいろいろな意見を聞いたり、署名運動も随分広がったということで、来年度はそのまま運営するし、新しい生徒も、生徒児童も募集していくということだったので、この陳情の内容に関しては満たされているということで、陳情を採択する必要がないということで否決されたという経緯があったようです。

それで、そうしたことを考えると、県議会のほうも、この後、令和6年度、7年度に向けて、また新たな議論が始まっていくということになるのだと思うのですが、市議会としては、市民の方からこういう陳情が上がって、ぜひ特別支援学校寄宿舎を存続してほしいという希望があったということで、やっぱり一人一人の子供の人権を守って、子供の成長を見守っていくという立場から、議会としては、私は採択すべきだと思います。

今回、この12月の議会が終わってからの間の継続の中で考えてきたこと、見てきたこととしては、そんな意見です。以上です。

○鈴木委員長 ほかに意見や考え等がある方はいませんか。谷中委員。

○谷中委員 私も実際にその施設に行かせていただいて、本当に老朽化もしている部分もありましたが、災害から、災害をきちんと直したということで、まあ使えるというふうにも思いましたし、また、ちょっと近所に、そこにずっと通っていたというか、宿舎に入っていた子のお母さんがおりまして、やっぱりその、そういうところで集団生活を身につけて、ワンステップ上にいけたというのは、家庭だけではなく、そこでの身につけたものはとても大きいということがあって、私はもともとその考えが強かったものですから、ああ、やっぱり存続はなるべくならしてほしいなという意見もあるわけなのですが、実際に行ったときに、その、やはり寄宿舎に入っている方は、ごく少数のお子さんで、それで、全体的に今後就職をするときに、その宿泊学習とか、そういうところで、もっとそちらの施設をよくしたいという思いも聞いたので、やはりこの件に関しては、もう1回県のほうできちんとやはりそういう声もあるというのを、全部ひっくるめて考えていただきたいと思うので、そういうことを私たちが知り得たということも、陳情が

あったおかげだと思っていますので、私も採択の方向でいきたいと思っております。

○鈴木委員長 ほかに意見や考え等がある方はいませんか。石川委員。

○石川委員 石川です。

私も現地を見せていただいたときに、そこで、例えば、調理室がとても狭くて、なべをいちいち移動して何回もやってはじめてできるとか、あちこちすごく傷んだ状態とかを見せていただいて、それで、寄宿舎を廃止して、その分のお金でそういったところを充実していくというような説明を受けたときには、「あ、そういう考え方も、通っている人は人数が少ないから、全体のことを考えたら、そちらのほうがという考え方もあるんだな」って思ったのですが、そもそもその栃木県が特別支援教育にかけている費用が全国的に見てもすごく少ないというデータを見て、その調理場も含めて、寄宿舎も存続しつつ、もっと教育にお金をかけてほしいという思いで、私も採択の意見です。

○鈴木委員長 ほかに意見や考え等がある方はいませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 これ栃木県の施設ですから、あくまでも栃木県議会が最終判断することだと思うのですよね。

それで、栃木県のほうでは、議会のほうでは不採択としたということだと思うのですよ。

それで、知事のほうが、執行者のほうはね、やはり1年間延ばすと、そういう形の中で、進められていると思うのです。

それで、この宿舎がなくなってどうするのかということで、栗野の場合は栃木のほうに宿舎を求めていますけれども、バスを出してくれるというような説明がありました。

私はやはり県の方針に従うということですね、鹿沼の一議員としては、この問題は難しい問題なので、私は棄権という形にして、県のほうの判断にゆだねたいと思います。

○鈴木委員長 ほかに意見や考え等がある方、はい、横尾委員。

○横尾委員 私は採択のほうで、判定します。

○鈴木委員長 はい、ほかに意見や考え等がある方はいませんか。

それでは、発言が出尽くしたようですので、陳情第11号の取り扱いについて、採決を行います。

陳情第11号を採択とするか、不採択とするかで挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○鰐原委員 委員長、ちょっと待ってください。

○鈴木委員長 はい。

○鰐原委員 私の棄権の態度というのは、やっぱりこの議場を出なくてはだめなのかな。不参加にしないと、棄権というのはうつらないのかな。

○鈴木委員長 では、事務局のほうから説明を。小杉事務局長。

○小杉事務局長 議会事務局長の小杉です。

挙手採決の方法なのですけれども、挙手採決は賛成する方の挙手を求めていますので、

賛成しない方、それは反対の方もおりますし、反対にしようか、賛成しようか、まだ考えがまとまってない方も含まれていると思います。

ということで、この場に残って、手を挙げないという方法と、昨日も例がありましたけれども、退席された方がおります。

ただ、1名だけであれば、さほど影響はないのですが、可否が拮抗していた場合にこの席にとどまれば、分母には入りますが、退席された場合は出席議員にはカウントされませんので、分母に入らないということで、そこら辺を考慮の上、対応をご自分で決定していただきたいと思います。

説明は以上です。

○鈴木委員長 はい。では、陳情第11号を採択とするか、不採択とするかで挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。陳情第11号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○鈴木委員長 挙手多数であります。

したがって、陳情第11号については、採択とすることに決しました。

では、暫時休憩をいたします。

再開は、16時10分といたします。

(午後 3時55分)

○鈴木委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 4時10分)

○鈴木委員長 議場の温度が大分上がってきていますので、上着を脱いでいただいても結構ですので、ご報告いたします。

また、時間も大分押しているので、スムーズな進行をお願いいたしまして、次に、議案第1号 令和5年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。よろしく願いいたします。

議案第1号 「令和5年度鹿沼市一般会計予算」のうち、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

予算に関する説明書の9ページをお開きください。

一番下の段、14款 使用料及び手数料、1項 使用料ですが、次の11ページを、申し訳ありません、お開きください。

3目 衛生使用料 1節の説明欄6行目、休日・夜間急患診療所使用料3,400万円につきましては、休日・夜間急患診療所における、診療報酬及び利用者一部負担金を計上するものであります。

次に、15ページをお開きください。

下の段、15款 国庫支出金 1項1目 民生費国庫負担金 1節の説明欄6行目、障害者自立支援事業費国庫負担金13億9,029万1,000円につきましては、介護給付や訓練等給付などの障がい福祉サービス給付費に対する、国の負担金を計上するものであります。

次に、17ページをお開きください。

上の段でございます。前のページから続いておりますが、同じ民生費国庫負担金 3節の説明欄3行目、生活保護扶助費国庫負担金7億7,399万9,000円につきましては、生活保護法に基づき支弁する費用の、国の負担金を計上するものであります。

次に、とびます、21ページをお開きください。

3段目、16款 県支出金 1項1目 民生費県負担金 1節の説明欄7行目、障害者自立支援事業費県負担金6億9,514万5,000円につきましては、介護給付や訓練等給付などの障がい福祉サービス給付費に対する、県の負担金を計上するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

とびます、83ページをお開きください。

2段目、3款 民生費、1項 社会福祉費ですが、87ページを、申し訳ありません、お開きください。

2目 障害福祉費、右側の説明欄3つ目の○、障害者自立支援事業費27億8,699万3,000円につきましては、更生医療などの医療扶助費、補装具給付費及び介護給付や訓練等給付などの障害福祉サービス給付費の扶助費が主なものであります。

次に、同じ説明欄、その下の○、地域生活支援事業費1億5,232万9,000円につきましては、基幹相談支援センター及び精神保健福祉活動支援の事業運営委託料並びに日常生活用具給付、日中一時支援事業などの扶助費が主なものであります。

次に、91ページをお開きください。

下の欄、3目 高齢者福祉費ですが、すみません、93ページをお開きください。

右側の説明欄2つ目の○、在宅高齢者支援事業費8,161万4,000円につきましては、紙おむつ給付などの扶助費、ほっとホーム、ほっとサロン等の運営費、そして、新たな事業としての補聴器購入助成が主なものであります。

次に、95ページをお開きください。

右側の説明欄3つ目の○、高齢者いきがい対策事業費4,163万8,000円につきましては、老人クラブやシルバー人材センターなどの運営に対する補助金が主なものであります。

次に、同じ説明欄、その下、5つ目の○、高齢者福祉施設整備事業費2,405万円につ

きましては、高齢者福祉センターの温泉設備等の修繕料が主なものであります。

次に、109 ページをお開きください。

下の段、3 款 民生費 3 項 生活保護費ですが、申し訳ありません、111 ページをお開きください。

一番上の段、2 目 扶助費の説明欄 2 つ目の○、生活保護扶助費 10 億 7,933 万 8,000 円につきましては、生活保護被保護者に対する各種の扶助費を計上するものであります。

次に、一番下の段、4 款 衛生費 1 項 1 目 保健指導費ですが、申し訳ありません、次の 113 ページをお開きください。

右側の説明欄 2 つ目の○、子育て保健サービス事業費 9,648 万 6,000 円につきましては、妊産婦健康診査の委託料、不妊治療の扶助費が主なものであります。

次に、117 ページをお開きください。

2 目 予防費の説明欄 1 つ目の○、予防接種費 2 億 6,356 万 3,000 円につきましては、BCG や四種混合、また、水痘、高齢者肺炎球菌ワクチン、ロタウイルス感染症などの定期予防接種、及び幼児インフルエンザ等の任意予防接種の医療材料費、並びに委託料が主なものであります。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種費用につきましては、こちらには含まれておりません。

次に、119 ページをお開きください。

前のページから続いておりますが、同じ予防費の説明欄の○、がん予防対策事業費 8,871 万 7,000 円につきましては、胃がん、肺がんなどの各種がん検診にかかる集団検診と個別検診の委託料が主なものであります。

次に、123 ページをお開きください。

下の欄、4 目 診療所費の説明欄、5 つ目の○、休日・夜間急患診療所費 3,332 万 4,000 円につきましては、休日・夜間急患診療所における診療の委託料が主なものであります。

次に、125 ページをお開きください。

2 つ目の欄、5 目 広域救急医療対策費の説明欄、1 つ目の○、病院群輪番制病院運営等事業費 8,143 万 2,000 円につきましては、上都賀総合病院、御殿山病院、西方病院への 2 次救急運営に対する補助金が主なものであります。

以上で、議案第 1 号 「令和 5 年度鹿沼市一般会計予算」のうち、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○鈴木委員長 杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 子育て支援課長の杉山です。よろしく願いいたします。

議案第 1 号 「令和 5 年度鹿沼市一般会計予算」のうち、こども未来部所管の主な歳入・歳出についてご説明いたします。

予算に関する説明書、9 ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

2番目の段、13款。

○鈴木委員長 杉山子育て支援課長、もう少しマイクに近づいてしゃべって。

○杉山子育て支援課長 申し訳ありません。

失礼いたしました。

9ページをお開きください。

まず、歳入について、ご説明いたします。

2番目の段、13款分担金及び負担金 1項 2目 民生費負担金の説明欄、1節 社会福祉費負担金の、こども発達支援センター通園負担金 4,763万 3,000円につきましては、「鹿沼市こども発達支援センターあおば園」の療育及び発達相談事業に対する「栃木県国民健康保険団体連合会」の運営負担金であります。

その下の2節 児童福祉費負担金の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費扶養者負担金 1億 4,519万円及び、その下の保育所負担金の保育所運営費扶養者負担金 2,231万円につきましては、市内・市外の民間保育園並びに、市内公立保育園に入所する3歳未満児クラスの保育料収入であります。

次に、15ページをお開きください。

2番目の段、15款 国庫支出金 1項 1目 民生費国庫負担金の説明欄、2節 児童福祉費国庫負担金の施設型給付・地域型保育給付等事業費国庫負担金 11億 2,140万円につきましては、民間保育園や認定こども園などに支払う保育の委託費等の負担金で、補助率は2分の1になります。

次に、17ページをお開きください。

1番目の段、15ページの続きになりますが、同じく2節 児童福祉費国庫負担金の児童手当費国庫負担金 9億 115万 4,000円、及びその下の児童扶養手当費国庫負担金 1億 1,187万 1,000円につきましては、それぞれの手当の支給に係る負担金であります。

2番目の段、15款 国庫支出金 2項 2目 民生費国庫補助金の説明欄、2節 児童福祉費国庫補助金の児童福祉総務事務費国庫補助金 2億 3,142万 7,000円につきましては、延長保育や一時預かり、地域子育て支援センター、放課後児童健全育成事業などの事業に伴う補助金であります。

その下の児童福祉施設整備事業費国庫補助金 2億 6,613万 4,000円につきましては、幼稚園の認定こども園化に伴う園舎整備及び民間保育園のフェンス整備に係る補助金であります。

さらにその下のこども支援費国庫補助金のうち、家庭こども相談事業費国庫補助金 990万円につきましては、家庭相談員報酬に対する補助金と、令和5年度に開設予定の「子どもの居場所づくり事業」に係る補助金であります。

次に、21ページをお開きください。

3番目の段、16款 県支出金 1項 1目 民生費県負担金の説明欄、2節 児童福祉費県負担金の施設型給付・地域型保育給付等事業費県負担金 5億 6,070万円につきま

しては、国庫負担金同様に民間保育園や認定こども園などに支払う保育の委託費等の負担金で、補助率は4分の1になります。

次に、児童手当費県負担金 1億9,915万3,000円につきましては、国庫負担金同様、児童手当の支給に係る県の負担金であります。

次に、23ページをお開きください。

16款 県支出金 2項2目 民生費県補助金の説明欄、2節 児童福祉費県補助金の児童福祉総務事務費県補助金 1億5,327万円につきましては、国庫補助金同様に延長保育や一時預かり、地域子育て支援センター及び放課後児童クラブなどの事業に伴う補助金であります。

その下の施設型給付・地域型保育給付等事業費県補助金1億1,239万5,000円につきましては、国庫補助金同様、特別保育事業等に対する県の補助金であります。

次の保育所運営費県補助金 479万5,000円につきましては、公立保育園の第3子以降保育料免除事業費に伴う補助金であります。

次に、その下の3目 衛生費県補助金の説明欄、1節 保健衛生費県補助金の下から3行目、こども医療対策事業費県補助金 1億3,446万6,000円につきましては、こども医療費助成に係る県の補助金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

99ページをお開きください。

3款 民生費 1項 6目 女性青少年費の説明欄、下から2番目の○、結婚対策費1,453万8,000円につきましては、39歳以下の世帯で所得が500万円未満になるカップルの結婚を経済的に支援する、結婚新生活支援補助金が主なものであります。

101ページをお開きください。

2番目の段、3款 民生費 2項1目 児童福祉総務費の説明欄の一番下の○、施設型給付・地域型保育給付等事業費29億740万2,000円につきましては、民間保育園、認定こども園、幼稚園等への委託費や負担金及び特別保育事業に対する推進費補助金などが主なものであります。

次に、103ページをお開きください。

引き続き1目 児童福祉総務費の説明欄の○、児童福祉施設整備事業費3億4,344万3,000円につきましては、幼稚園の認定こども園化に伴う園舎整備費及び民間保育園のフェンス整備補助金であります。

次の2目 保育所費の説明欄、一番上の○、保育所運営費3億762万8,000円につきましては、公立保育園7園の運営経費で、副食費賄い材料費や会計年度任用職員の保育士等の報酬などが主なものであります。

105ページをお開きください。

3款 民生費 2項 3目 こども支援費の説明欄、2番目の○、児童手当費12億9,991万5,000円につきましては、中学校修了時までの児童を養育している親などに支給

する児童手当が主なものであります。

下から2番目の○、放課後児童健全育成事業費4億6,801万5,000円につきましては、市内31カ所の放課後児童クラブへの運営委託料及び、さつきが丘学童施設整備費と民間の学童保育施設整備補助金が主なものであります。

一番下の○、ひとり親家庭福祉対策費1,606万5,000円につきましては、母子生活支援施設への措置費や、ひとり親家庭の自立のための資格取得等を支援するための給付金が主なものであります。

107ページをお開きください。

引き続き3目 こども支援費の説明欄2番目の○、児童扶養手当費3億3,569万円につきましては、児童を養育している、ひとり親等に支給する児童扶養手当が主なものであります。

次に、一番下の○、家庭こども相談事業費1,988万円につきましては、子どもの居場所づくり事業委託料、ヤングケアラーへの支援として、ヘルパー派遣に係る委託料、また、生活困窮家庭に対する緊急支援などを行う、要保護児童等対策支援事業委託料が主なものであります。

109ページをお開きください。

引き続き、3目 こども支援費の説明欄、一番上の○、こどもの遊び場管理運営費2,070万1,000円につきましては、鹿沼市花木センター内のこどもの遊び場の指定管理料が主なものであります。

少し飛びまして、125ページをお開きください。

4款 衛生費 1項 6目 子育て支援保健対策費の説明欄の○、こども医療対策事業費4億45万9,000円につきましては、次のページに続きますが、こどもの医療費を現物給付により助成する医療扶助費が主なものであり、対象者につきましては、中学3年生まででありましたが、令和5年4月より高校3年生相当まで拡大いたします。

さらに少し飛びまして、229ページをお開きください。

1番目の段、10款 教育費 6項 1目 教育振興費の説明欄の○、幼児教育推進事業費2,247万6,000円につきましては、幼稚園の一時預かり事業費が主なものであります。

以上で、議案第1号「令和5年度鹿沼市一般会計予算」のうち、こども未来部が所管する主な歳入・歳出についての説明を終わります。

○鈴木委員長 郷教育総務課長。

○郷教育総務課長 教育総務課の郷です。よろしく願いいたします。

議案第1号「令和5年度鹿沼市一般会計予算」のうち、教育委員会関係予算の主なものについてご説明いたします。

まず、主な歳入についてご説明いたします。

13ページをご覧ください。

14款 使用料及び手数料 1項 8目、中段の教育使用料、右側のページ、2つ目の欄、

2節 保健体育使用料の説明欄、1行目、体育施設使用料3,649万5,000円につきましては、自然の森総合公園をはじめ、市内体育施設の使用料であり、実績等により計上したものであります。

次に、19ページをご覧ください。

下の段、15款 国庫支出金、2項6目 教育費国庫補助金の1つ目の欄、小学校費国庫補助金の説明欄2行目、校舎等施設整備事業費国庫交付金515万2,000円につきましては、令和4年度から実施しております西小学校屋内運動場長寿命化改良工事に対する交付金であり、交付率は3分の1であります。

次に、2つ目の欄、中学校費国庫補助金の説明欄2行目、校舎等施設整備事業費国庫交付金4,307万円につきましては、令和4年度から実施しております北中学校屋内運動場長寿命化改良工事や、北押原中学校及び南押原中学校の給水設備外改修工事に対する交付金であり、交付率は3分の1であります。

次に、21ページをご覧ください。

右側のページ、2つ目の欄、3節 保健体育費国庫補助金の1億6,500万円につきましては、ヤオハンいちごパーク陸上競技場の全天候化改修工事に係る交付金であり、交付率は2分の1であります。

次に、27ページをお開きください。

16款 県支出金、3項5目 教育費委託金の欄、保健体育費委託金の説明欄2行目、生涯スポーツ振興事業費委託金410万7,000円につきましては、幼児期からの運動習慣形成プロジェクトに対する委託金であります。

次に、35ページをご覧ください。

中段の21款 諸収入 3項5目 教育費貸付金元利収入の説明欄2行目、奨学金貸付金元金収入1億190万円につきましては、奨学金貸付金に対する元金返済分を計上したものであります。

次の4段、21款 諸収入 4項2目 教育費収入の説明欄2行目、学校給食共同調理場給食事業費収入4億1,178万3,000円につきましては、児童・生徒・教職員など、7,732人分の給食費収入であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

なお、事業費が2,000万円を超えるもののうち、主なものをご説明いたします。

まず、59ページをご覧ください。

2款 総務費 1項 財産管理費の説明欄、右の下です、の次のページになりますが、市民情報センター維持管理費5,867万3,000円につきましては、宮ビルサービス株式会社に委託する指定管理料5,410万9,000円が主なものであります。

次に、69ページをご覧ください。

2段目の欄、13目 芸術文化振興費の説明欄、1つ目の○です、市民文化センター管理運営費2億674万2,000円につきましては、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興

財団に委託する指定管理料が主なものでございます。

次に、71 ページをご覧ください。

14 目 生涯学習費の説明欄の中段、自然体験交流センターの管理運営費 4,176 万 8,000 円につきましては、燃料費や光熱水費など施設の維持管理に要する経費であります。

次に、193 ページをご覧ください。193 ページです。

10 款 教育費、1 項 2 目 事務局費の説明欄、右下、2 つ目の○、公立学校非常勤講師報酬 1 億 5,676 万 2,000 円につきましては、小中学校の非常勤講師 57 人分の報酬、手当、旅費を計上するものであります。

次の○、教育相談専門員報酬 3,572 万円につきましては、いじめや不登校をはじめ発達に関する相談など様々な案件に対応する教育相談専門員 13 人分の報酬、手当、旅費を計上するものであります。

次に、195 ページをご覧ください。

説明欄、下から 2 つ目の○、奨学金等貸付事業費 7,892 万 8,000 円につきましては、新規申請者 58 人、継続の貸付者 109 人と高等学校入学準備金 5 人、合計で 172 人に対する貸付金が主なものであります。

次に、197 ページをご覧ください。

説明欄、一番下の○、スクールバス管理費 6,103 万 8,000 円につきましては、西小・西中・加園小・栗野小・栗野中に通学する遠距離通学児童・生徒のためのスクールバス運行業務委託等に要する経費であります。

次に、199 ページをご覧ください。

中段 2 項 小学校費になります。

説明欄、一番下の○、小学校管理費 1 億 2,908 万 8,000 円につきましては、消耗品費や燃料費、光熱水費など小学校 24 校の維持管理経費であります。

次に、201 ページをご覧ください。

中段の○、校舎等維持補修費 1 億 1,050 万 9,000 円につきましては、小学校 24 校の施設維持に要する修繕料や保守管理費のほか、エアコンリース料 6,771 万円が主なものであります。

次に、一番下の○、校舎等施設整備事業費 7,914 万 8,000 円につきましては、西小学校屋内運動場の長寿命化改良工事、それと、菊沢東小学校及びみどりが丘小学校の給水設備外改修設計業務など、施設整備に要する経費であります。

次に、203 ページをご覧ください。

説明欄、3 番目の○、情報化教育推進事業費 1 億 3,144 万 6,000 円につきましては、小学校における I C T 支援員やパソコン・タブレットの借上料、機器修繕など、情報教育の環境整備に要する経費であります。

次に、2 目 教育振興費の説明欄、2 つ目の○、教材教具購入費 5,558 万円につきましては、小学校における教材消耗品や備品購入に要する経費であります。

次に、205 ページをお開きください。

説明欄、最初の○、要保護・準要保護児童援助費 2,862 万円につきましては、経済的理由により、就学が困難な児童、約 360 人に対する教育扶助費であります。

次の段、中学校費になります。

10 款 教育費 3 項 1 目 学校管理費の説明欄、1 つ目の○、外国語指導助手報酬 5,040 万円につきましては、小中学校の外国語指導助手、ALT 14 人分の報酬であります。

次に、一番下の○、中学校管理費 8,784 万 4,000 円につきましては、消耗品費や燃料費、光熱水費など中学校 10 校の維持管理経費であります。

次に、207 ページをご覧ください。

説明欄最初の○、校舎等維持補修費 8,751 万 4,000 円につきましては、修繕料や保守管理、エアコンリース料など、中学校 10 校の施設維持に要する経費であります。

次に、2 つ目の○、校舎等施設整備事業費 3 億 5,100 万 1,000 円につきましては、令和 4 年度から実施しております北中学校屋内運動場の長寿命化改良工事や北押原中学校及び南押原中学校の給水設備外改修工事などに要する経費であります。

次に、209 ページをご覧ください。

説明欄、3 つ目の○、情報化教育推進事業費 3,803 万 9,000 円につきましては、中学校におけるパソコン借上料、機器修繕など、情報教育の環境整備に要する経費であります。

次の、2 目 教育振興費の説明欄、2 つ目の○、教材教具購入費 2,767 万 5,000 円につきましては、中学校における教材消耗品や備品購入等に要する経費であります。

次に、211 ページをご覧ください。

説明欄、最初の○、要保護・準要保護生徒援助費 3,176 万 2,000 円につきましては、小学校同様、経済的理由により、就学が困難な生徒、約 240 人に対する教育扶助費であります。

次に、213 ページをご覧ください。

4 項 社会教育費になります。

中段の 2 目 図書館費の説明欄、2 つ目の○、図書館管理費 7,876 万 5,000 円につきましては、本館の空調設備更新と本館、栗野館の施設維持管理経費及び図書館業務システム運用費並びに東分館の指定管理委託経費などが主なものであります。

次に、3 つ目の○、図書館資料充実費 2,247 万 1,000 円につきましては、図書や雑誌、視聴覚資料などの購入に要する経費であります。

次に、217 ページをご覧ください。

3 目 文化振興費の説明欄、一番上の○、文化財保護活動費 1,996 万 3,000 円につきましては、市道拡幅工事に伴う発掘調査や、国指定重要無形民俗文化財「発光路の強飯式」、「鹿沼今宮神社祭の屋台行事」などの伝統行事を後世に伝えていくなど、指定文化財を中心とした地域資源の保存・活用に要する経費であります。

次に、219 ページをご覧ください。

説明欄、一つ目、下の○です。川上澄生美術館管理運営事業費、1,692 万 6,000 円につきましては、美術館の施設管理運営費のほか、企画展や、市内小中学生対象のジュニア版画大賞開催などに要する経費であります。

次に、223 ページをご覧ください。

5 項 保健体育費になります。

説明欄、3 つ目の○、生涯スポーツ振興事業費 2,517 万 6,000 円につきましては、スポーツ協会やスポーツ少年団などへの運営補助金及び鹿沼さつきマラソン大会を初めとする、各種スポーツ大会やスポーツ振興事業等に要する経費と、歳入でも説明しましたが、幼児期からの運動習慣形成プロジェクトを開催する経費であります。

次に、2 目 体育施設費の説明欄、一番下の○、体育施設管理運営費 2 億 8,903 万 5,000 円につきましては、市内各スポーツ施設の管理運営について、225 ページをご覧ください。

上から 2 行目、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団への指定管理委託料などが主なものであります。

説明欄、2 つ目の○、体育施設整備事業費 3 億 4,395 万 9,000 円につきましては、ヤオハンいちごパーク陸上競技場の 400 メートルトラックを、全天候化 8 レーンに改修する工事費であります。

次に、3 目、学校給食費の説明欄、一番下の○、学校給食事業費 8 億 8,000 万 1,000 円につきましては、鹿沼市と栗野地区の学校給食共同調理場、6 カ所の地区調理場、及び 3 カ所の単独実施校の合計 11 調理場の賄材料費や調理業務委託など、調理場の管理運営に要する経費であります。

以上で、議案第 1 号 「令和 5 年度鹿沼市 一般会計予算」のうち、教育委員会関係予算についての説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 94 ページです。高齢者のところですね。

在宅高齢者支援事業費ということで説明がありました。

ほっとホーム、ほっとサロンなんか、これまでコロナ禍の影響などであまり稼動していなかったようですが、この回、今回のこの予算づけと令和 5 年度の見通しというのはどんな感じなのでしょう。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。中村高齢福祉課長。

○中村高齢福祉課長 ただいまの阿部委員の質問にお答えいたします。

在宅高齢者支援事業費のうちほっとホーム、ほっとサロンにつきましては、コロナ禍における活動なのですけれども、緊急事態宣言等が出されていたときには休館ということで、お願いをしていましたが、徐々にそれが緩和されて、今年度ですね、令和 4 年度につきましては、活動も徐々に戻ってきているような状況です。

それで、予算づけにつきましては、例年どおり、コロナ前の状態での予算どりはしております、4月以降も、今回マスクの着用についてもだんだん緩和されてきている状態ではありますが、活動のほうも戻ってきているというふうを考えておりますし、来年度以降、令和5年度以降もそのような活動が充実していくものと考えております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありますか。石川委員。

○石川委員 石川です。

96 ページの高齢者福祉施設整備事業費で、温泉施設の修繕費ということだったので、詳細をお願いします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。中村高齢福祉課長。

○中村高齢福祉課長 高齢福祉課長の中村です。

ただいまの石川委員の質疑にお答えいたします。

高齢者福祉センターの主に温泉設備の改修を予定しております。

内容としましては、温泉のくみ上げのポンプの交換ですとか、あとは温泉のお風呂の扉の改修ですとか、あとは手すりの充実等を予定しております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 はい、石川委員。

○石川委員 こちらの修繕は期間的にはどのぐらいかかりそうな予定ですか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。中村高齢福祉課長。

○中村高齢福祉課長 高齢福祉課長の中村です。

ただいまの質疑にお答えしたいと思います。

今のところですね、具体的にどのような期間に、どのような改修工事をやるのかというところは、まだ決まっておらずで、なるべく休館が少ないような形でできればいいというふうには考えております。

今のところ、まだ詳細は決まっていないということになります。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。横尾委員。

○横尾委員 スクール、198 ページ、スクールバス管理費とありますが、今市内ではスクールバスは何台ぐらい動いているのか、お知らせください。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。よろしく願いいたします。

横尾委員のご質問にお答えいたします。

ただいま市内では9台のスクールバスが運行しております。以上です。

○鈴木委員長 はい、横尾委員。

○横尾委員 栗野地区については、まあ小学生も乗っているような感じもしているのですが、栗野では何台動いているのでしょうか。

- 鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。
- 大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。
横尾委員のご質問にお答えいたします。
栗野中学校では5台のバスが走っておりまして、栗野小学校では1台ということで、あわせまして6台のバスが運行しております。以上です。
- 鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰻原委員。
- 鰻原委員 今の198ページのね、スクールバス、この委託先はどこになります？運転手さんの委託先かな。
- 鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。
- 大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。
鰻原委員のご質問にお答えいたします。
現在、栗野地区につきましては、関東バスのほうで運行のほう担当しております。
それ以外の地区につきましては、大新東という業者が運行業務のほうを行っております。以上です。
- 鈴木委員長 鰻原委員。
- 鰻原委員 栗野地区は関東バスが委託先で、栗野地区6台あるから、9台のうち6台は関東バス、そうすると3台が大新東というのは、どういうふうに書くのでしたっけ。
- 鈴木委員長 大貫学校教育課長。
- 大貫学校教育課長 鰻原委員のご質問にお答えいたします。
大小の大、新旧の新で、東西南北の東で、大新東という企業でございます。
- 鈴木委員長 鰻原委員。
- 鰻原委員 そうするとね、栗野地区の関東バスも大新東に変わります？令和5年度よりだな。
- 鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。
- 大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。
鰻原委員のご質問にお答えいたします。
はい、令和5年度から大新東が全車両ですね、9台の運行業務を担当する予定でございます。以上です。
- 鈴木委員長 鰻原委員。
- 鰻原委員 この理由は何ですか。関東バスから大新東に変わる理由。
- 鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。
- 大貫学校教育課長 鰻原委員のご質問にお答えいたします。
入札を行いまして、その結果、大新東が安価であったということで、契約のほうですね、令和5年度からする予定となっております。以上です。
- 鈴木委員長 鰻原委員。
- 鰻原委員 何回もやってはだめなのだけ。

○鈴木委員長 大丈夫です。

（「どうぞ」と言う者あり）

○鈴木委員長 大丈夫です。

○鰐原委員 いい？

○鈴木委員長 はい。

○鰐原委員 そうすると、今栗野のバスが6台置いてあるところは、鹿沼市の所有地ですか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 鰐原委員のご質問にお答えいたします。

栗野中学校の北側のところをおっしゃっているのかなと思うのですが、そちらにつきましては、関東自動車、関東バスのほうの所有でございます。以上です。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうするとね、何か市民が心配しているのだよね。関東バスの所有地に関東バスに今度は委託しなくて、大新東というのは、これは全国的な会社だな、そこに委託して、そのバスのあれは大丈夫なのかという心配ですよ。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 鰐原委員のご質問にお答えいたします。

はい、大新東に委託先が変わるのに伴いまして、今度は図書館の、栗野図書館の西側になるのですけれども、今のリーバスの車庫として使っているところがあるのですけれども、そちらに今度駐車することになる予定でございます。以上です。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 中学校がね、できた以来、ずっと関東バスでなじみがあったのだよね。本当に。だってもう20年ぐらいたつわけだからさ。

だから、それを大新東に変わるというので、安かったの、どのくらい安かったのかな、これ。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 鰐原委員のご質問にお答えいたします。

私どもの試算によりますと、おおよそ年間で400万円から500万円程度安くなるという試算でございました。以上です。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうすると、今度は新しくバスを置くところはね、私有地、私の地だよね。

そうすると、借りているのだと思うのだ。そうすると、借りていて、バスいっぱい置いたからって、こんな高くはならないの？借地料が。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 鰐原委員のご質問にお答えいたします。

はい、鰐原委員おっしゃるとおり、図書館の脇の土地につきましては、私有地になっ

てございますので、今ですね、リーバスの車庫ということで、私のほうで説明させていただいたのですが、生活課のほうで所管しているものを今度私どものほうで所管するというので、所有者の方に交渉して、4月に入りましたら、お借りできないかということで交渉している途中でございます。以上です。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 生活課というのは、デマンドバスだとか、路線バスのことを言っているのかな。そうすると、それがスクールバスも置くということで、置ききるの？

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 鰐原委員のご質問にお答えいたします。

はい、置けるということで、私どもは、はい、認識しております。以上です。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 これおかしなもので、生活課のバスはあれなのだよな。関東バスの運転手さんなのだよな。そうすると、関東バスさんの運転手と仕事をとった大新東と一緒に共同するわけだ。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 鰐原委員のご質問にお答えいたします。

今度は、4月からは私どものほうで全てお借りするというので、予定をしているところですよ。以上です。

○鰐原委員 (…) 確認しますね。はい、大体わかりました。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。加藤委員。

○加藤委員 すみません。120 ページなのですが、上の丸で、がん予防対策事業費、先ほど胃がんとか、肺がんということで言われましたが、もうちょっと詳しく教えてくださいませんか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。よろしくお願いたします。

加藤委員の質疑にお答えをいたします。

がん予防対策費ですが、こちらは、市民の皆様の検診等、がん予防の事業団等に委託している検診の費用になります。

主には12 節委託料のものになります。

よろしいでしょうか。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 208 ページは、校舎等の施設整備事業費で、北中学校の屋内運動場、それと、何ページだった、小学校は。西小学校の、小学校は、何ページだ、190、あれ、違うな。西小学校は何ページでした？小学校費は？

(何事か言う者あり)

○鈴木委員長 202 ページです。

○鰐原委員 うん。

○鈴木委員長 202 ページです。

○鰐原委員 202 か、ありがとうね。

202、小学校の体育館は西小学校かな、そうですね。これね、議会ではエアコン、つけるように何したのだけ。エアコンつけなさいということを出したよな。議員案でな。これ議員案を尊重して、もちろんエアコンがついているのでしょうか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。郷教育総務課長。

○郷教育総務課長 教育総務課の郷です。

委員のご質問にお答えいたします。

昨年、9月議会で市内小中学校屋内運動場の冷暖房機能つき空調機設置についての決議をいただいております。

いただいておりますが、西小学校・北中学校体育館とも設計をやった上で工事しているということで、今回は空調機は設置の予定はございません。

以上でございます。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 議長、議長、ここにいるけれども、そういうことでいいのですか。議員案で出したものを、軽く蹴られてしまって、いいの？

○大島議長 よく検討した結果だと思うので。

○鰐原委員 ああ、そう。検討した結果、私は腹立っているのだけれども。

○大島議長 次に期待してください。

○鰐原委員 うん。

○大島議長 次に期待してください。

○鰐原委員 全然無視されてしまっているのだわな。これ、いつ頃になったら、これ、つくった後、設置するの？

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。郷教育総務課長。

○郷教育総務課長 教育総務課の郷です。

体育館につきましては、この今西小学校と北中学校は、断熱構造の体育館でやっているのですが、これまでの体育館は断熱材も入っておりませんで、たとえ空調機を入れても、きかないといえますか、効果が薄いということで、今の段階では設置の予定はございません。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 これ、宇都宮は全部入っているという報道だよな。そうすると、子育て支援とかさ、何か言ってもさ、そういうところをつかえてしまっていたのでは、ほかのところによっぱり父兄は、若い保護者は全然鹿沼市いいと思わないよ。よっぱり子育て支援、一体化してやらないと。それで、議員案で可決してあるものも軽く郷さんが蹴

っ飛ばしてしまうわけだから、どうしようもないという感じですよ。何とかしてくださいよ。大きな体なのだから、ひとつ、あ、こういうことを言うてはだめなのだ、これはな。しゃべってしまったから、ごめんなさい、ひとつよろしく、ご計らいをお願いいたします。

○鈴木委員長 石川委員。

○石川委員 112 ページの生活保護扶助費についてですが、増減、比較して、前年と比較して特色がもしあればお願いします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

石川委員のご質問にお答えいたします。

前年度の比較ということでありまして、前年度の当初予算といたしましては、11億1,042万3,000円だったのですね。

それで、前年度と比較いたしますと、約3,000万円ほどちょっと低く設定されております。

この予算のまず積算につきましては、当然過去の実績などから積算をさせていただいているのですが、特に近年、コロナの影響でやはりこの扶助費の実績と申しますか、扶助費が実は下がってきているのですね。

それで、確かここ数年実際には扶助費が予算よりもかなり低くて、それで国にお金もお返ししているような形が実績でございました。

それで、今回につきましても、過去の実績から計算をして出しているのです、特色というか、そういうのはちょっとないのですけれども、ただ、これを進めるに当たって、実は今の、今年度で生活困窮者に対するコロナの支援というものが結構終了してきているのですね、はい。

それで、そうしますと、その影響で、実は生活保護のほうに流れてくる、そういった可能性もございます。

ただ、それはちょっと見えないものですから、もしそういったことで生活保護に流れる方がちょっと多くなって、これがどうしてもその予算の中で賄えないということであれば、当然補正などもちょっとさせていただきながら、対応したいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。谷中委員。

○谷中委員 96 ページの高齢者いきがい対策事業費で老人クラブとか、シルバー人材の補助みたいなことだったのですけれども、何かコロナでね、老人クラブなんかもなかなか活動ができなかったようなこともあるのですけれども、今現在、その老人クラブってどのくらいの数があって、どんな支援をしていくのかをお願いします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。中村高齢福祉課長。

○中村高齢福祉課長 高齢福祉課長の中村です。

ただいまの谷中委員のご質問なのですけれども、クラブの数としましては、69カ所を予算どりはしております。大体そのぐらいの数ございます。

支援としましては、補助金を交付しているというような中でやっております。

あとは県のほうの研修会とか、そういったときにはバスの手配をしたりして、添乗員をつけまして、一緒に行ったりはしております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 どこ聞くか迷っているの。196ページのね、奨学金の貸付事業費、これ新規58人に継続109人、そうすると、高校へ行く方も大変困っていて、5人いて、合計172人ということなのだけれども、この鹿沼市の奨学金貸付事業費というのは、7,800万円か、7,900万円ぐらいだけれども、ほかの市と比べてどうなのですか？それで、どんな内容の制度の奨学金貸付事業費なのだから、ちょっと教えていただけますか？

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。郷教育総務課長。

○郷教育総務課長 教育総務課の郷です。

鰐原委員のご質問にお答えします。

大学生には月4万円、高校生には月1万5,000円です。

それとあと、高校入学のときに準備金ということで、6万円を支給するのが主な金額の内容ですね。

それで、大学ですと4年間で返還のほうですが、卒業後1年据え置いてから借り入れ期間、例えば4年でしたらば、4年の2.5倍までの間で返済の計画を立ててもらおう。

それで、高校生の場合は、2倍ということで6年以内で返還いただくというような制度になっております。

今全国には奨学金の種類と申しますか、5,000以上ありまして、たくさん、民間、大学独自のとかですね、そういうのも含めまして、特に最近は給付型みたいなものも増えてきているというような状況で、学生はいろんな情報で選んで、奨学金を借りているような状況でありまして、市によって違うと申しますか、学生の数で違いが出てくるのかなと思えます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 それでね、鹿沼市で大学は4万円というわけだ。高校は1万5,000円。これはほかの市と比べてどうなのですか？

先ほど5,000も種類があると言ったのだけれども、県内各市と比較して、鹿沼市の奨学金は優位なところにあるのかな？それとも下のほうなのだから、説明をお願いします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。郷教育総務課長。

○郷教育総務課長 すみません。ただいま資料を確認いたしますので、少々お時間を。

- 鰐原委員 はい。
- 鈴木委員長 はい、郷教育総務課長。
- 郷教育総務課長 教育総務課の郷です。失礼いたしました。
- 宇都宮市、まず宇都宮市ですが、大学生は3万5,000円とか、4万5,000円とか、自宅通学だったり、アパートを借りているときとかで金額が分かっていたり、あと足利市なんかですと、大学生は3万円ですね、高校生は1万5,000円。
- 栃木市も2万円か3万円というような選び方があったり、各市。
- 鰐原委員 いろいろあるのだ。
- 郷教育総務課長 はい、前後ありますが、平均ぐらいだと思うのですが、すみません。
- 鰐原委員 なるほど。それで給付制というのはくれてしまうという。
- 郷教育総務課長 そうです。返還の義務がないという。
- 鰐原委員 ないやつ。それをやっている市はどこらがあるのです？
- 郷教育総務課長 それをやっているのは、日本育英会ですか、全国的にやっているというところ。
- 鰐原委員 市でやっているところは、県内の市で、例えば、3万円奨学金与えたけれども、年間36万円で、まあ、わからないけれどもさ、36万円で、落第1回しても5掛ける6で30だと、5掛ける3、1、180万円くれるよというところはないの？
- 郷教育総務課長 はい、所得がやはり少ない世帯といいますか、そういう基準を設けて何か所か、そういう市が県内ですと、さくら市とか、あと那須烏山市ですね、はい、が始めているところもあります。
- 鰐原委員 もともと父ちゃん、母ちゃんの所得が少ないからさ、結局個人が頑張ろうと思って、奨学金をもらうわけでしょう。だから、給付型ぐらいにして、こう頑張ってもらうほうが鹿沼にとってはいいのではないですか。違うの？
- 鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。
- 郷教育総務課長 すみません。
- 鈴木委員長 郷教育総務課長。
- 郷教育総務課長 借りる方には兄弟とかいて、例えば、高校生と大学生とかですね、教育費がかかる世帯とかもありまして、所得があっても、はい、そういうので、一人一人、所得が安い人ばかりではなくて、いろんなケースがございます。
- 以上で説明を終わります。
- 鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰐原委員。
- 鰐原委員 あのね、ICT教育というのかな、小中学校の推進費、これ情報化教育推進事業費というので、204ページに載っていますけれども、鹿沼市のこの教育というのは、県内各市と比べて、まだ、どんなふうな位置づけにあるのです？私、これ頑張ってもらいたいのだよね、自分ができないから。
- 鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。

鰐原委員のご質問にお答えいたします。

はい、ICT教育につきましては、鹿沼市は県内でも劣っているということはないというふうに思っております。

議員さんから、令和5年度の予算要望などもされておりますICTの推進の事業などにつきましても、ちょっと議員さんたちのご要望にはお応えできませんでしたが、金額的には減額になってしまいましたが、それでも、県内では中位とかぐらいのあたりには位置しているというふうに考えておりますので、また引き続き、そういった支援員さんの部分も、巡回とか、それから教員とのやりとり、また、そういったものを含めまして、授業力の向上などが図っていければというふうに考えているところです。以上です。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 議員が要望しましたよね。それで、要望したのに減額してしまうというのは、議員はしょうがないよなという考えなのですかね。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 鰐原委員のご質問にお答えいたします。

はい、私のほうも要望に応えられるようにということで頑張ったところではあるのですが、ただ、整理をする必要があるということで、学校の規模に応じたICT支援員の派遣をする必要があるのではないかなというようなことですね、検討いたしまして、来年度からにつきましては、大規模校、中規模校、小規模校ということで分けさせていただきまして、その中でICT支援員の巡回の日数であるとかを決めていくというようなことで考えたところございまして、金額的にはご要望にお応えはできなかったところなのですが、支援体制については、落ちるといって、令和4年度に比較しまして、劣るといってないようにしたいというふうに考えております。以上です。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。

それとね、これ、重要事業なのだけれども、主要事業というのか、18万円しか予算がついてないのですよね。適正配置等検討委員会の開催、これ、この委員会、この教育福祉常任委員会のメインテーマになっているのかな。小中学校の適正配置、そうだよな。

○鈴木委員長 はい。

○鰐原委員 メインテーマになっていて、かなりその先進地視察なんかやっているのだけれども、鹿沼はこれ置いてきぼりで、18万円しかつかないのだけれども、18万円で何をやるのです？

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 鰐原委員のご質問にお答えいたします。

予算の18万円の用途ということでございますけれども、こちらにつきましては、令和5年度に現行の鹿沼市小中学校適正配置等基本計画をちょっと私どものほうで見直した

いというふうに考えてございまして、その見直すために検討委員会を組織したいというふうに考えております。

それで、こちらの18万円につきましては、そちらの委員会を組織するための費用、組織するためといいますか、委員会の開催費用ですかね、ということで考えております。以上です。

○鈴木委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 そうすると、これは検討委員会の委員に日当いくらというふうに払うというふうな感じなのですか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。

鰻原委員のご質問にお答えいたします。

はい、そうですね、謝礼ということで、お支払いしたいなというふうに考えてございます。以上です。

○鈴木委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 検討委員会というのは年間何回開く予定なのです？それで、何人ぐらいの人で検討するのですか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 鰻原委員のご質問にお答えいたします。

まず開催の日数でございますが、現状では2日程度を予定をしているところです。

それで、委員の構成につきましては、平成28年度に計画のほうですね、基本計画のほうを策定したところなのですが、その際にやはり委員会を組織したということで、そちらの前例を引き継ぐというか、いう形で、15人以内程度ぐらいの委員さんをお願いして、検討をしていければというふうに考えてございます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 15人でね、大変あれなのだけれども、2日程度でやってね、この十数年間ほっぽり出してきた適正化配置が決まるわけないわね。全然期待できないから、18万円、もったいないわな。それだったら、この皆さん、この教育福祉常任委員会で一生懸命やるほかないわね。令和5年度も。まあ、委員長、PTA会長でもあるし、頑張ってくださいよ。それでは、これやめます。全然期待できないことがわかりました。ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第1号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第2号 令和5年度鹿沼市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。よろしくお願いいたします。

議案第2号 「令和5年度鹿沼市国民健康保険特別会計予算について」説明いたします。

まず、歳入について説明させていただきます。

「予算に関する説明書」国民健康保険特別会計の3ページをお開きください。

1段目、1款 国民健康保険税 1項1目 一般被保険者国民健康保険税 18億8,377万5,000円につきましては、被保険者数の推移と所得状況等を考慮し、対前年度比0.6%減といたしました。

次に、5ページをお開きください。

3段目、5款 県支出金 1項1目 特定健康診査等県負担金 2,423万円につきましては、特定健康診査等の県の負担金で、負担割合は基準額の3分の2であります。

続きまして4段目の2項1目 保険給付費等交付金 67億8,442万1,000円につきましては、歳出の2款 保険給付費の財源として交付されます、1節 保険給付費等普通交付金と、保険者努力支援制度交付金などの2節 保険給付費等特別交付金であります。

次に、一番下の段、7款 繰入金 1項1目 一般会計繰入金 7億930万8,000円につきましては、保険基盤安定事業の低所得者軽減の対象額及び事務費分などを国が示す基準に基づきまして、一般会計から繰り入れるものであります。

次に、7ページをお開きください。

2段目、2項1目 財政調整基金繰入金 1,981万3,000円につきましては、歳出の3款 国民健康保険事業費納付金の財源としまして、国保税等で不足する分を基金から取り崩すものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

11ページをお開きください。

1款 総務費につきましては、国保事業に要する人件費や電算処理委託料等の事務費を計上したものでございます。

13ページをお開きください。

3段目、2款 保険給付費 1項 療養諸費の「計」の欄、57億8,242万円につきましては、被保険者数に占めます高齢者割合の増加等による1人当たりの医療費の伸び、並びに後期高齢者への被保険者の移行分による被保険者数の減少を踏まえた減額で計上いたしました。

次に、17 ページをお開きください。

3 款 国民健康保険事業費納付金につきましては、財政運営の責任主体であります県に納付するものであります。1 項 医療給付費分から、2 項 後期高齢者支援金分、3 項の介護納付金分まで、国の確定係数に基づきまして、県が算出を行います。本市に通知された額を計上したものでありまして、3 款全体で 25 億 558 万 2,000 円を計上するものです。

次に、4 段目、4 款 保健事業費 1 項 1 目 特定健康診査等事業費につきましては、特定健康診査や人間ドック等の受診率向上や、糖尿病重症化予防の推進に取り組み、疾病の早期発見、重症化予防を推進するため、1 億 1,536 万 9,000 円を計上するものであります。

以上で、「令和 5 年度国民健康保険特別会計予算」の説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 2 点確認します。わかれば教えてください。わからなかったら後でもいいです。

まず歳入の部分で、保険者努力交付金ということで、いわゆる保険者の運営の中でのインセンティブ交付金ということだと思っておりますが、この割合とか、鹿沼に入ってくる部分というのは、どんな数値になっているか、もしわかれば教えてください。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 阿部委員のご質問にお答えします。

まず 5 の県支出金の中の件でよろしいですか。

保険給付費等の特別交付金につきましては、そのうち保険者努力支援制度国分で負担予定されているものが、6,366 万 4,000 円を保険者努力支援の申請に充てる予定でございます。

あと、保険者努力支援制度の県版というのがありまして、そちらが 9,422 万円ということでもあります。

そのほかに、健康事業のヘルスアップ事業と特別調整交付金がここに含まれて、失礼しました。この全体の額の中には含まれております。大きく分けて 4 つということになります。はい。

○鈴木委員長 阿部委員。

○阿部委員 全体の数字からすると、本当に少ない数字で、とりあえずこういう形に入っているというのはわかりました。

あと、基金の取り崩し、繰り入れをしているということですが、この令和 5 年度、この予算の中で基金はどんな残高になるか教えてください。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

ただいまの質疑にお答えいたします。

令和4年度現在で、年度末予定が、残金が12億6,000万円、約ですね。正確には12億5,721万252円ということなのですが、その額が年度末で残る予定でして、そこからこの1,981万3,000円を繰り出すという予定でございます。

以上で説明とさせていただきます。

○鈴木委員長 阿部委員。

○阿部委員 令和5年度は1,981万円の取り崩しということで、例年から比べると随分少ない数字のような気がしますが、これで間に合うという理解でよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

ただいまの質疑にお答えさせていただきます。

まず、予算のほうは、まず県のほうの納付金額のほうは、全体、県全体の予算をまず県のほうで立てます。

それで、その中から市の負担する、鹿沼市の負担するべき納付金の額というのを計上します。

それで、その納付金の額には、税金、国民健康保険税と減額されている分ですね、国のほうから補助が入っている分を足しまして、それを納付金として納めます。

そのほかは、保険給付費につきましては、全て県のほうから、かかった分だけ、医療給付費ですか、診療した分についてはきますので、ほぼほぼ今鹿沼市は均衡、要は入と出がほぼプラスマイナスゼロという形に近い状態です。

ですので、その赤字分を補填するための1,981万3,000円ということですので、ほぼという形にはなってございます。

説明とさせていただきます。

○阿部委員 はい、わかりました。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありますか。鰻原委員。

○鰻原委員 このね、国民健康保険か。

○鈴木委員長 鰻原委員、マイク、立てていただいて。

○鰻原委員 いいのだよね。

○鈴木委員長 マイク立てて。

○鰻原委員 あ、そう。国民健康保険、これ、5年度の予算を組むときね、加入者は大体何人とか、世帯数は何人とかという、最初に目安をつけて予算を組むものなのですか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

ただいまの鰻原委員のご質疑にお答えします。

一応推計値で出します。

それで、推計値を出しまして、令和5年度予算は、2万36人、これは被保険者数です

ね。大体今年度は2万人を切ってくるのではないかということです。

あと世帯数が1万2,781世帯であります。

それで、去年の推計に比較しますと、被保険者数で875人減っておりまして、世帯数で527人減という形でございます。

以上で説明とさせていただきます。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 推計値でやるのだけれども、そうすると、その推計値をとるときね、減る、875人減って、世帯で527人減るといふ推計値は、そういうのはどこから持ってくるの。持ってくるのですかという話しかな。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

推計値は、年度内の平均をとりまして、それを途中で次の年の推計値というか、その伸び率等を勘案しまして、掛けて推計で出していきます。

ですので、これは年度途中で推計で出していますので、年度末の今の現在の多分世帯数とかとは、ずれが出ております。

それで、これは予算要求時の推計値ですので、現在はちょっとずれが出ているのですけれども、年度平均の被保険者数に、1人当たりの医療費の伸びを掛けてまして、そちらを推計で出しまして、両方掛けて出します。

ただ、これはあくまでも推計ですので、それに対して保険料ということなのですけれども、これについては、県の納付金の額が決まっておりますので、それが満たされるような形ということになります。

あとは、この納付の額と徴収率とかを勘案しまして出しているという形になります。

以上で説明とさせていただきます。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 これは基本的には介護保険も後期高齢者の保険も大体同じということかな。

そのとり方の考え方は。係が違うのか。はい、ごめんなさい。また、そのときに、大体同じなのだろう、違うの。はい、ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第2号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第4号 令和5年度鹿沼市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。星野介護保険課長。

○星野介護保険課長 介護保険課長の星野です。よろしくお願いいたします。

議案第4号 令和5年度鹿沼市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算に関する説明書、介護保険特別会計の3ページをお開きください。

まず、歳入の主なものについて、ご説明いたします。

1段目、1款 保険料 1項1目 第1号被保険者保険料 19億8,627万円につきましては、65歳以上の第1号被保険者に対し、保険給付費の23%相当額を保険料として賦課するものであります。

3段目、3款 国庫支出金 1項 1目 介護給付費負担金 1節現年度分、14億3,907万1,000円につきましては、保険給付費のうち、国の負担分として、施設サービス分が15%、その他サービス分が20%を見込み計上したものであります。

4段目、2項 1目 調整交付金 2億8,580万5,000円につきましては、保険給付費の5%を基準に、第1号被保険者のうち75歳以上の後期高齢者の割合や所得の分布状況に応じて交付されるものであります。

同じく2目 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)、1節現年度分、5,922万円及び3目 地域支援事業交付金(包括的支援・任意事業)、1節現年度分 5,704万4,000円につきましては、地域支援事業費のうち、それぞれの国の交付分として、22.5%及び38.5%を見込み、計上したものであります。

同じく5目 保険者機能強化推進交付金 1,652万6,000円及び6目、介護保険保険者努力支援交付金 1,433万3,000円につきましては、市町村の自立支援、重度化防止等の取り組みを支援するため、交付されるものであります。

次に、5ページをお開きください。

2段目、4款 支払基金交付金 1項1目介護給付費交付金 1節現年度分、21億2,505万4,000円及び2目 地域支援事業支援交付金 1節現年度分、7,106万4,000円につきましては、第2号被保険者の保険料として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、保険給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の27%相当を見込み、計上したものであります。

3段目、5款 県支出金 1項1目 介護給付費負担金 1節現年度分、11億1,886万6,000円につきましては、介護給付費のうち、県の負担分として、施設サービス分が17.5%、その他サービス分が12.5%を見込み、計上したものであります。

5段目、5款 県支出金 3項1目 地域支援事業費交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 1節現年度分 3,290万円及び2目 地域支援事業交付金(包括的支援・任意事業) 1節現年度分 2,852万2,000円につきましては、地域支援事業費のうち、それぞれの県の交付分として、12.5%及び19.25%を見込み、計上したものであります。

次に、7ページをお開きください。

2段目、7款 繰入金 1項1目 介護給付費繰入金 9億8,382万2,000円につきましては、保険給付費の12.5%相当額を、市負担分として、一般会計から繰り入れする

ものであります。

同じく2目 介護保険軽減繰入金 9,097万7,000円につきましては、低所得者の第1号被保険者保険料の軽減分であり、一般会計で受け入れた国及び県からの負担分と市負担分を合わせて、一般会計から繰り入れするものであります。

同じく3目 地域支援事業費繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、3,290万円及び4目 地域支援事業費繰入金（包括的支援・任意事業）、2,852万2,000円につきましては、地域支援事業のうち、それぞれの市の負担分として、12.5%及び19.25%を一般会計から繰り入れするものであります。

同じく5目 その他一般会計繰入金 1億5,650万4,000円につきましては、保険給付費及び地域支援事業費以外の介護保険事務に係る経費について、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、11ページをお開きください。

歳出の主なものについて、説明いたします。

1段目、1款 総務費 1項1目 一般管理費 1億1,952万7,000円につきましては、説明欄の職員給与費をはじめ、被保険者の資格管理や給付管理など、介護保険業務に係る事務経費を計上したものであります。

次に、13ページをお開きください。

1段目、3項1目 介護認定審査会費及び2目 認定調査費、合わせて、7,526万3,000円につきましては、介護認定審査及び調査に係る事務費を計上したものであります。

次の段、2款 保険給付費 1項1目 介護サービス等諸費 74億7,596万8,000円につきましては、説明欄1つ目の○、「居宅介護サービス給付費」から、16ページに入ってくださいまして、上から3つ目、一番上の段の一番下ですね、の○、「地域密着型介護サービス給付費」までの、要介護認定者に対する介護サービスの給付費であります。

同じく、その下の段ですね、2款保険給付費、2項1目 介護予防サービス等諸費 2億1,974万円につきましては、説明欄1つ目の○、「居宅介護予防サービス給付費」から、一番下の○、「地域密着型介護予防サービス給付費」までの、要支援認定者に対する介護予防サービスの給付費であります。

17ページをお開きください。

1段目、4項1目 高額介護サービス費 1億6,791万8,000円につきましては、説明欄1つ目の○、「高額介護サービス費」及び2つ目の○、「高額医療合算介護サービス費」各々の利用負担額が限度額を超えた場合、超えた分について支給されるサービス費であります。

一番下の段、5款 地域支援事業費 1項1目 介護予防・日常生活支援総合事業、2億4,982万9,000円につきましては、要支援認定者等を対象とした、介護予防・生活支援サービス事業に係る経費、及び要支援・要介護認定を受けるリスクのある一般高齢者等を対象とした、介護予防事業に係る経費であります。

次に、19 ページをお開きください。

2 段目、2 項 1 目 包括的支援事業・任意事業の説明欄 1 つ目の○、「包括的支援事業費」1 億 2,142 万円につきましては、主に地域の高齢者の心身の健康保持・向上に必要な援助や支援を包括的に行うため、市内の 6 法人に地域包括支援センターの運営を委託するための経費であります。

以上で、議案第 4 号 令和 5 年度鹿沼市介護保険特別会計予算」についての説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 一つ、18 ページでね、地域支援事業費で、介護予防の生活支援サービス事業費 2 億 4,564 万 5,000 円、ちょっとこれについて、説明していただけます？

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。中村高齢福祉課長。

○中村高齢福祉課長 高齢福祉課長の中村です。

ただいまの鰐原委員の質問にお答えいたします。

介護予防・生活支援サービス事業費については、主に介護認定で、要介護ではなく、要支援の認定を受けた方に対する居宅でのサービスとか、あとは通所、デイサービス等に通って、その介護状態になることを予防するようなサービスの給付費をやる事業になっております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうすると、これは年齢が何歳以上とかというのはあるのですか。年齢的なものはないの。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。星野介護保険課長。

○星野介護保険課長 介護保険課長の星野です。

年齢につきましては、基本的には 65 歳以上が対象となります。

それで、65 歳以上になった方に、その月に介護保険証という黄色の、昔の国民健康保険証と同じようなものが送られていくのですけれども、それで、そのサービスが必要となったと思われる方が申請をいたしまして、その申請の結果が要支援となった場合は、先ほど質問のあった支援サービスのほう、それで、要介護となった場合には、介護給付費、介護サービスのほうになるという形になります。

それで、例外がありまして、40 歳以上で特定疾病という、国で決めた疾病にかかっている方の場合には、64 歳以下でも介護認定を受けて、給付費を受けられるという特例があります。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 基本は 65 歳以上の介護の必要になった人が受ける制度だけれども、何かその、

特定疾患がある人が、なった場合は65歳以上に達しなくても受けられるということによるのですね。はい。ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。石川委員。

○石川委員 7ページの7款繰入金の1項5目のその他一般会計繰入金の詳細と、ちょっと増えている理由をお願いします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。はい、星野介護保険課長。

○星野介護保険課長 介護保険課長の星野です。お待たせしました。

まず詳細ですけれども、介護保険関係職員の給与費と、介護保健事務費としまして、パソコンのリースであるとか、消耗品関係ですね、それとソフトのリース関係があります。

それから、共同電算処理委託業務ということで、国保連に委託している業務があります。その委託料ですね。

あとは、認定審査会の関係で委員報酬でありますとか、審査会を開くための事務費、それと調査員の報酬というものが主なものとなっております。

それで、すみません、ちょっと増えた理由に関しましては、積算した結果ですので、ちょっと今ここですぐにはわかりませんので、後ほどお知らせしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第4号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については、原案どおり可とすることに決しました。

ここで、暫時休憩をしたいと思います。

再開は、18時10分とします。

(午後 5時58分)

○鈴木委員長 休憩前に続き再開いたします。

(午後 6時10分)

○鈴木委員長 次に、議案第5号 令和5年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。よろしく願いいたします。

議案第5号 「令和5年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計予算について」説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

「予算に関する説明書」後期高齢者医療特別会計の3ページをお開きください。

1 款 1 項 後期高齢者医療保険料の「計」の欄、9 億 3,865 万 7,000 円につきましては、団塊の世代の後期高齢者移行により、被保険者数が増加することなどから、対前年度比 7.8%増といたしました。

次に、3 段目、3 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金につきましては、電算処理委託料等の事務費である、1 目 事務費繰入金 3,340 万 4,000 円と、低所得者の保険料軽減額相当分である 2 目 保険基盤安定繰入金 2 億 6,380 万 7,000 円を、法令の規定に基づきまして、一般会計から繰り入れるものであります。

次に、5 ページをお開きください。

5 款 諸収入 3 項 1 目 雑入 5,992 万 9,000 円につきましては、健康診査等の受診者数に応じて、後期高齢者医療広域連合が負担並びに助成を行うものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

7 ページをお開きください。

1 款 総務費 1 項 1 目 一般管理費の説明欄 2 つ目の○、健診事業費、6,305 万 2,000 円につきましては、広域連合から委託を受けて行う健康診査や人間ドック等の経費であります。

9 ページをお開きください。

2 段目、2 款 1 項 1 目 後期高齢者医療広域連合納付金、12 億 246 万 4,000 円につきましては、市が徴収する歳入予算の 1 款 保険料と、3 款 繰入金のうち、保険基盤安定繰入金の合計額を、広域連合に納付するものであります。

以上で、「令和 5 年度後期高齢者医療特別会計予算」の説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 鹿沼市のね、後期高齢者の医療保険料、払っている人は、これ何人ぐらいなのですか？

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

被保険者数の見込みでございますが、令和 5 年度で 1 万 2,518 人が、すみません、これは特別徴収保険料の方です。

それと、あ、失礼しました。

あ、すみません、ちょっと数のほうが、はい、申し訳ありません。

特別徴収保険料の方が 1 万 2,518 人なのですが、今、1 万 4,544 人という数字が、今年度の最初の数字であります。

これは納付書を、納付書というか、被保険者証を発行した方が、令和 4 年度の場合は、1 万 4,544 人ということになります。

それで、先ほど申し上げました特別徴収の分の方で、被保数見込みが 1 万 1,518 人でございます。

すみません、普通徴収分は、今ちょっと計算しないと、ちょっと出ませんので、少々お時間いただければと。

申し訳ありません。普通徴収分が 1,410 人となります。はい。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 特別徴収保険料と普通徴収保険料の、そのね、納める違いというのはどこにあるのです？

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

ただいまの鰐原委員のご質問にお答えします。

特別徴収は、年金額が 18 万円以上の方で、年金から保険料を、こんな言い方はあれですが、天引きという形ですかね、引き落とされている方ということになります。

普通徴収の場合は納付書で納付される方で、例えば、年齢到達の場合、まず年金からの給付というのがまだ、引き落としができませんので、例えばそういった方とか、あとはその規定額に達していないために納付書で納付いただく方ということになります。

以上で説明とさせていただきます。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうするとね、私も後期高齢者で天引きされているのだけれども、非常に、年寄りから、こんなに高くとるのかなと思うほど、とるのだよね。とるとってはおかしいけれどもさ。

(「いっぱいもらっているから、しょうがない」と言う者あり)

○鰐原委員 違うよ。

それで、1万 1,518 人だから、6億 1,145 万 5,000 円だから、大体 1 年で 18 万、いくらぐらいになるのかな、1 人、平均すると。特別徴収保険料というのは、5 年度 6 億 1,145 万 5,000 円ですよ。それで、1万 1,518 人というから、1 人平均いくらぐらい、これ納めるのかな。割ればいいのだよな。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

ただいまのご質問にお答えします。

4 万 8,846 円です、なります。失礼しました。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 1 人、大体 5 万円ぐらいってみればいいのか。月。

○鈴木委員長 はい、谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

後期高齢者保険料なのですが、所得に応じまして、掛ける率が決まっております。

均等割がまず 4 万 3,200 円かかります、ですね、これは均等割ですので、均等割がかかる方と。

あと所得割が、被保険者の方の所得に対しまして、8.54%を掛けます。その合計で上限額が66万円となります。

ただ、先ほど平均が4万8,000円と申し上げたのですが、均等割だけで4万3,200円なのですが、低所得の方の場合には7割軽減、5割軽減、2割軽減がございまして、均等割が軽減されております。

それで、例えば、所得が出ない場合には、ゼロ円掛ける、先ほどのパーセントですので、均等割だけとなって、均等割も減額になりますので、平均で4万8,846円となります。

以上で説明とさせていただきます。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 70歳過ぎると、どこか病気になるからね。だから、75歳になると、また病気になる、80歳になると病気になるのだけれども、健康でいられる、こういう人たちがね、お年寄りが健康でいられる事業というのは、後期高齢者保険料の中であるのですか。そういうのは別段、後期高齢者保険料を払っているからってあるのかな、ないのかな。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。はい、谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

鰐原委員の質問にお答えします。

健康事業としましては、やはり人間ドックとか、健診事業もございまして。

そちらを受けていただくということと。

昨年度からスタートしました一体的実施、これは通いの場とかに、サロンとかですね、そういった方に医療関係者の方、例えば、看護師の方とか、栄養士の方を派遣しての教室とか、そういったことも行っていくということでもあります。

基本は、健診事業を受けていただいて、あとは病気の早期発見等に、あと重症化予防に努めていただくというようなことになるかと思えます。

以上で説明とさせていただきます。

○鰐原委員 わかりました。ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかに、はい、鰐原委員。

○鰐原委員 それで、私も時間が長いから、明日に延伸してもらいたいのだよ。

それを発言しておきたいの。私は明日にしてくれということを使ったということ。

何でかという、言わないと、また市長さんに鰐原がいたから長くなったって批判されるので、私は嫌だから、きちんと発言しておきますね。私はもうこれでやめて、明日にしてくださいって言っていたことを、ちゃんと会議録に残しておいてください。お願いしますね。

○鈴木委員長 はい、横尾委員。

○横尾委員 私はやったほうがいいと思っているので、最後までやってください。場合によっては、責任は私がとります。

○鈴木委員長 私も今日中に終わらせたいという考えがありますので、はい、議事録には、
鰐原委員が別日にということで、議事録は残ると思いますので、はい。すみません。はい。

はい、谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

すみません。先ほどの普通徴収の人数がちょっと、半分の人数でしたので、年齢到達者の数を言ってしまいまして、それプラス、年齢到達者以外で、既に年齢に到達している方の数を足しますと、2,854人、2,854人が普通徴収になります。

それで、特別徴収と合わせた人数が、1万5,372名ということになります。

以上でございます。

○鈴木委員長 はい、ほかにご質疑はありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○鈴木委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第5号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第10号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第9号)についてのうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

議案第10号 「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第9号)」中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書、3ページをお開きください。

上から4段目ですが、15款 国庫支出金 1項1目 民生費国庫負担金の説明欄2行目、国民健康保険基盤安定国庫負担金 207万1,000円の減につきましては、保険基盤安定事業費における国の負担額が確定したことにより、減額するものであります。

次に、5ページをお開きください。

上から2段目、16款 県支出金 1項1目 民生費県負担金の説明欄2行目、国民健康保険基盤安定県負担金 564万6,000円の減につきましては、保険基盤安定事業費における県の負担額が確定したことにより、減額するものであります。

同じ説明欄、その下、3行目、後期高齢者医療保険基盤安定県負担金 1,771万2,000円の減につきましては、保険基盤安定事業における県の負担額が確定したことにより、減額するものであります。

次に、9ページをお開きください。

上から2段目、21款 諸収入 4項3目 雑入の説明欄2行目、障害者自立支援事業費国庫精算金 1,737万1,000円の増につきましては、過年度の事業実績に基づく精算に伴い、増額するものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

13ページをお開きください。

一番下の段、3款 民生費 1項1目 社会福祉総務費の説明欄、1つ目の○、国民健康保険特別会計繰出金 1,028万9,000円の減につきましては、保険基盤安定化分の国、県の繰入額の確定に伴い、繰出金を減額するものであります。

次に、同じ説明欄、その下の○、後期高齢者医療特別会計繰出金 2,361万5,000円の減につきましては、保険基盤安定化分の繰入額の確定に伴い、繰出金を減額するものであります。

続きまして、15ページをお開きください。

一番上の段、これも前のページから続いておりますが、2目 障害福祉費の説明欄の○、障害者自立支援事業費 3,410万7,000円の増につきましては、グループホーム入居者及び放課後デイサービス事業利用者数が増えたため、扶助費を増額するものであります。

次に、一番下の段、4款 衛生費 1項2目 予防費の説明欄、1つ目の○、予防接種費 818万1,000円の増につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種等の事業実績により、国庫支出金の償還金を計上するものであります。

同じ説明欄、その下の○、生活習慣病予防対策事業費 350万円の減につきましては、健康診査等の受診実績の見込みにより、減額するものであります。

以上で、議案第10号 「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）」中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○鈴木委員長 杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 子育て支援課長の杉山です。よろしくお願いいたします。

議案第10号 「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）」中、こども未来部所管の主な歳入・歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。令和4年度 補正予算に関する説明書、一般会計第9号の3ページをお開きください。

一番下の段、15款 国庫支出金 2項 2目 民生費国庫補助金の説明欄、家庭こども相談事業費国庫補助金 340万円の増につきましては、家庭相談員報酬に係る国の補助金であります。

5ページをお開きください。

3番目の段、16款 県支出金 2項2目 民生費県補助金の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費県補助金 491万1,000円の減につきましては、物価高騰による保育園等の副食費等賄い材料費に対する県補助金の実績見込みによるものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

15 ページをお開きください。

2 番目の段、3 款 民生費 2 項 1 目 児童福祉総務費の説明欄の○、施設型給付・地域型保育給付等事業費 848 万 9,000 円の減につきましては、歳入でもご説明しましたが、物価高騰による保育園等の副食費等賄い材料費に対する補助金の実績見込みによるものであります。

以上で、議案第 10 号 「令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 9 号）」中、こども未来部が所管する主な歳入・歳出についての説明を終わります。

○鈴木委員長 郷教育総務課長。

○郷教育総務課長 教育総務課の郷です。よろしくご説明いたします。

議案第 10 号 「令和 4 年度補正予算（第 9 号）」のうち、教育委員会関係予算の主なものについて、ご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

説明書、3 ページをご覧ください。

3 段目、14 款 使用料及び手数料 1 項 5 目 農林水産業使用料の説明欄 1 行目、自然体験交流センター使用料 289 万 3,000 円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、施設利用者が減少したことに伴い、使用料を減額するものであります。

その 2 つ下の行、1 項 9 目 教育使用料の説明欄、体育施設使用料、985 万円の減につきましては、こちらも、コロナウイルスの影響により、学校開放事業及び自然の森総合運動公園の施設利用者が減少したことにより、減額するものであります。

5 ページをお開きください。

1 段目、15 款 国庫支出金 2 項 5 目 教育費国庫補助金の説明欄、2 行目、小学校管理費国庫補助金 1,260 万円の増につきましては、学校等における感染症対策等強化のための補助金であり、補助率は 2 分の 1 でございます。

その下、中学校管理費国庫補助金 540 万円の増につきましても、同様の補助金となっております。

7 ページをご覧ください。

中段の 18 款 寄附金 1 項 4 目 教育費寄附金の説明欄、図書館資料充実費寄附金 50 万円の増につきましては、鹿沼相互信用金庫様から「図書資料充実」のため、ご寄附いただいたものでございます。

次に、9 ページをご覧ください。

2 段目、21 款 諸収入 4 項 3 目 雑入の説明欄、3 行目、体育施設収入 145 万円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減額するものでございます。

その下、川上澄生美術館管理運営事業費助成金 50 万円の減につきましては、予定し

ていました企画展について、日本芸術文化振興会からの助成金が不採用となったことから減額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

23 ページをご覧ください。

2 段目、10 款 教育費 1 項 2 目 事務局費の説明欄、奨学金等貸付事業費 1,017 万 5,000 円の減につきましては、実績により、17 人ほどなのですが、減額するものであります。

次の段、2 項 1 目 学校管理費の説明欄、1 行目、小学校管理費 3,810 万円の増につきましては、小学校における感染症対策に伴う消耗品及び備品購入費の増、並びに電気料金の上昇による不足分を計上するものであります。

次に、2 つ目の○、校舎等施設整備事業費 52 万 8,000 円の増につきましては、永野小学校の通級教室へエアコン設置をする工事費でございます。

次の段、4 段目、説明欄ですね、中学校管理費 2,070 万円の増につきましては、中学校における感染症対策の強化、並びに電気料金の上昇による不足分の計上でございます。

次の段ですね、図書館資料充実費 50 万円の増につきましては、「鹿沼相互信用金庫様からの寄附金」を活用して、図書を購入するためのものでございます。

その下、川上澄生美術館管理運営事業費 50 万円の減につきましては、歳入でご説明した助成金減額に伴う減でございます。

以上で、議案第 10 号 「令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 9 号）」のうち、教育委員会関係の予算について、説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 ページ、歳入でいうと、ページ、6 ページの地域型保育給付等事業費県補助金というのが 491 万 1,000 円減っていますよね。

それで、歳出の 16 ページを見ると、施設型給付・地域型保育給付等事業費、これが 848 万 9,000 円の減ですよ。

そうすると、これ物価が高騰していて、保育園の賄い費が減になったというところなのだ、説明あったのだけれども、ちょっとどういうことなのだか、もう 1 回説明してください。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。はい、小堀保育課長。

○小堀保育課長 保育課長の小堀です。よろしく願いいたします。

鰐原委員の質疑にお答えいたします。

この県の補助金につきましては、副食費と賄い材料費の物価高騰分として、公立を除く民間保育園ですとか、幼稚園に対しての補助金になります。

歳出につきましては、公立保育園もあわせての歳出になります。

以上で説明を終わります。

(何事か言う者あり)

○小堀保育課長 はい、それで、減額になった理由につきましては、入所する全員分の予算のほうは確保はしていたのですけれども、園のほうからの申請がなかったということで、減額になっております。

それで、申請をしなかった園に理由を聞きましたところ、やはり経営努力をしているですとか、経営努力の中には、食育で野菜を育てているので、食料費の一部に充てていたといったお話もありましたし、あと外部の納入業者のほうで割引をしてくれていたというお話も伺っております。

説明は以上となります。

○鈴木委員長 鰹原委員。

○鰹原委員 そうすると、これは保育園の園児が食べる物の関係ですよ。

そうすると、予算が減ってしまうのでは、一つでも、こういうコロナの時期、おいしいもの、おいしい果物でも食べさせて、予算、使ったほうがよかったのではないかなと思ったものですから、そういう考えはだめなのですかね。おいしいものをさらに食べさせて、県の補助金も減らされないように、そういうふうにするという方法はなかった、490万円だから、約500万円ぐらい、そういう方法はないものかなと思ったものだから、伺います。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。はい、小堀保育課長。

○小堀保育課長 鰹原委員の質問にお答えいたします。

保育園での給食というのは、エネルギーとか、換算をして、一日に必要な半分を賄うように、栄養計算をされて、提供されておりますので、では、それ以上にですとかというのではないので、質を落とさずに出すということが、今回の副食費、物価高騰分の、上乘せ分の趣旨でしたので、その分を上乘せして、果物を一つつけるとか、そういった趣旨ではございませんでしたので、あくまで必要があった分だけ、申請をしていただいてという形をとらせていただいております。

はい、説明は以上となります。

○鰹原委員 ありがとうございます。わかりました。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。はい、鰹原委員。

○鰹原委員 だって、みんなやるって言うからさ、俺は嫌なのだけれども。

川上澄生美術館でね、企画をやったけれども、不採用になったというような説明があったでしょう。これはどういう企画が何で不採用になってしまったのか、ひとつお願いいたします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。向田川上澄生美術館事務長。

○向田川上澄生美術館事務長 川上澄生美術館の向田です。よろしくお願ひいたします。

鰹原委員の質問にお答えいたします。

本年度は、川上澄生美術館の開館30周年、川上澄生没後50年ということで、川上澄

生の全貌という特別企画展を計画しておりましたが、コロナ禍で補助金の申請が多数あったということで、残念ながら選定から漏れてしまいました。

ただ、特別企画展は予定どおり、予算の範囲で無事執行することができました。まだ、最後の企画展は開催中なのですけれども、ご報告申し上げます。以上です。

○鈴木委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 この川上澄生美術館の入館者数というのは、増えたのですか、コロナ禍にあつて。減っているのかな、増えているのかな。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。

挙手してください。向田さん、挙手してください。はい、向田川上澄生美術館事務長。

○向田川上澄生美術館事務長 川上澄生美術館の向田です。

鰐原委員の質問にお答えします。

現在手元にあります数字が、9月末現在の数字なのですが、川上澄生の全貌の前期展の段階で、5,507人入っております。

コロナが終息し始めておまして、入館者数は戻ってきている感じです。正確な数字については、お調べして、後ほどお答えしたいと思います。

○鰐原委員 はい、ありがとうございます。

○鈴木委員長 はい、ほかにご質疑はありませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 14ページのね、国民健康保険特別会計繰出金と後期高齢者医療特別会計繰出金、これ減になっていますが、最終の金額はいくらになったのかな。繰出金の。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

鰐原委員のご質問にお答えします。

すみません、国保健康保険の特別会計の繰出金につきましては、これは保険基盤安定国県の減額によりまして、4億8,140万1,000円が、4億7,111万2,000円に減額になってございます。

すみません、ちょっと後期の数字、今、ちょっと出させていただいてよろしいですか。すみません。

○鈴木委員長 はい、ほかにご質疑はありませんか。石川委員。

○石川委員 石川です。

教育費の小中学校における新型コロナウイルス感染症対策の強化は、どのようなものに充てたのか、お願いします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。

石川委員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの医療費につきましては、消耗品と備品ということで予定をしているところなのですが、こちらで考えているものにつきましては、備品につきましては、例えば、抗

菌のカーテンであったりとか、それから、大型の扇風機であるとか、換気とかですね、あと、空調でウイルスが蔓延しないような形で対応するような備品ということで考えております。

これまでも、そういった備品等につきましては、配置のほうをしてきたところなのですが、引き続き、そういったことで、購入のほうをしていただければというふうに考えております。

また、消耗品につきましては、タブレットの画面の抗菌のフィルムであったりとか、あと水道の蛇口などですね、ちょっと手が触れないような形の蛇口への交換等ですね、などを進めていただければというふうに考えているところです。

いずれにいたしましても、各学校の状況に応じまして、そちらのほう、購入のほうは考えていただければというふうに考えております。以上です。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。

谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

後期高齢者医療の繰入額なのですが、はい、保険基盤安定の繰り入れなのですが、当初ですと2億6,682万9,000円であったところは、2,361万5,000円の減額で、2億4,321万4,000円となりました。

以上で説明とさせていただきます。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第10号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第11号 令和4年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

議案第11号 「令和4年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」説明させていただきます。

まず、歳入についてご説明いたします。

「令和4年度補正予算に関する説明書」国民健康保険特別会計の3ページをお開きください。

4款 国庫支出金 1項1目 総務費国庫補助金、17万5,000円の増につきましては、

災害臨時特例補助金の決定により、増額するものであります。

3 段目、7 款 繰入金 1 項 1 目 一般会計繰入金 1,028 万 9,000 円の減につきましては、保険基盤安定繰入金の額の確定により、一般会計からの繰り入れを減額するものであります。

次に、歳出についてご説明させていただきます。

5 ページをお開きください。

2 段目、7 款 諸支出金 2 項 5 目 償還金 4,087 万 4,000 円の増につきましては、令和 3 年度の保険給付費等普通交付金や特定健診等負担金等の確定によりまして、県に返還するものであります。

3 段目、8 款 予備費 1 項 1 目 予備費 5,098 万 8,000 円の減額につきましては、歳入、歳出の額の調整による減額となります。

以上で、「令和 4 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」の説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 11 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 12 号 令和 4 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

議案第 12 号 「令和 4 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」ご説明させていただきます。

まず、歳入について説明いたします。

「令和 4 年度補正予算に関する説明書」、後期高齢者医療特別会計の 3 ページをお開きください。

3 款繰入金 1 項 2 目 保険基盤安定繰入金 2,361 万 5,000 円の減につきましては、保険基盤安定制度繰出金の額の確定により、市からの繰入額を減額するものであります。

次に、歳出について説明いたします。

5 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、市が徴収した保険料と保険基盤安定繰入金を合わせ、広域連合に納付するもので、歳入予算 3 款 保険基盤安定繰入額を減額したことにより、2,361 万 5,000 円と同額を計上するものであります。

以上で、「令和 4 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」の説明を終わります。

す。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 12 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 22 号 鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 子育て支援課長の杉山です。よろしくお願いいたします。

議案第 22 号 「鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」 ご説明いたします。

新旧対照表の 20 ページをご覧ください。

まず、「鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」についてですが、この条例は、児童福祉法の規定に基づき、本市における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めているものです。

今回の改正は、国の省令の一部改正に準じて行うもので、その内容は主に 4 点です。

まず 1 点目は、第 8 条の 2 に「安全計画の策定等」の条文を新設します。

保育所等において「安全計画の策定」が義務づけられたことに合わせ、家庭的保育事業所等においても安全計画の策定を義務づけました。

21 ページをご覧ください。

次に、2 点目は、第 8 条の 3 に「自動車を運行する場合の所在の確認」の条文を新設します。自動車により利用乳幼児の送迎をするに当たっては、点呼等による利用乳幼児の所在を確認することを義務としてうたい、安全管理を徹底するものです。

3 点目は、第 11 条を修正し、家庭的保育事業所等が、他の社会的福祉施設等を併設する場合に、その行う保育に支障がない場合に限り、職員の兼務や施設の供用を可能とするものです。

4 点目は第 14 条の「懲戒に係る権限の濫用禁止」の条文を削除します。民法及び児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する懲戒に係る措置及び権限を削除するものです。

次に、22 ページをご覧ください。

次に、「鹿沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」についてご説明いたします。

この条例は、児童福祉法の規定に基づき、本市における放課後児童クラブの設備及び

運営に関する基準を定めているものです。

今回の改正は、国の省令の一部改正に準じて行うもので、その内容は主に3点です。

1点目は第8条に「安全計画の策定等」の条文を新設します。

先ほど説明いたしました保育所等において「安全計画の策定」が義務づけられたことに合わせ、同じく子供を受け入れている放課後児童クラブにおいても安全計画の策定を義務づけました。

23ページをご覧ください。

2点目は第9条の「自動車を運行する場合の所在の確認」の条文を新設します。保育所等と同様に自動車により児童の送迎をするに当たっては、点呼等による児童の所在を確認することを義務としてうたい、安全管理を徹底するものです。

3点目は第16条の「業務継続計画の策定等」の条文を新設します。

昨今の感染症の蔓延状況を踏まえ、普段からの感染症等に対する備えや感染症流行時における業務継続の重要性を再認識し、「業務継続計画の策定」について、放課後児童クラブにおいても努力義務として適用させるための条文になります。

次に、25ページをご覧ください。

「鹿沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」についてご説明いたします。

この条例は、子ども子育て支援法の規定に基づき、本市における、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めているものです。

今回の改正は、第26条の「懲戒に係る権限の濫用禁止」の条文を削除します。民法及び児童福祉法の一部改正に伴い、特定教育・保育施設の長たる管理者は、教育・保育給付認定子どもに対する懲戒に係る措置及び権限を削除するものです。

以上で、議案第22号「鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」の説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第22号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第23号 鹿沼市ヤングケアラー支援条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。飯塚こども総合サポートセンター長。

○飯塚こども総合サポートセンター長 こども総合サポートセンター長の飯塚です。よろしくお願ひいたします。

議案第 23 号 「鹿沼市ヤングケアラー支援条例の制定について」 ご説明いたします。

説明内容につきましては、2月14日の議員全員協議会及び、3月9日の一般質問において、こども未来部長から、条例制定の背景や理由、また、その他詳細について説明させていただきましたので、私のほうからは、条文の内容及び検討経過について簡潔にご説明をさせていただきます。

条文は、全13条で構成され、第1条では目的を、第2条では用語の定義を、第3条では基本理念を、第4条では市の責務を、第5条から第8条においては保護者を初め、市民等、学校、関係機関の各役割を、第9条では推進計画について、第10条から第12条においては支援策について、第13条では、この条例の施行に関する必要事項は市長が定めることを規定したいものであります。

続きまして、検討経過につきましては、庁内の関係各課で組織したワーキンググループに、市内の支援団体と鹿沼市社会福祉協議会の方々の出席を要請しまして、議論を重ねてまいりました。

また、条例の骨子案について、鹿沼市子ども・子育て会議への意見照会及びパブリックコメントを実施し、いただいた意見についての検討や反映等を行い、最終的には、当然ながら、庁内の例規審査委員会において、各条文の内容はもちろんのこと、全体的な整合性についても、審査を受けております。

最後に、条例の施行期日につきましては、令和5年4月1日からとしたいものであります。

以上で、議案第23号 「鹿沼市ヤングケアラー支援条例の制定について」の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。宇賀神副委員長。

○宇賀神副委員長 宇賀神です。

3点ほど質問させていただきます。

第11条のヤングケアラーの早期発見について、ヤングケアラー支援で最も重要なことは、早期発見です。

一般質問での答弁でも、早期発見についてありましたが、本条例案では、第11条でヤングケアラーの早期発見に努めるものにとどまっています。

この重要な早期発見については、きちんと市の責任として、第4条で定めるべきだと思いますが、考えを伺います。

2点目です。人材育成について。

一般質問の答弁でも、人材育成について触れられてきましたが、本条例案には、人材育成の条文がありません。市の考えをお伺いします。

3点目、財政措置についてです。

条文の実効性や継続性を担保するために、財政措置が必要だと思いますが、本条例案

には、財政措置の条文がありません。市の考えをお伺いします。

3点、お願いします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。飯塚こども総合サポートセンター長。

○飯塚こども総合サポートセンター長 こども総合サポートセンター長の飯塚です。

宇賀神副委員長のご質疑にお答えいたします。

まず1点目の早期発見について、市の責任として、第4条に定めるべきではないかという内容かと思いますが、第4条、市の責務の第1項の規定につきましては、このヤングケアラー支援に関する施策全般を指しているものであります。

また、第11条の早期発見でありますがおっしゃるとおり、非常に重要な施策と考えておりました、また、第10条の広報及び啓発、及び第12条の体制の整備、これらをあわせた3つの規定は、国が設置したヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームによる報告におけるですね、今後取り組むべき施策をもとに、本市では、この3点を重点項目として掲げております。

よって、第4条は、これら重点項目のほか、必要な施策を含んでおります。

さらに、重点項目のみを条文化したものであるとご理解いただきたいと思います。

次に、ご質疑の2点目と3点目なのですが、人材の育成及び財政上の措置が条文にないということについての市の考えでございますが、考え方は、はじめの説明と同様であります。

重点項目以外にも必要な施策があることはもちろん想定しております。

施策を全て条例に規定した場合は、今後新たな施策が必要となったつど、条例改正が必要になってまいりますので、第4条において、全般的に規定しておりました、必要な、具体的な施策につきましては、第9条にも書かれておりますが、推進計画を策定し、盛り込んでいくことを想定しております。

なお、推進計画につきましては、中身の3つの重点項目について、子ども・子育て会議において了承をいただいております、条例の施行と同時に策定する準備が整っておりますので、新年度から支援を開始したいと考えております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 よろしいですか。

○宇賀神副委員長 はい、ありがとうございました。

○鈴木委員長 はい、ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。阿部委員。

○阿部委員 今の宇賀神さんからも意見がありましたように、確かに、この条例をいかに具体的にするかというところで、今意見も出ましたし、私もそのとおりだと思います。

それも含めて、ようやくこうやって条例ができてきたということでは、まずはやっていただきたいというところだと思うのですね。

それで、まあそれから、先に進めていけばいいのだと思うので、まずは賛成の立場で、

その意見だけ言わせていただきます。以上です。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。はい、鰐原委員。

○鰐原委員 第2条のね、用語の意義が言われていますね。

(3)のね、市民というのは、市内に居住し、または市内に通勤し、もしくは通学する者をいう。至極当然だと思うのですよね。

それで、(5)で市民等ってなっていますよね。

それで、市民及び事業者をいう。これも至極当然だと思うのですが、問題はね、ほら、鹿沼市自治基本条例、これは、ほら、最高規範だと言ってつくられている市民の定義がね、どうしても本市に居住している者及び本市に通勤し、または通学している者並びに、市内に事務所、または事業所を有する法人、その他の団体をいいますというのですよ。

そうすると、この、あまりにもね、この鹿沼市自治基本条例が市民という用語の意義を広げすぎてしまっているのですよ。

ですから、今回のね、ヤングケアラーのその条例とその一致しないのですよね。用語の意義が。

そうすると、もちろん、これ、市役所内で、皆さんで、ワーキンググループでつくったのでしょけれども、その点、どんなふうな議論があったのか、なかったのか、お聞きしておきたいと思います。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。飯塚こども総合サポートセンター長。

○飯塚こども総合サポートセンター長 鰐原委員のご質疑にお答えします。

この定義の部分につきましては、こちらのそのワーキンググループの中では、細かいところについては、議論にはなっておりません。

参考にしたのは、先進的に他の自治体のほうで既に策定されているものなどは、十分参考にさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 これからも何か条例をつくるときにね、この問題は起きると思うのですよ。用語の意義。

それで、私はこれ、昭和二十、平成か、平成24年にできたね、この自治基本条例、最高規範なのだから、守らなくてはいけないのですよ。条例をつくるときには。

だけれども、それがやっぱりほかのね、自治体のやつを参考にすると、こういうことになるのですよ。

だから、鹿沼の自治基本条例のその最高規範だっという用語の意義と、やはり整合性を持たせなくてはならないのですよ、と私は思うのですよ。何の条例をつくるときにも。

だけれども、私、こう見ていてね、自治基本条例のほうがおかしいと思うのだよ。おかしい話だけれども。

だけれども、これはこれでいいのだと思うのですけれども、今後やっぱり条例をつくるときのね、議会としてもこれは気をつけなくてはならないと思うのですよ。

それで、後で、私、これは自治基本条例の改定案を提案しようとは思っているのですけれども、やはり最高規範を直すということだから、なかなか難しいのだよね。

だから、これはこれで構わないと思うのですけれども、要は、一致していないということだけは認識しておいたほうがいいのではないかなと私は思うのですけれども、そういうことです。

○鈴木委員長 ご意見ということで、よろしいですか。はい。

ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 23 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 24 号 鹿沼市保育所条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。小堀保育課長。

○小堀保育課長 保育課長の小堀です。よろしくお願ひいたします。

議案第 24 号 「鹿沼市保育所条例の一部改正について」 ご説明いたします。

今回の改正につきましては、令和 2 年度から休園しております永野保育園を廃止するためのものであります。

永野保育園は、児童数の減少により、令和元年度に在園していた全ての児童が転園を希望したことや新たに入園を希望する児童がない状況となったことから令和 2 年 4 月から、3 年間休園しておりましたが、休園以降も、入園を希望する児童や再開の要望等もないことから本年度末をもって廃止するものであります。

以上で、議案第 24 号について説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 24 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 26 号 鹿沼市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

議案第 26 号 「鹿沼市国民健康保険条例の一部改正について」 ご説明いたします。

新旧対照表の 27 ページをお開きください。

今回の改正につきましては、健康保険法施行令の一部改正が行われまして、令和 5 年 4 月 1 日から、出産育児一時金の支給額が、現行の 40 万 8,000 円から 48 万 8,000 円に改正されることに伴い、国民健康保険条例第 7 条の「出産育児一時金」の支給額を 40 万 8,000 円から 48 万 8,000 円に引き上げるものであります。

現在の出産育児一時金の金額につきましては、健康保険法施行令第 36 号に「40 万 8,000 円」に「保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準とし保険者が定める額を加算した金額」とありまして、「産科医療補償制度の掛金 1 万 2,000 円」を加算し、現在は総額 42 万円を支給しているものであります。

国の社会保障審議会におきまして、出産育児一時金の額につきましては、全施設の出産額の平均額の推計等を勘案しまして、令和 5 年 4 月から、全国一律に 50 万円に引き上げるべきとされて、令和 5 年 2 月 1 日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が発出されたことにより、引き上げるものであります。

また、産科医療補償制度の加算対象となりまして、あわせますと、そちらが 1 万 2,000 円ですので、合わせて、48 万 8,000 円と合わせて、50 万円となるものです。

改正後の規定につきましては、施行日である令和 5 年 4 月 1 日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用いたします。

以上で、「鹿沼市国民健康保険条例の一部改正について」の説明を終わります。お願いいたします。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 26 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なし、鰐原委員、今発言。

○鰐原委員 暫時休憩願います。

○鈴木委員長 あ、暫時休憩、はい、これが終わり次第。

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号については、原案どおり可とすることに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は、19 時 25 分といたします。

(午後 7 時 14 分)

○鈴木委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 7 時 25 分)

○鈴木委員長 はい、星野介護保険課長。

○星野介護保険課長 介護保険課長の星野です。

先ほど石川委員の質疑に対してお答えいたします。

一般会計繰入金が昨年度と比較して、増えたという理由なのですが、委託料とかの増えている部分はあるのですが、一番大きな要因としましては、職員の1名増配置を予定しているということで、増えているということになっております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 向田川上澄生美術館事務長。

○向田川上澄生美術館事務長 川上澄生美術館事務長の向田です。

遅くなりましたが、先ほどの鰻原委員の質問にお答えします。

川上澄生美術館の令和4年度の入館者数ですが、今日5時で閉めまして、今日現在の数字で、年間総利用者数が、1万3,223名です。

それで、令和3年度の総人数が、1万317人ですので、今日現在の数字で、去年の1.28倍ということになります。以上です。

○鰻原委員 はい、ご苦労様です。

○鈴木委員長 執行部の説明について、何か鰻原委員と石川委員は、大丈夫ですかね。はい。

では、次にいきます。

次に、議案第27号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

議案第27号 「鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について」 ご説明いたします。新旧対照表の27ページをお開きください。

改正条文のほうは、28ページからの記載となります。続けてお開きいただければと思います。

「令和5年度以降の国民健康保険税の賦課限度額を改正する」ものでありまして、条例第2条第2項の「基礎課税額」の限度額を、2万円引き上げて63万円から65万円に、第3項の「後期高齢者支援金等課税額」の限度額を1万円引き上げて19万円から20万円にするものであります。

この改正によりまして、令和5年度の国民健康保険全体の賦課限度額は、介護納付金課税額の限度額17万円と合わせて、現行の99万円から102万円となります。

賦課限度額を引き上げますと、高所得者層に、より多くの負担を求めることになる反面、税率の引き上げを抑制することができまして、中間所得者層の負担軽減を図ることが可能となります。

また、国保財政の運営主体である県の策定した栃木県国民健康保険運営方針においても、賦課限度額は「地方税法施行令に規定する額と同額とする」とされておりまして、保険者努力支援制度の栃木県版の評価においても、交付金の評価項目の一つとなっております。

ります。

以上で、「鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について」の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 1つだけ確認です。

国保の広域化というか、いよいよ6年目になるのですが、この限度額の変更とか、これは、賦課は鹿沼で独自にやっていると思うのですが、この、こういう変更というのは、国の指導で、どこの自治体も同じようにやっているということですか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

阿部委員のご質疑にお答えします。

賦課限度額の引き上げにつきましては、国のほうで、賦課限度額の引き上げの金額というのが定まっております。

それで、それにあわせて、改正の1年遅れで、鹿沼市は今上げているような状態です。

それで、実際のところは、その改正年度、つまりその、これが発布された次の年の4月1日には上げるような形が本来の、今回国のほうで求めているものとなります。

それで、鹿沼市は1年待って、上げているような状態になっています。

以上で説明とさせていただきます。

○鈴木委員長 阿部委員。

○阿部委員 わかりました。

そうすると、これが令和5年度からということで、7月から納付書の配布が入ると思うのですが、そこからこれは実施されるという考え方ですか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

ただいまの質疑にお答えいたします。

はい、7月からの納付書の発布からとなります。

以上で説明とさせていただきます。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第27号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第27号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第28号 鹿沼市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。仲田スポーツ振興課長。

○仲田スポーツ振興課長 スポーツ振興課長、仲田です。よろしくお願いいたします。

議案第 28 号 「鹿沼市都市公園条例の一部改正について」 ご説明いたします。

鹿沼市都市公園条例は、鹿沼市都市公園の設置及び管理についての適正な運営を目的に制定されており、都市公園内に設置されている体育施設もその中に位置づけられています。

本件につきましては、そのうちの「兒子沼公園テニスコート」及び「台の原公園テニスコート」についての改正となります。

まず、「兒子沼公園テニスコート」は、昭和 52 年にトピー工業株式会社が、鹿沼市の許可を受け、兒子沼公園内にテニスコートとクラブハウスを建設し、以後一般の市民の方にも広く利用されてきました。

平成 18 年に同社の鹿沼工業団地からの撤退に伴い、寄附受け入れし、運営を継続してまいりましたが、老朽化に伴い、平成 30 年度から利用を休止しております。

次に、「台の原公園テニスコート」ですが、昭和 44 年に建設後、昭和 55 年のコート改修整備を経て、利用されてまいりましたが、老朽化に伴い、平成 30 年度からコートの一部を利用休止し、令和 4 年度から全面的利用を休止しております。

いずれも建設から 40 年以上経過しており、施設の老朽化が進行していることから、当該施設を廃止するため、鹿沼市都市公園条例から削除するものです。

以上で、議案第 28 号 「鹿沼市都市公園条例の一部改正について」の説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 兒子沼公園のテニスコートの広さ、面積かな、どのくらいあったのか。

それと台の原公園のテニスコートの面積をお知らせください。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。はい、仲田スポーツ振興課長。

○仲田スポーツ振興課長 スポーツ振興課長、仲田です。

鰐原委員の質問にお答えします。

面積ということで、兒子沼公園テニスコートは、テニスコートが 3 面ありまして、全体の面積としては、申し訳ありません。

ちょっと面積のほうが正確な数字はちょっと、今手元に資料がないものですから、今お話したとおり、テニスコート 3 面分とレストハウスが、159 平米のレストハウスになっております。

もう 1 つの台の原公園テニスコートにつきましては、テニスコートがやはり同じ 3 面ありまして、3 面の面積を保有しております。

申し訳ありません。

以上で質問の回答といたします。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 あのね、面積がわからなかったら、後で言ってください。

それなので、3面の面積というのと、大体、大体だな。

それで、その後の利用をどんなふうと考えて、これを閉鎖というかな、やめたのか、後の利用を全然考えないで、今現在いるのか、お知らせ願います。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。仲田スポーツ振興課長。

○仲田スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の仲田です。

鰐原委員の質問にお答えします。

一つは、市で進めている民間提案制度というものを活用に入れまして、運動施設に限定せず、今後の活用を、それを含めて活用について検討を進めていきますけれども、都市公園内にある施設であるから、公園内の機能ですかね、そういったものを損なわないような形で検討してまいりたいと思います。以上です。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 やっぱりね、それなりに時代によって、あそこのテニスコート、大分利用していたという人もいたと思うのですけれども、やっぱり時代の流れでしようがないと思うのだけれども、そういう場合はね、次にどういうもので利用するのだろうかという、早い検討かな、どうもその点ね、鹿沼市は何でも遅いのだよ。廃校にしるね、コミュニティセンターが、北犬飼が新しいものをつくられた、大変結構なことだけれども、北犬飼の前の、そうだよな、谷中さんの地区だよ、北犬飼の前のテニスコート、テニスコートではなくて、コミュニティセンターなんてもう壊すに決まっているのだけれども、壊して鹿沼市民のためにどういう活用をしようかという検討が遅いのですよ。

ですから、何事もね、変わることは当たり前なのだけれども、どういうものに利用するかということをやっぱり考えていかないと、どんどんどんどん決定が遅れるということがあるので、ぜひお願いします。

それで、後で面積はお知らせください。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第28号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第32号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)についてのうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。よろしくお願いたします。

議案第32号 「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)」中、保健福祉部が所

管する歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書、3ページをお開きください。

一番上の段、15款 国庫支出金 1項2目 衛生費国庫負担金の説明欄、「予防接種費国庫負担金」 4億8,544万2,000円の増につきましては、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種に伴う経費に係る負担金で、補助率は国が10分の10であります。

次に、上から2段目、15款 国庫支出金 2項3目 衛生費国庫補助金の説明欄2行目、「予防接種費国庫補助金」 1億3,768万6,000円の増につきましては、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種に伴う体制確保のための補助金で、補助率は国が10分の10であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

5ページをお開きください。

上から3段目、4款 衛生費 1項2目 予防費の説明欄、1つ目の○、予防接種費、次の7ページ、8ページまで続いてございますが、合計で、6億2,312万8,000円の増につきましては、歳入でご説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種対策及び接種体制確保事業として実施する経費を計上したもので、主なものは接種に伴う委託料であります。

以上で、議案第32号 「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号）」中、保健福祉部が所管する歳入、歳出についての説明を終わります。

○鈴木委員長 杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 子育て支援課長の杉山です。よろしくお願いいたします。

議案第32号 「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号）」中、こども未来部所管の主な歳入・歳出についてご説明いたします。

令和5年度 補正予算に関する説明書、一般会計（第1号）の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

2番目の段、15款 国庫支出金 2項2目 民生費国庫補助金の説明欄、児童福祉施設整備事業費国庫補助金 359万8,000円の増につきましては、幼保連携型認定こども園及び放課後児童クラブが所有する送迎バスの安全装置を設置するための補助金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

2番目の段、3款 民生費 2項1目 児童福祉総務費の説明欄の○、児童福祉施設整備事業費 175万円の増につきましては、歳入でもご説明しましたが、幼保連携型認定こども園が所有する送迎バスの安全装置設置に対する補助金であります。

その下の3目 こども支援費の説明欄の○、放課後児童健全育成事業費 184万8,000

円の増につきましては、歳入でもご説明しましたが、放課後学童クラブが所有する送迎バスの安全装置設置に対する補助金であります。

以上で、議案第 32 号 「令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 号）」中、こども未来部が所管する主な歳入・歳出についての説明を終わります。

○鈴木委員長 郷教育総務課長。

○郷教育総務課長 教育総務課の郷です。よろしくお願いいたします。

議案第 32 号 「令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち、教育委員会関係予算の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

説明書、3 ページをお開きください。

15 款 国庫支出金 2 項 6 目 教育費国庫補助金、右側、2 節 中学校費国庫補助金の説明欄、校舎等施設整備事業費国庫交付金 2,943 万 7,000 円の減につきましては、議案第 1 号 「令和 5 年度当初予算」の中でご説明しました北押原中学校及び南押原中学校の給水設備外改修工事に対する交付金が、国の第 2 次補正予算成立によりまして、令和 5 年度当初予算から、令和 4 年度予算に前倒しとなったことから、補正予算で組み替えをするためのものであり、補助率は 3 分の 1 でございます。

16 款 県支出金 2 項 7 目 教育費県補助金、説明欄、事務局費県補助金のうち、教育研究所事業費県補助金 464 万 6,000 円の増につきましては、教員の業務支援を図り、教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制整備のため、教育業務支援員 12 名を配置する経費であります。

この経費につきましても、国の補正予算成立を受けた追加支援事業によるものであり、補助率は 3 分の 2 となっております。

次のスクールバス管理費県補助金 79 万 2,000 円の増につきましては、国土交通省策定の「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する安全装置を市のスクールバス 9 台に設置する経費であります。

こちらも国の第 2 次補正予算成立を受けた追加支援事業によるものであり、こちらの補助率は 10 分の 10 で、ただし上限額は 8 万 8,000 円、1 台当たりですね、となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。

7 ページをお開きください。

2 段目、10 款 教育費 1 項 2 目 事務局費の右側の説明欄、1 つ目の○、教育研究所事業費 744 万 7,000 円の増につきましては、ただいま歳入でご説明しました、小中学校の教員の業務支援を行う教育業務支援員 12 名を配置する経費であります。

その下、スクールバス管理費 99 万円の増につきましては、国のガイドラインに適合する安全装置を、市のスクールバスに設置する経費であります。

次の、校舎等施設整備事業費 2 億 8,017 万 1,000 円の減につきましては、これも歳

入で上げましたが、北押原中学校及び南押原中学校の給水設備外改修工事の経費であります。

国の第2次補正予算成立に伴い、令和4年度予算に組み替えをするため、減額するものでございます。

以上で、議案第32号「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号）」のうち、教育委員会関係予算についての説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。石川委員。

○石川委員 8ページの10款1項2目の教育研究所事業費の支援員なのですが、どういった業務を行っている支援員さんの内容なのか、お伺いします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。

石川委員のご質問にお答えしたいと思います。

支援員の業務の内容ということでございますが、主に今回想定している業務といたしましては、まず授業の準備であるとか、それから採点の業務であるとか、また、生徒からの、児童生徒からの提出物の取りまとめとか、アンケートの集計などを想定、教員の業務が軽減されるような業務を行えるということで考えているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 石川委員。

○石川委員 その支援員の方はどんな方を想定しているのか、お伺いします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。

石川委員のご質問にお答えいたします。

どういった方がという、支援員になるのかというお話かと思うのですが、これから公募をかけまして、募集をしていくということで考えているところなのですが、特に教員の免許を持っているとか、そういった有資格者ということではなくて、一般に広く募集をかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありますか。鰻原委員、では谷中委員。

○谷中委員 今の石川委員のちょっとそこに追加でなのですけども。

○鈴木委員長 谷中委員、谷中委員、マイクを立てて。

○谷中委員 あ、ごめんなさい。

12人ということで、配置なんかはどんなふうに考えているのですか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。

谷中委員のご質問にお答えいたします。

配置の基準といたしますか、こういったところというお話かと思うのですが、まず、私どもで想定をしているのが、今のご説明の中で小中学校というお話があったのですけれども、できれば小学校を中心ということ考えているところです。

小学校のほうの教員のほうが、日中何か空き時間が少なく、授業のそういう準備とかということで、子供と触れ合うような時間が少ないというようなことがあるということで、主に小学校ということ考えているところです。

また、月の時間外の多い学校であるとか、または個人の、先生方の時間数の割合が多いような学校であるとか、あと一クラスの児童数が多いようなところなどを中心に、こちらですね、ちょっと検討いたしまして、配置のほうを考えていきたいなというふうに考えております。以上です。

○鈴木委員長 谷中委員。

○谷中委員 ありがとうございます。

その12人です、配置はね、その忙しい、仕事があるところということなのですけれども、その場合に、1校にもう1人と決まったら、その学校ですか。それとも複数でみる可能性があるのかというのが1つと。

あと、作品なんかは、よく今整理とか、準備というのは、結構ボランティアがやっている学校もあるのですよ。

その辺というのは、ボランティアが結構入っている学校は入らないというふうな確率のほうが多いのですかね。その点お聞きします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 学校教育課長の菅野です。

谷中委員のご質問にお答えいたします。

配置につきましては、1校に1人という考えで複数校という考えでは今は持ってございません。

それと、ボランティアさんとの関係性といいますか、なのですけれども、今回、私どもで想定している支援業務ということで、先ほどお話しさせていただいたのですけれども、先生の助手といいますか、代役といいますか、採点の業務であるとか、児童生徒さんの個人情報などもちょっと取り扱えるようなことで考えているところでございまして、その辺ちょっとボランティアさんと、ちょっと一線を画せるかな、画せるかなというか、とはちょっと違う業務を担ってもらうということで、あと会計年度任用職員ということで考えておまして、公務員の身分になるものですから、責任というところも重くなってくるので、そういったところでボランティアさんとの区別といいますか、業務内での区別はできるのかなというふうに考えているところです。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰻原委員。

○鰻原委員 引き続き、石川さんと谷中さんが聞いてくれたのだけれども、どうもわから

ないのだよね。

1人、12人で740万円だと、大体60万円ぐらいになるのかな、1人。

そうすると、これで1年間勤めるのですか。これは何年か、1年間やる予算なのかな。

それと会計年度任用職員というけれども、これは教員の免許を持ってなくてもいいのですか。その点ちょっとお願いします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。

鰐原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、どれぐらいの勤務時間になるかなというところなのですけれども、1日当たり3時間程度を予定をしております、週5日勤務ということで、週に直しますと15時間以内ということで、考えております。はい。

すみません、もう1点、すみません、もう一度ご質問のほうお願いできますか。

○鰐原委員 会計年度任用職員だという身分だというのだけれども、学校の教職員の免許を持っている影響。先生の資格がなくてもいいのかという。

○大貫学校教育課長 そうですね、先ほども石川委員のご質問にお答えしたとおり、はい、有資格者ではなくてもいいということで、想定をしているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 あのね、バスの安全装置が各々、幼保連携認定こども園とか、児童クラブに対する送迎バスとか、そのスクールバスに対する安全装置設置というのだけれども、安全装置設置は同じものですか、車によって違うのかなと思うのですが、どんなふうな安全装置をつけるのかなと思っているのですけれども。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。小堀保育課長。

○小堀保育課長 保育課長の小堀です。よろしくお願いたします。

鰐原委員の質疑にお答えいたします。

国のほうから安全装置のリストが提示されておりますので、安全装置の種類は2種類ございます。

保護者確認式と感知式ということで2種類の安全装置がございますので、各園がどちらがいいかと選定をしていただいて、導入していただくようになるかなと思っております。

説明は以上で終わります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 スクールバスの安全装置をつけるのは何台なのか。

その放課後児童育成事業費としてつける車の台数はいくつなのか。

児童福祉施設整備事業費でつける車の数は、各々何台になります？

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。はい、大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 鰐原委員のご質問にお答えいたします。

スクールバスに設置する台数ということなのですが、こちらは9台になります。

それで、補助につきましては、スクールバス管理費県補助金ということで、4ページですかね、県支出金の2項7目の補助金を使いまして、設置のほうを行う予定でございます。以上です。

○鈴木委員長 杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 放課後学童クラブにつける補助対象の車両台数の合計は21台になっております。

ただ、認定こども園と違いますのは、放課後学童クラブの場合は義務ではないというところですので、もちろん21台分予算はとらせていただきたいというふうに思って、今回計上しておりますが、皆さんに、対象になっている園には周知をしまして、できれば補助があるのでつけてもらいたいというふうにお話はしていきますが、義務ではないということですので、必ずしも全員出してくるかどうかはちょっと正直申しますとわからないというところになっております。

その理由としましては、子供がちょっと小さい子か、小学生かというところがあって、国のほうでそういったような決まりになっております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 小堀保育課長。

○小堀保育課長 保育課長の小堀です。

保育課としましては、幼保連携型の認定こども園に、3施設に対して10台、補助を予定しております。

説明は以上となります。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。谷中委員。

○谷中委員 ちょっとしつこいのですけれども、先ほどの12名の支援員さんなのですけれども、1週間、5日間で3時間というのを選んだと思う、そういうふうに今お話があったのですけれども、意外とその5日間で3時間という、何かどういふような勤務になるのかなというの、お昼までなのかなとか思ったりする。

それで、当然報酬も少ないとは思うのですね。

それで、それって、毎日で3時間というやつと、5時間で3日という、同じ15時間になると思うのですが、その辺はどういうことを考慮して、どちらも、どっちがいいという人は、その人によって全然違うと思うのですけれども、今回その5日間を選んだというのはいかなる理由はあるのですか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 学校教育課長の菅野です。

谷中委員のご質問にお答えいたします。

時間数は少ないかもしれないのですけれども、毎日、月曜日から金曜日まで週5日、

出勤してもらったほうが教員の業務軽減というところで図れるかなというふうな考えで
ございます。以上です。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 ちょっとしつこいのだけれども、バスの安全装置ね、スクールバスは99万
円で9台だから、大体1つ10万円ぐらいだわな。

それと、放課後児童クラブは、21台だから、やっぱり184万円だから9万円ぐらいで
しょう。それは義務化されていないというのだけれども、そうすると、175万円で、その
幼保連携型認定こども園のバスは10台だと17万円ぐらいするわけだよな。

そうすると、これは幼保連携がやっぱり一番事故があつて、問題視されているから、
何か特別いいものをつけて、重大な、より安全装置を高めるやつだから17万円するの
かというような解釈になるわけですか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。小堀保育課長。

○小堀保育課長 認定こども園が事故が多いというわけではなくて、認定こども園、保育
施設が義務化されているということで、ご理解いただければと思います。はい。決して
事故が多いからというわけではございません。義務化になっているということで、1台
当たり17万5,000円の補助が出るということで、ご理解いただければと思います。

説明は以上となります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうすると、この補助金だけで、持ち主は全然負担なしでできるという考え
ではないのだ。補助金に上乗せして、安全装置をつけるという形になるのですか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。小堀保育課長。

○小堀保育課長 やはり安全装置で認められたものによって値段がそれぞれござい
ますので、それを、どの装置を選ぶかというような場合、やはり各それぞれの保育施設で決定
されていきますので、予算内と思われる施設もあるでしょうし、もっと上乗せしてど
かあるかと思しますので、それは園のほうの判断にお任せしたいなと思っております。

説明は以上となります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 しつこいからやめますね。

次、次は、北押原中学校と南押原とね、5年度にやるわけだったのが、4年度に早く
予算がきたというから、では工期が早まるのかと思うのですけれども、そういう、これ
によってどのくらい工期が早まって、生徒たちが喜ぶのかな。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。郷教育総務課長。

○郷教育総務課長 教育総務課の郷です。

鰐原委員の質疑にお答えいたします。

前倒しによりまして、5月には入札できる。それで、夏休み前には工事に入れるとい
うことで、今回北押原も南押原も工期は9カ月ぐらいの予定なのですが、来年の2月に

は完成するというところで、前倒しによりその辺がメリットといいですか、よくなるということでございます。

以上で説明を終わります。

○鰐原委員 わかりました。できるだけ早くやってください。以上です。

○鈴木委員長 はい、ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 32 号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 33 号 令和 4 年、はい、仲田スポーツ振興課長。

○仲田スポーツ振興課長 スポーツ振興課長、仲田です。

先ほど鰐原委員の面積についてのお答えをさせていただきます。

台の原テニスコートについては 2,624 平米です。

児子沼公園については、先ほど言ったテニスコート 3 面を含んで、クラブハウスも含めた面積として、4,097 平米となっております。

以上で、質問をお答えします。

○鈴木委員長 可決してしまったのですが、提案でしたら大丈夫です。質問ではなければ。

○鰐原委員 提案ね。

○鈴木委員長 提案でしたら大丈夫です。

○鰐原委員 今面積を聞いたら、かなり広い面積ですよ。

ですから、ぜひね、有効活用に努めていただきたいと思います。お願いいたします。

○鈴木委員長 では、次に、議案第 33 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 10 号) についてのうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。郷教育総務課長。

○郷教育総務課長 教育総務課の郷です。

議案第 33 号 「令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 10 号)」のうち、教育委員会の予算についてご説明いたします。

ただいまの議案第 32 号と同じですが、説明書の 3 ページをお開きください。

15 款 国庫支出金 2 項 5 目 教育費国庫補助金、2 節 中学校費国庫補助金の説明欄、校舎等施設整備事業費国庫交付金 3,208 万 7,000 円の増につきましては、ただいまご説明いたしました北押原中学校及び南押原中学校の給水設備外改修工事に対する交付金を計上するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

5 ページをお開きください。

10 款 教育費 3 項 1 目 学校管理費の右側説明欄、校舎等施設整備事業費 2 億 8,017 万 1,000 円の増につきましては、北押原中学校と南押原中学校の給水設備改修工事に要する経費であります。

こちらも、国の補正予算成立に伴いまして、4 年度予算に組み替えをするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○鈴木委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 33 号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会におきまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後 8 時 0 6 分)